

那霸市保健所事業概要

-令和6年度-

那霸市

目 次

I 総説

1 保健所の役割	1
2 那覇市の状況	2
3 本市保健所の沿革	2
4 庁舎案内図	4
5 各課の主な業務	5
6 組織図及び職種別職員数	7
7 各課の所掌事務	9
8 令和6年度組織目標	11
9 歳入・歳出決算の状況	13

II 令和6年度事業実績

【保健総務課】

1 結核予防事業	
(1) 結核対策の概要	17
(2) 患者管理	18
(3) 普及啓発活動	19
2 感染症予防対策	
(1) 市内の感染症発生状況	19
(2) 麻しん対策	21
(3) 風しん対策	22
3 エイズ対策及び性感染症対策	
(1) H I V (エイズ) 検査・性感染症検査	22
(2) 予防普及啓発	23
4 厚生統計	23
5 地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会	26
6 那覇市献血推進事業	27

【健康増進課】

1 健康づくり関係事業	
(1) 健康づくり事業	
ア 「健康なは21 (第2次)」	28
イ 「なは健康フェア」	28
ウ 普及啓発活動	29
エ 食の環境づくり事業	29
オ 地域保健ボランティア活動	29
カ 生活習慣病予防健診・保健指導事業	30
キ 地域職域協働による働き盛り世代の健康づくり応援事業	31

ク 受動喫煙対策促進事業	32
ケ 口腔保健推進事業	32
2 健康増進事業	
(1) 健康診査	34
(2) 健康教育	38
(3) 健康相談及び栄養相談	38
(4) 訪問指導	38
3 予防接種	38
4 栄養改善事業	41
5 石綿健康被害救済制度申請窓口業務	42
6 特定健診・特定保健指導	
(1) 特定健診・特定保健指導	42
(2) その他の保健事業	44

【地域保健課】

1 母子保健	
(1) 母子保健の概要	47
(2) 母子医療給付	47
(3) 健康診査事業	50
(4) 母子保健相談指導事業	52
(5) 母子保健地域活動事業（母子保健推進員活動）	54
(6) 発達支援強化事業	54
(7) 「健やか親子なは」推進事業	55
(8) 思春期健康教育事業	55
(9) 健康づくり推進員養成育成事業	55
(10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	56
2 難病対策	
(1) 難病とは	57
(2) 特定医療費(指定難病)公費負担制度	58
(3) 難病患者地域支援対策推進事業	62
(4) 患者家族の交流会及び自助組織活動の育成・支援	65
(5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	66
3 原爆障害対策事業	
(1) 事業内容	67
(2) 被爆者健康診断の状況	67
4 精神保健福祉	
(1) 精神保健福祉活動	68
(2) 精神保健福祉相談事業	69
(3) 自殺予防対策事業	71
(4) 地域生活支援促進事業	73
(5) その他	75

【生活衛生課】

1 食品衛生	
(1) 食品衛生関係営業施設数及び監視指導状況	77
(2) 許可を要しない食品衛生関係施設数及び監視指導状況	78
(3) 重点監視施設等の監視状況	78
(4) 食中毒の発生状況	79
(5) 苦情受付状況	80
(6) 食品の収去検査等	80
(7) 衛生教育実施状況	81
2 生活衛生	
(1) 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況	81
(2) 公衆浴場、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症感染防止対策	82
(3) 特定建築物施設数及び監視指導状況	82
(4) 建築物環境衛生事業登録営業所数及び監視指導状況	82
(5) 簡易専用水道等設置数及び監視指導状況	83
3 医事薬事	
(1) 業務内容	83
(2) 病院、診療所及び助産所	83
(3) 病院立入検査指導状況	84
(4) 衛生検査所、歯科技工所	84
(5) 施術所	84
(6) 医療従事者の免許申請等件数	84
(7) 薬局、医薬品販売業の施設数	84
(8) 医療機器販売業・貸与業許可、届出施設数	85
(9) 薬局（薬局医薬品製造業含む）及び医薬品販売業に係る薬事監視状況	85
(10) 毒物劇物販売業施設数	85
(11) 毒物劇物に係る監視状況	85

III 人口統計

1 人口動態統計	
(1) 人口動態調査の概略	87
(2) 調査の方法	88
(3) 用語の説明	88
(4) 比率・指標の解説	88
2 那覇市の人口	
(1) 年齢（5歳階級）別人口	89
(2) 令和5年 年齢（5歳階級）別人口ピラミッド	90
(3) 市・県・全国の人口動態の推移	91

3 死因別分類表	92
(1) 性別にみた死因順位（第10位まで）別、死亡数・構成割合	93
(2) 悪性新生物の主な部位別及び生活習慣病の死亡数・死亡割合の推移と県・国との比較	94
(3) 年齢階級別死亡数	95
(4) 主要死因の割合	96
(5) 令和5年 死亡数、性、死因（死因分類）、年齢（5歳階級）	98

IV 資料

1 本市保健所学生等実習	106
2 令和6年度 那覇市保健医療審議会委員名簿	107

I 総説

1 保健所の役割

平成 25 年 4 月 1 日、本市の中核市移行に伴い、地域保健法（昭和 22 年 9 月 5 日法律第 10 号）に基づき、那覇市保健所条例が施行され那覇市保健所（本市保健所）を開所した。

本市保健所は、沖縄県から移譲された保健所業務と市が従来から行っていた母子保健事業等を統合し、健康増進課・地域保健課・生活衛生課の 3 課体制でスタートした。また、平成 28 年度からは、保健総務課を加えた 4 課体制とした。

保健所業務の適正な執行のためには、専門的な知識及び技術を有する職員の存在は不可欠であることから、地域保健法をはじめとする関係法令により必置とされている医師の他に必要とされている歯科医師・薬剤師・保健師・診療放射線技師・臨床検査技師・管理栄養士・衛生監視員などの専門職を配置している。

本市保健所の役割の 1 つとして対人保健サービスがある。市民一人ひとりが幸福な生活を営むために、何よりもまず心身ともに健康であることが大切である。さらに生きがいのある人生を送るには、保健・医療・福祉の充実は欠くことのできない基本となるものである。

近年、急速な高齢化と、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病増加及びそれに伴い、介護が必要な状態になる人の増加は、生活の質の低下や社会負担の増加等を招いて、深刻な社会問題となっている。

本市では平成 16 年度に策定した那覇市健康増進計画を見直し、「健康なは 21（第 2 次）」を平成 27 年度に策定、市民の「健康寿命の延伸」と「早世の予防」を目指して健康づくりに取り組んでいる。さらに、市民を取り巻く、家庭、地域、職場等の様々な関係機関・団体、ボランティア、行政が一体となった「健康づくり市民会議」を設置し、市民総がかりで健康の維持・増進に努めている。

また、核家族化が急速に進み、親子を取り巻く環境が大きく変化している中、那覇市の母子保健の課題に取り組むため、平成 26 年度に那覇市母子保健計画「健やか親子なは 2015」を策定した。「すべての親と子が地域の中でともにいきいきと健やかな生活ができる」を基本理念に、実現に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいる。精神保健の分野においては、「自殺総合対策大綱」の基本理念に基づき、令和元年に策定した「那覇市自殺対策計画」について、令和 5 年度に中間評価及び見直しを行い、『誰も自殺に追い込まれることのない那覇市』の実現にむけ、関係機関と連携し取り組んでいる。

さらに、地域における健康危機管理の中核拠点として健康危機に取り組むことも本市保健所の大きな役割である。令和 2 年 2 月に起こった新型コロナウイルス感染症まん延時の対応としては、県内発症例確認後に那覇市健康危機管理対策本部及び現地対策本部を設置し、早期から新型コロナウイルス感染症対応へ取り組みを実施した。全庁応援体制及び人材派遣等の一部委託にて対応し、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルスが五類感染症に移行後、同年 5 月 31 日に現地対策本部は解散した。新型コロナワクチン対応については、令和 3 年 2 月から令和 6 年 3 月まで発症予防及び重症化予防効果が期待されるワクチン接種に対応するため、本市保健所内に新型コロナワクチン接種推進室を設置し、迅速かつ安全なワクチン接種の機会の提供に努めた。

本市保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るため、上記の対人保健サービスに加え、結核や感染症の相談や検査、給食施設等への栄養指導などの業務も担っている。

一方、対物保健サービスとして、食品衛生や獣医衛生、生活衛生や医事薬事衛生の 4 分野からなる生活衛生を守るための事業があり、それら 4 分野の事業者へ許認可を行いそれぞれの管理や監査、保守する役割を担っている。主な役割として集団食中毒の予防や原因究明、食品流通における安全の確保、食品に関

する相談や調査、大衆利用施設の監視指導業務、医療施設等の監視指導事業がある。また、平成 29 年の「住宅宿泊事業法」の施行に伴い、本市では健全な住宅宿泊事業の普及を図り、市民の生活環境を守るために、平成 30 年に「那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を制定した。

2 那覇市の状況

沖縄県は、北緯 24~28 度、東経 122~133 度の南北約 400km、東西約 1,000km の海上に弧を描いて連なる 160 の島しょの内、有人島 39 からなっており、その中で那覇市は最大の島、沖縄本島の南部に位置している。

本市は、西方に東シナ海を擁し南北及び東の三方は、他の市町村と隣接する。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平坦をなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開する。また、市内を東から西に国場川と安里川が流れ、前者は那覇ふ頭、後者は泊ふ頭を経て、東シナ海にそいでいる。

那覇市の面積は 41.46 km²（推計）で、人口 312,021 人、世帯数は 161,017 世帯（人口、世帯数：令和 7 年 3 月末現在）となっている。

3 本市保健所の沿革

（1）旧・沖縄県中央保健所の沿革

昭和 45 年 3 月	保健所設置（鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建 2,939 m ² 、敷地面積 5,799.44 m ² ）
昭和 47 年 3 月	中央保健所発足（那覇市を所管区域として那覇保健所の所長、庶務課長、衛生課長、看護課長の兼務及び公衆衛生看護婦 20 名を発令し、業務の一部を開始）
昭和 47 年 5 月	日本復帰と同時に那覇保健所から分離し、沖縄県中央保健所となる
平成 9 年 4 月	保健所組織改正。地域保健法全面施行に伴い保健師駐在制度を廃止
平成 11 年 4 月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正により、所管区域が那覇市に加えて浦添市、島尻郡の渡嘉敷村、座間味村、具志川村、仲里村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村の計 2 市 8 村となる
平成 14 年 4 月	保健所と福祉事務所の組織統合により「南部福祉保健所中央保健所」となる 具志川村と仲里村の合併により久米島町が誕生し、所管市町村は 2 市 1 町 6 村となる
平成 22 年 7 月	平成 25 年度に予定されている那覇市中核市移行に伴う那覇市への委譲事務調整並びに中央保健所の南部福祉保健所への統合等について検討作業に着手
平成 23 年 4 月	那覇市中核市移行に伴う本市保健所設置に向け、那覇市より 4 名の職員を実務研修生として受け入れ
平成 25 年 4 月	那覇市の中核市移行により、那覇市全域についての保健所業務は那覇市へ移管し、浦添市他 1 町 6 村の保健所業務については南部保健所へ移管された

(2) 那覇市保健所の沿革

平成 22 年 10 月	中核市移行に伴う、本市保健所開設のための保健所準備室の設置
平成 23 年 4 月	中核市移行に伴う本市保健所設置に向け、沖縄県中央保健所へ那覇市より 4 名の職員を実務研修生として派遣
平成 23 年 10 月	沖縄県中央保健所（食品・医務薬務）へ実務研修生として 4 人を追加派遣
平成 24 年 4 月	沖縄県各保健所へ那覇市より実務研修生を 19 人追加派遣
平成 24 年 10 月	沖縄県中央保健所（医師）へ実務研修生として 1 人追加派遣
平成 25 年 4 月	本市保健所開設 「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の 3 課体制 沖縄県より所長・生活衛生課長等 8 人派遣受入
平成 25 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 7 人派遣
平成 26 年 4 月	沖縄県より生活衛生課長等 4 人派遣受入
平成 26 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 4 人派遣
平成 27 年 4 月	沖縄県より生活衛生課長等 3 人派遣受入
平成 27 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 3 人派遣
平成 28 年 4 月	本市保健所の組織改正により、「健康増進課」を「保健総務課」と「健康増進課」に分割し、「保健総務課」「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の 4 課体制となる
令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス県内感染者 1 例目確認。那覇市危機管理対策本部設置に伴い、現地（本市保健所）対策本部設置。「帰国者・接触者相談センター」を設置。
令和 2 年 4 月	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「保健総務課」を再編し、「医療体制支援室」を開設（～令和 3 年 3 月まで）
令和 2 年 8 月	「保健総務課」を再編、所内職員や市役所他部局職員等の応援を受け、「那覇市新型コロナウイルス感染症現地対策本部」を拡充。
令和 3 年 2 月	「健康増進課」を再編、「新型コロナワクチン接種推進室」を開設。 その後、市役所本庁等他部局職員の応援を受けて拡充。
令和 3 年 4 月	組織改正により、「健康増進課」と「特定健診課」を統合。同年 5 月より、保健所で特定健診・特定保健指導業務を開始。
令和 5 年 5 月	新型コロナウイルス感染症が感染症法上の五類感染症へ移行。「那覇市新型コロナウイルス感染症現地対策本部」は解散。
令和 6 年 3 月	「新型コロナワクチン接種推進室」を閉鎖。

◎施設の概要

名 称 : 那覇市保健所

設 置 年 月 日 : 平成 25 年 4 月 1 日

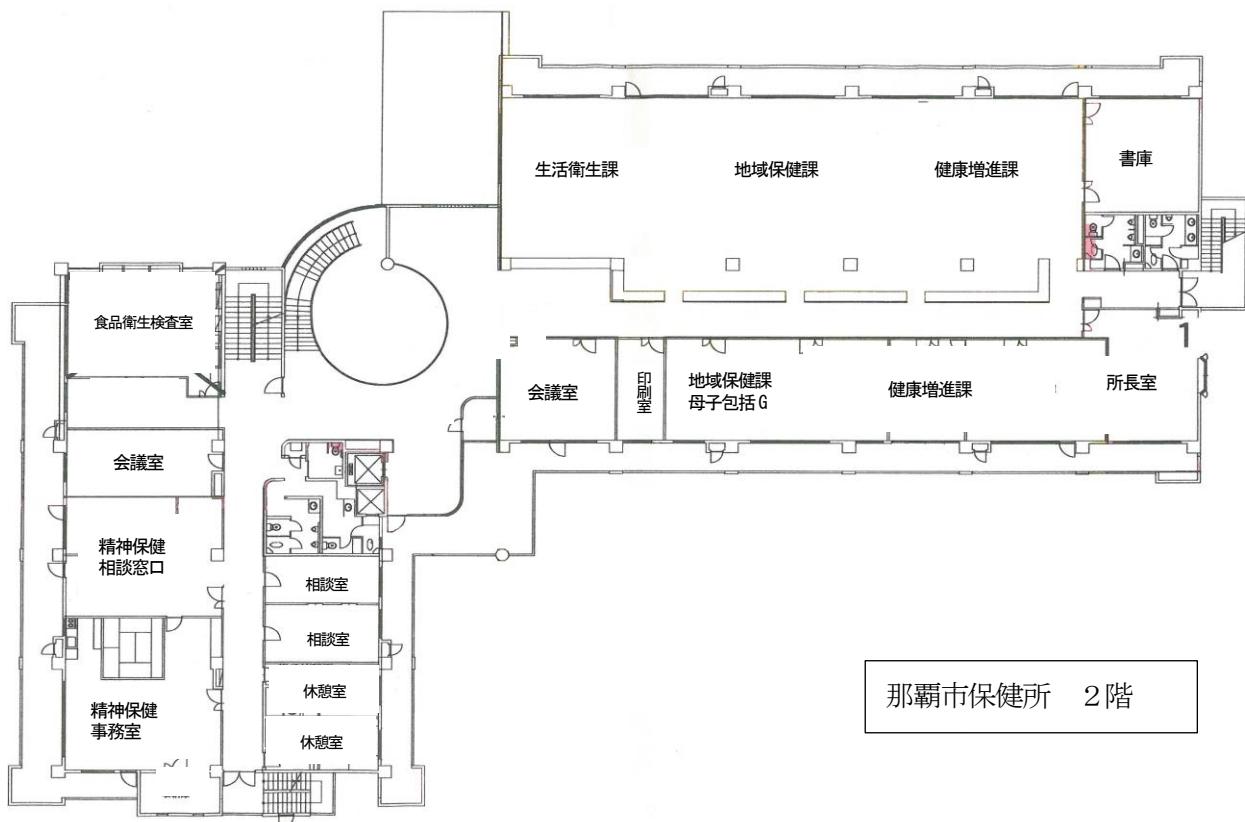
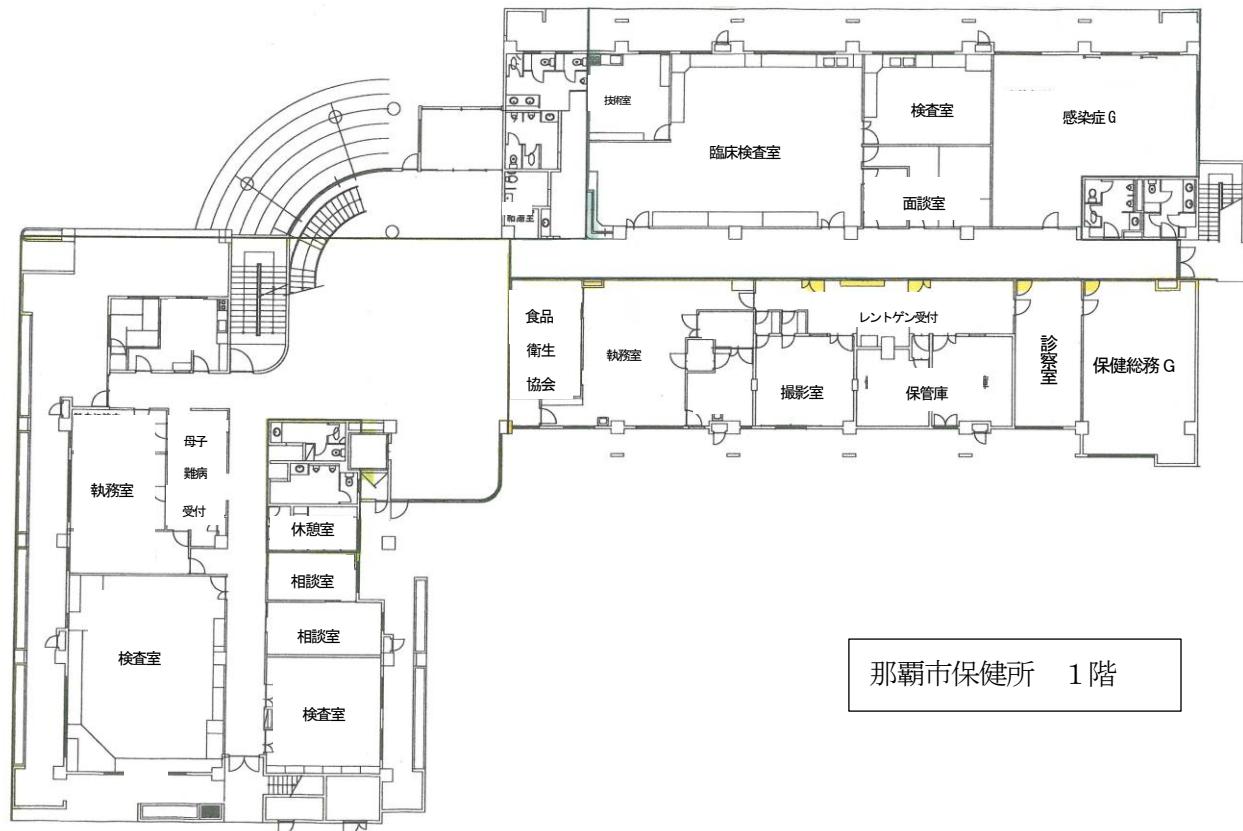
所 在 地 : 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

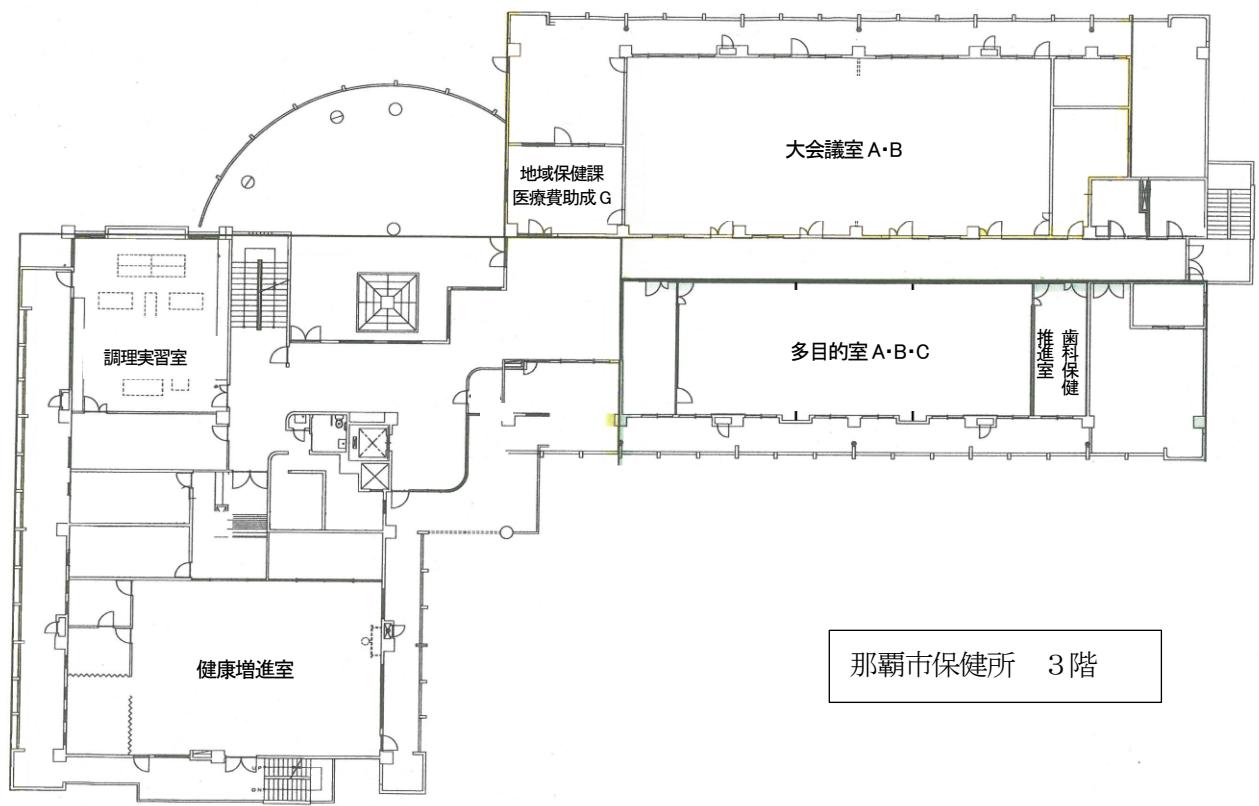
所 管 区 域 : 那覇市全域

敷 地 面 積 : 約 4,545 m² 建物延べ面積: 約 4,590 m²

建 物 の 構 造 : 鉄筋コンクリート造瓦重ね・陸屋根 地下 1 階付地上 4 階階建

4 庁舎案内図 (R6. 4月現在)





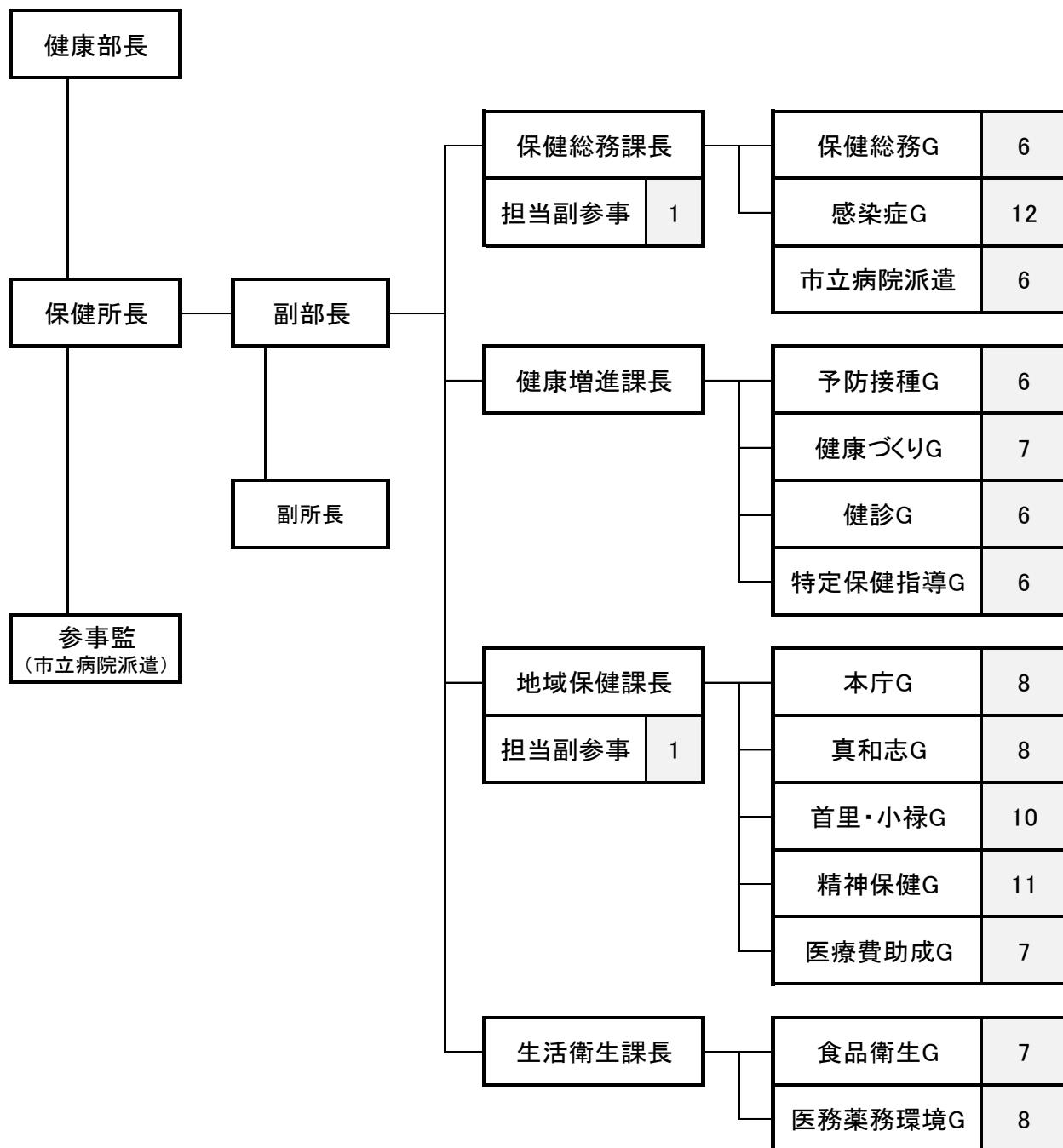
5 各課の主な業務

担当課 (電話番号)	担当業務
保健総務課 (098-853-7964)	保健衛生に係る統計
	保健所庁舎の維持管理
	献血・骨髓等移植ドナー支援
	健康危機管理
	結核感染症の予防、まん延防止
	性感染症の相談、検査
健康増進課 (098-853-7961)	健康づくり事業
	成人健診、各種がん検診
	予防接種

	給食施設の届出
	栄養指導
	特定健康診査及び特定保健指導
地域保健課 (098-853-7962)	母子保健に関する相談
	妊産婦・新生児訪問（助産師訪問）、乳幼児健診、発達相談、親子教室
	低体重児、小児慢性特定疾病児に関する相談
	未熟児養育医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、育成医療助成
	先進医療不妊治療費助成、不育症検査費用助成、特定医療費（指定難病）等の申請受付、先天性血液凝固因子障害等医療費の申請受付
	精神保健福祉相談事業（ひきこもりを含む）、自殺予防対策事業、地域生活促進支援事業
	難病患者地域支援対策推進事業、自助組織活動の育成支援
	原爆被爆者健康診断事業
生活衛生課 (098-853-7963)	病院、診療所及び助産所の開設許可等、監視指導
	施術所、歯科技工所の開設届出等、監視指導
	衛生検査所の登録等、監視指導
	医師等医療従事者の免許申請に関する事務
	薬局、医薬品販売業等の許可、監視指導
	毒物劇物販売業の登録
	飲食店、食品製造業等の営業許可、監視指導
	HACCPに沿った衛生管理の指導、食中毒の予防
	旅館、興行場、公衆浴場の営業許可、監視指導
	理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受理、監視指導
	専用水道、貯水槽水道等の衛生指導
	住宅宿泊事業の届出受理、監視指導
	特定建築物の届出受理及び監視指導、建築物環境衛生事業登録に関する事務及び監視指導
	温泉利用許可等に関すること

6 組織図及び職種別職員数

令和6年度 本市保健所組織図



* 数値については定数（令和6年4月1日現在）

職種別職員数

	保健所										市立病院 (派遣)		合計	
	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	社会福祉士	衛生監視員	臨床心理士	事務職	技師		
所長	1												1	
副部長											1		1	
副所長	1												1	
保健総務課	1			6	1	2					10	2	4	26
健康増進課		1		5			3				17			26
地域保健課				34				3		1	8			46
生活衛生課			4						10		2			16
合計	3	1	4	45	1	2	3	3	10	1	38	2	4	117

※令和6年4月1日現在で、数値については定数。

7 各課の所掌事務

【保健総務課】

- (1) 感染症に関すること
- (2) 健康危機管理に関すること
- (3) 放射線業務に関すること
- (4) 感染症診査協議会に関すること
- (5) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること
- (6) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること
- (7) 医療に係る連絡調整に関すること
- (8) 保健衛生団体及び救急医療の補助金（小児救急に限る）に関すること
- (9) 保健衛生に係る統計に関すること
- (10) 献血に関すること
- (11) 角膜・腎臓及び骨髄の移植の啓発に関すること
- (12) ハンセン病の啓発に関すること
- (13) 肝炎医療費助成の申請に関すること
- (14) 医師の実習及び研修に関すること
- (15) 保健関係職員の研修に関すること
- (16) 食品検査室の精度管理に関すること
- (17) 保健所庁舎の維持管理に関すること

【健康増進課】

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 予防接種に関すること
- (3) 健康診査に関すること
- (4) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること
- (5) 国民健康保険の保健事業に関すること
- (6) 歯科保健に関すること
- (7) 食生活改善及び栄養に関すること
- (8) 給食施設指導に関すること
- (9) 健康・栄養調査に関すること
- (10) 喫煙対策に関すること
- (11) 石綿健康被害救済制度に関すること
- (12) 管理栄養士の国家試験に関すること
- (13) 栄養士の免許申請及び実習に関すること

【地域保健課】

- (1) 母子保健に関すること
- (2) 地域保健活動に関すること
- (3) 母子保健推進協議会に関すること
- (4) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療及び障

害福祉サービスに関する業務を除く。)

- (5) 自殺予防対策事業に関すること
- (6) 未熟児養育医療に関すること
- (7) 育成医療に関すること
- (8) 不妊症の方又は不育症の方への支援に関すること。
- (9) 小児慢性特定疾病に関すること
- (10) 児童の療育に関する事（他課の所管に属するものを除く。）
- (11) 特定医療費支給認定申請に関する事
- (12) 難病患者地域支援対策推進事業に関する事
- (13) 原爆被爆者に対する健康診断等に関する事
- (14) 地域看護実習に関する事
- (15) 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関する事
- (16) 保健センターに関する事。
- (17) 新保健センターの建設等に関する事。

【生活衛生課】

- (1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生に関する事
- (2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等に関する事
- (3) クリーニング所、理容所及び美容所の開設の届出等に関する事
- (4) 温泉の利用許可等に関する事
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する事
- (6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関する事
- (7) 病院、診療所及び助産所の開設許可等に関する事
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所の開設の届出等に関する事
- (9) 薬局等の開設許可等に関する事
- (10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関する事
- (11) 薬物乱用防止対策に関する事
- (12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関する事
- (13) 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関する事
- (14) 住宅宿泊事業の届出等に関する事
- (15) 歯科技工所の開設の届出等に関する事
- (16) 衛生検査所の登録等に関する事
- (17) 死体の解剖及び保存の許可に関する事
- (18) 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関する事

8 令和6年度組織目標

【保健総務課】

1. 地域医療の充実に向けた市立病院建替えの推進

建替え事業の財源（起債・ハード交付金等）の確保。

2. 厚生労働統計調査の実施（国民生活基礎調査等）

調査員の確保。

所要の期間内で適正な調査を実施する。

3. 感染症予防対策の強化

感染症に関する啓発を行う。（予防普及啓発）

HIV や性感染症検査等に関し、新たな項目や件数を拡充する。

4. 行政手続きのオンライン化

社会福祉施設等における感染症に関する集団発生報告のオンライン申請システム化。

5. 健康危機管理対処計画（感染症編）の策定

健康危機対処方針（感染症編）の策定。

6. 非常用電源の確保について

非常用電源設置に係る設計業務の予算措置。

7. 泡消火薬剤撤去等事業

年度内には泡消火薬剤撤去等を実施。

【健康増進課】

1. 健康なは21（第3次）計画の策定

庁内及び外部の意見を取り入れた計画を年度内で策定する。

2. がん患者のアピアランスケア事業の円滑な実施

新規事業であることから、多くの市民に広く知れ渡るよう周知に努める。

3. 特定健診受診率の向上（受診者及び未受診者対策）

特定健診受診率をコロナ以前を上回ることを目標値とする。（令和元年度2月末：26%、最終36.4%）

4. 特定保健指導率の向上（生活習慣病発症予防の支援）

特定保健指導実施率について、2月末時点で前年度を上回ることを目標値とする。（令和5年度：18.3%）

5. Kintone を活用した給食施設報告による業務の効率化

システムの活用により作業時間の短縮を目指す。

6. 親子健康手帳アプリ（母子モ）の参加医療機関拡大

市外医療機関も含め、今年度新規で10医療機関の追加を目指す。

【地域保健課】

1. 乳幼児健診の集団健診会場におけるDXの推進

各健診におけるデジタル受診票の導入を順次導入する。

2. 自殺予防対策の推進

若年層及び女性の自殺者数を抑えるため、SOSカード配布、研修会の開催、関係機関との連携強化を図る。

3. 「健やか親子なは2015那覇市母子保健計画」の最終評価

「健やか親子なは2015那覇市母子保健計画」の最終評価をまとめ、報告を行う。

4. 健康保険証の新規発行廃止に伴いマイナンバーカードによる円滑な医療費助成受付事務の推進

チェックシートを整備する。

【生活衛生課】

1. 那覇市HACCP制度実施検証事業の実施

当該制度の定着を検証するための施設検査を3月末までに15件実施する。

2. レジオネラ症の発生防止に係る指導強化

公衆浴場許可施設の浴槽水検査（行政検査）を3月末までに40件実施する。

3. 食品収去検査における業務管理体制の維持

業務管理体制を維持するため、外部精度管理調査を実施する機関が行う調査に参加し、「適正」な判定を受ける。

4. 食品営業許可業務の自動化促進

RPAを活用し、自動化した食品営業許可に係る申請を3月末までに200件とする。

5. 補助金等申請事務に係る進捗管理の実施

歳入予算となる県補助金5事業を一元管理する。

9 歳入・歳出決算の状況

◎保健総務課

【歳入】

(単位 : 円)

款	項	目	令和6年度
14 使用料及び手数料	01 使用料	03 衛生使用料	32,484
	02 手数料	03 衛生手数料	0
15 国庫支出金	01 国庫負担金	04 衛生費国庫負担金	34,933,640
	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	7,769,980
	03 委託金	03 衛生費委託金	6,236,600
16 県支出金	02 県補助金	03 衛生費県補助金	3,605,370
	03 委託金	03 衛生費委託金	162,108
17 財産収入	01 財産運用収入	01 財産貸付収入	492,800
21 諸収入	05 雜入	04 雜入	44,223,886
22 市債	01 市債	01 衛生費	3,436,100,000
		01 衛生費（繰越）	3,680,600,000
計			7,214,156,868

【歳出】

款	項	目	令和6年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	4,144,133,724
		01 保健衛生総務費（繰越）	3,705,680,000
		09 感染症対策費	78,645,167
計			7,928,458,891

◎健康増進課

一般会計

【歳入】

(単位 : 円)

款	項	目	令和6年度
15 国庫支出金	01 国庫負担金	04 衛生費国庫負担金	49,749,706
	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	18,451,000
	03 委託金	03 衛生費委託金	921,721
16 県支出金	01 県負担金	02 衛生費県負担金	9,484,397
	02 県補助金	03 衛生費県補助金	13,979,095
	03 委託金	03 衛生費委託金	65,000
21 諸収入	05 雜入	04 雜入	108,224,880
計			200,875,799

【歳出】

款	項	目	令和6年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	979,506
		02 予防費	1,278,514,369
		06 健康増進費	276,104,694
計			1,555,598,569

国民健康保険事業特別会計

【歳入】

(単位 : 円)

款	項	目	令和6年度
04 県支出金	01 県負担金	01 保険給付費等交付金	77,698,000
08 諸収入	03 雜入	05 雜入	433,108
計			78,131,108

【歳出】

款	項	目	令和6年度
06 保健事業費	01 特定健康診査等事業費	01 特定健康診査等事業費	159,639,362
	02 保健事業費	01 疾病予防費	65,869,610
09 諸支出金	01 償還金及び還付加算金	03 償還金	21,138,000
計			246,646,972

◎地域保健課

【歳入】

(単位 : 円)

款	項	目	令和6年度
15 国庫支出金	01 国庫負担金	01 民生費国庫負担金	7,790,000
		04 衛生費国庫負担金	120,637,201
	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	1,235,000
16 県支出金	01 県負担金	01 民生費県負担金	3,895,000
		02 衛生費県負担金	5,490,182
	02 県補助金	03 衛生費県補助金	7,084,025
	03 委託金	03 衛生費委託金	28,776
21 諸収入	05 雜入	04 雜入	2,661,440
計			148,821,624

【歳出】

款	項	目	令和6年度
03 民生費	01 社会福祉費	02 障害者福祉費	12,571,193
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	13,872,281
		04 母子保健費	378,143,461
		07 地域保健費	10,401,729
計			414,988,664

◎生活衛生課

【歳入】

(単位 : 円)

款	項	目	令和6年度
14 使用料及び手数料	02 手数料	03 衛生手数料	33,460,250
16 県支出金	02 県補助金	03 衛生費県補助金	2,420,463
21 諸収入	05 雜入	04 雜入	908
計			35,881,621

【歳出】

款	項	目	令和6年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	6,910,773
		08 生活衛生費	17,479,220
計			24,389,993

II 令和 6 年度事業実績

【保健総務課】

II 令和6年度事業実績

【保健総務課】

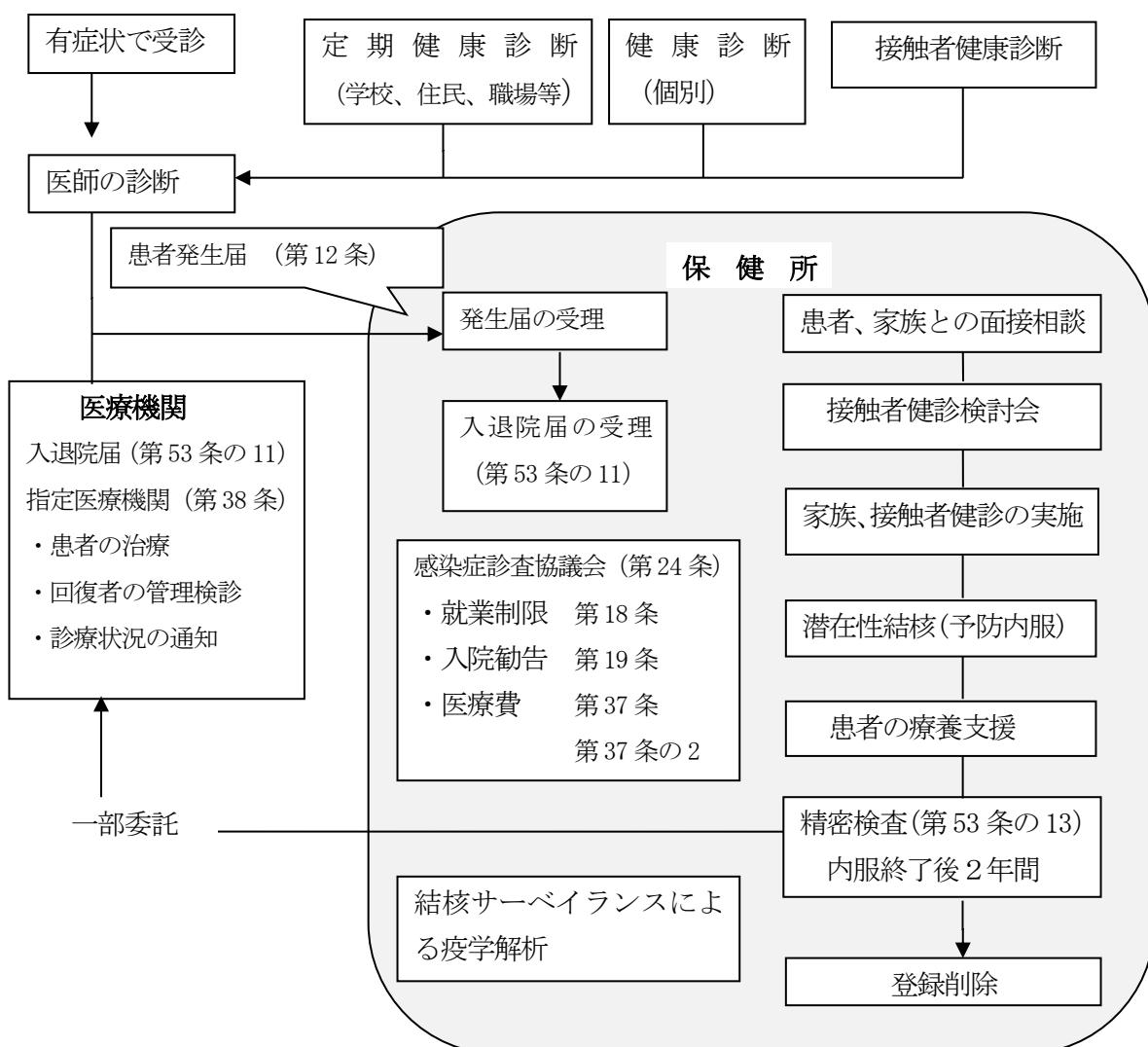
1 結核予防事業

結核予防事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法）に基づき健康診断、患者管理、患者の療養支援、結核医療、発生動向調査等の一貫した管理を行う。

患者の療養支援については、治療の完了を目的として保健師が入院中から訪問支援を開始し、退院後も訪問・面接等に重点をおいた生活・服薬支援を展開している。

（1）結核対策の概要

～結核患者の発見から登録削除まで～



- 本市保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 患者は治療終了後、回復者として保健所又は指定医療機関で2年間の管理検診を行い、再発の恐れがなくなった場合登録から削除される。
- 削除後は、自主的に健康管理を行う。（住民健診又は職場健診）

(2) 患者管理

(1) 管内の新登録結核活動性分類別数

	新登録 患者数	肺結核活動性				肺 外 活動性 結 核	(別掲) 潜在性結核 感染症
		小計	喀痰塗抹 陽性	その他 菌陽性	菌陰性 その他		
令和5年中	41	29	9	13	7	12	31
令和6年中	45	31	13	13	5	14	41

(2) 年齢階級別新登録結核患者数

年代 年	0 ～19	20 ～29	30 ～39	40 ～49	50 ～59	60 ～69	70 ～79	80 ～89	90 以上	総 計	70 以上 (%)
令和5年中	3	6	0	2	2	7	5	9	7	41	21 (51.2)
令和6年中	1	4	3	0	2	4	13	13	5	45	31 (68.9)

(3) 感染症グループにおける支援状況

年度	家庭訪問 (DOTS支援含む)		来所相談 (延)					電話 相談 (延)	健康教育	
	実人員	延人員	治療 患者	管理 検診	接触者 健診	希望 検診	小計		回 数	延件数
令和5年	55	190	152	31	418	0	601	139	1	41
令和6年	47	161	193	26	536	0	755	141	1	11

(4) 会議

- ①結核サーベイランス委員会（8月）
- ②地区別講習会・九州ブロック会議（8月）

(5) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条により設置され、医師、弁護士等で構成される。法第37条（入院勧告・措置）及び法第37条の2（結核外来治療等）に該当する患者の就業制限、入院勧告、入院の延長、医療費公費負担の申請等に関する事項を審査する。令和6年度の開催は24回であった。

<令和6年度 那覇市感染症診査協議会開催状況>

申請		承認		保留		不承認	
37条	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
35	153	32	129	2	21	1	3

(3) 普及啓発活動

- 結核・呼吸器感染症予防週間（期間：令和6年9月24日～9月30日）
・本庁ロビーの電子掲示板にて結核・呼吸器感染症予防週間の周知
・本市保健所にてパネル展を開催
・令和6年9月24日(火)県民広場で街頭キャンペーン実施

2 感染症予防対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権を守りながら市民の安全な生活を守る。
また、感染症に関する情報の発信・知識の普及に努め、市民への予防啓発活動を行う。

(1) 市内の感染症発生状況

市内の感染症発生状況について、市ホームページにおいて週報を毎週更新し掲載している。

ア 全数把握対象感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）には一類～四類感染症・五類感染症のうち24疾患・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症が定められており、これらを診断した医師は保健所に発生届により報告しなければならない。

令和6年(令和6年1月1日～令和6年12月31日)発生件数※		
区分	感染症名	市内
一類感染症	—	発生なし
二類感染症	結核	86
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	3
四類感染症	E型肝炎	2
	デング熱	1
	レジオネラ症	6
	レプトスピラ症	2
五類感染症	アメーバ赤痢	2
	ウイルス性肝炎	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	10
	急性脳炎	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	9
	後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）	4
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	6
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	19
	水痘（入院例）	2

	梅毒	33
	破傷風	1
	百日咳	16

NESIDに登録された診断日に基づく集計。

イ 定点把握対象感染症

感染症法の五類感染症のうち 26 疾患は、市内の医療機関をインフルエンザ定点（12 カ所）・小児科定点（7 カ所）・性感染症定点（3 カ所）・基幹定点（1 カ所）・眼科定点（1 カ所）と定めている。これらの医療機関から 1 週間毎の感染症発生状況を集計することで、那覇市内の感染症のおおよその流行状況を把握している。

各定点の月別感染症発生状況（集計期間：令和6年1月～令和6年12月）

	感染症名	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
	インフルエンザ	1668	1128	626	280	80	60	488	543	1070	606	215	576	7340
	新型コロナウイルス感染症	500	380	304	390	699	1170	1331	278	114	64	37	66	5333
小児科	RS ウィルス感染症	6	0	4	40	71	134	54	9	9	8	3	1	339
	咽頭結膜熱	115	29	25	33	14	17	23	27	9	7	1	3	303
	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	186	251	174	125	62	77	77	43	48	25	24	32	1124
	感染性胃腸炎	124	106	114	87	105	85	123	102	102	48	57	89	1142
	水痘	24	10	13	17	3	4	10	4	6	2	2	1	96
	手足口病	4	1	5	39	71	85	46	38	119	177	109	22	716
	伝染性紅斑	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	1	3	16
	突発性発疹	5	4	9	9	17	11	8	7	10	1	6	5	92
	ヘルパンギーナ	2	0	2	9	33	47	18	7	5	3	1	1	128
眼科	流行性耳下腺炎	3	1	0	7	7	2	3	1	1	0	0	0	25
	急性出血性結膜炎	0	0	0	1	0	1	2	0	1	0	0	0	5
基幹(週)	流行性角結膜炎	15	2	7	16	6	3	12	9	3	6	7	5	91
	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	マイコプラズマ肺炎	12	14	15	42	23	19	19	5	6	3	5	3	166
	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

性 感 染 症 定 点	性器クラミジア感染症	12	9	5	10	11	15	15	13	9	9	7	9	124
	性器ヘルペスウイルス感染症	1	4	0	4	1	0	0	2	0	0	1	1	14
	尖圭コンジローマ	1	2	0	4	3	2	1	2	1	2	1	1	20
	淋菌感染症	1	1	2	3	7	5	5	3	2	3	2	3	37
基 幹 (月)	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	9	6	8	10	3	4	5	2	3	3	5	3	61
	薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 予防普及啓発

感染症対策上、市民への注意喚起の必要があると判断した場合に、マスコミへの公表をしている。

令和6年度 プレスリリース一覧	
5月2日	デング熱患者発生 および海外渡航者向け注意喚起について
5月17日	新型コロナウイルス感染症の流行状況について ～第19週は今年最多となっています～
8月9日	「インフルエンザ注意報」を発令しました
9月12日	【再掲】インフルエンザ 注意報 の発令中です
10月10日	「手足口病警報」を発令しました ～乳幼児のオムツの適切な処理と十分な手洗いを～
12月26日	「インフルエンザ注意報」を発令します
1月10日	インフルエンザ警報を発令します
2月13日	市内の百日咳年間報告数が、過去最多を過去最速で更新しました ～予防接種・早期発見・治療が大切です～
2月21日	インフルエンザ注意報を発令します
2月21日	本日、「水痘（みずぼうそう）注意報」を発令しました
3月6日	本日、流行性角結膜炎警報を発令しました

(2) 麻しん対策

麻しんは非常に感染力が強く、早期に診断し、感染拡大防止の措置を実施する必要がある。

沖縄県では、麻しん疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ連絡するよう求めている。連絡を受けた保健所は、診断した医師等から患者の行動歴や症状等を聞き取り、麻しん疑いが強い場合は直ちに検体の確保を依頼する。検体は沖縄県衛生環境研究所へ搬送し、PCR検査を実施し、約24時間で結果が判明する。那覇市保健所でも同様の対応を実施している。

平成30年に海外からの観光客による麻しん流行があり県内にて99例の麻疹が確定した。令和2年度以降、麻しん陽性数はゼロが続いているが、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に移行し、海外旅行客数はコロナ禍以前に戻りつつある。今後も海外からの帰国者や旅行者が麻しんを持ち込む可能性は

あり、麻しん対策の継続は必要である。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
麻しん疑い検査数	3件	0件	0件	3件	3件
麻しん陽性数	0件	0件	0件	0件	0件

(3) 風しん対策

① 風しん疑い発生時対応

風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんへの免疫がない集団において、1人の風しん患者から5～7人にうつす強い感染力を有す。

風しんの診断については、医師による臨床診断であったが、平成30年1月1日より届出基準の変更があり、風しん疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ届け出こととなった。またその後のPCR検査が原則として全例実施となった。そのため那覇市保健所においては、麻しん同様対応を実施している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
風しん疑い検査数	0件	1件	0件	0件	0件
風しん陽性数	0件	0件	0件	0件	0件

② 風しん抗体検査

風しんは妊娠初期に感染すると、白内障や心疾患等の症状を持つ、先天性風しん症候群（CRS）の赤ちゃんが生まれるリスクがあることから、市民を対象に、妊娠を希望する女性やその配偶者及び同居者を対象とした風しん抗体検査を実施している。令和元年12月からは、県内の医療機関にて委託を開始し、市外でも検査を受けられる体制を整備した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
風しん抗体検査	172名	137名	103名	126名	96件
接種勧奨 (抗体価低い方)	75名	67名	46名	55名	32件

3 エイズ対策及び性感染症対策

(1) HIV（エイズ）検査・性感染症検査

感染予防及びまん延防止のための無料の匿名による相談（随時）・検査を実施している。また、性感染症の罹患とHIV感染の関係が深いことなどから、HIV検査に加えクラミジア・淋菌・梅毒・B型肝炎・C型肝炎の検査を行っている。

令和6年5月にクラミジア検査を再開し、淋菌検査を追加した。

HIV（エイズ）検査・性感染症検査

検査項目	検査件数		陽性数	
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度
HIV	364	489	1	0
クラミジア	0	231	0	16
淋菌		231		1
梅毒	364	488	6	18
B型肝炎	46	47	0	1
C型肝炎	46	41	0	0
HTLV-1	24	6	2	0

（2）予防普及啓発

HIV啓発普及活動として、6月のHIV検査普及週間や12月の世界エイズデー等に合わせた周知・啓発活動を行っている。また、市広報誌や市のホームページへの掲載などによる啓発を行っている。また、市内の中学校及び高等学校等へポスター及びパンフレットを送付した。

4 厚生統計

厚生労働行政諸施策の企画及び運営に必要な基礎資料を得るために、国の基幹統計をはじめ各種統計調査を実施するとともに、得られた情報の市民等への提供及び保健所が行う様々な施策での活用を図る。

調査名	目的	時期	対象
人口動態調査 (基幹統計)	人口動態統計事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	・毎月	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻・離婚及び死産の全数を対象
国民生活基礎調査 (基幹統計)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	・毎年6月 3年に1回大規模調査実施	国勢調査区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯及び世帯員
医療施設調査 (基幹統計)	医療施設（病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・静態調査 3年ごとの10月 ・動態調査 毎月	・静態調査：全ての医療施設 ・動態調査：医療法に基づき開設・廃止・変更等のあった医療施設

病院報告 (一般統計)	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・患者票 毎月	全国の病院及び療養病床を有する診療所
衛生行政報告例 (一般統計)	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得る。	・年度報 (毎年5月末：前年度実績) ・隔年報 (当該年の翌年2月末) (隔年報は都道府県対象)	都道府県、指定都市及び中核市 精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査・生活衛生・食品衛生・乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係
地域保健・健康増進事業報告 (一般統計)	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	・年度報 (毎年6月末：前年度実績)	全国の保健所及び市区町村 ・地域保健事業 母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の配置状況等 ・健康増進事業 健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診等
患者調査 (基幹統計)	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	・3年ごとの10月 (医療施設静態調査・受療行動調査と同時期に実施)	全国の医療施設から層化無作為により抽出した医療施設（病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設）で、調査日に受療した全ての患者。
受療行動調査	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	・3年ごとの10月 (医療施設静態調査・患者調査と同時期に実施)	全国の一般病院を利用した患者（外来・入院）を対象とし、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者。 外来患者票：診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、自覚症状、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、満足度 等 入院患者票：病院を選んだ

(一般統計)			理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、退院許可が出た場合の自宅療養の見通し、満足度 等
--------	--	--	--

5 地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会

地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事業等のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないが、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると地方公共団体が認めた事業等を効率的かつ効果的に行わせることを目的に設立する法人であり、市は平成20年4月に「地方独立行政法人那覇市立病院」を設立し、那覇市立病院は那覇市直営ではなくなった。

地方独立行政法人法では、設立団体の長である市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下、中期目標）を定め、法人に指示するとともに、法人の業務実績について評価を行うことが法定化されている。地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会は、法に基づき設置された市長の附属機関として、中期目標の作成時や毎年度の業務実績評価のほか、議会の議決を要する重要事項等について意見を述べることで法人の経営の透明性や効率的で自律的な運営を促進させる役割を担っている。

<評価委員会の所掌事務>

市長への意見具申

	業務内容	時期	根拠条項
①	各事業年度における業務の実績及び財務諸表の承認についての評価に対する意見具申	毎年	評価委員会条例第2条
②	中期目標期間における業務の実績についての評価に対する意見具申	4年ごと	〃
③	市長が必要と認める事項に対する意見具申	必要時	〃
④	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	作成:設立時 及び4年ごと 変更:必要時	地方独立行政法人法第25条第3項
⑤	中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績についての評価に対する意見	4年ごと	法第28条第4項
⑥	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	4年ごと	法第30条第2項
⑦	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	必要時	法第44条第2項
⑧	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出	設立時及び必要時	法第56条第1項において準用する第49条第2項

<令和6年度の開催回数> 8回

6 那覇市献血推進事業

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血の基本理念の普及啓発を図るとともに、各自治会や市内企業への呼びかけの他、本市施設内での献血を実施する等、沖縄県赤十字血液センターと協力し、年間を通して血液を安定的に確保できるよう活動している。

また、本庁自治会等から組織された那覇市献血協力会（平成17年発足）との意見交換の実施や、那覇市献血推進協議会を開催し本市の献血への普及啓発等について協議している。

年度別献血実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
那覇市献血協力会	126 名	130 名	94 名	92 名
那覇市職員等	503 名	436 名	382 名	422 名
企業・学校等	7,916 名	7,342 名	6,959 名	6,561 名
合 計	8,545 名	7,908 名	7,435 名	7,075 名

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
那覇市献血協力会	78 名	57 名	84 名	82 名
那覇市職員等	392 名	408 名	306 名	288 名
企業・学校等	6,579 名	6,923 名	7,396 名	7,148 名
合 計	7,049 名	7,388 名	7,786 名	7,518 名

II 令和 6 年度事業実績

【健康増進課】

II 令和6年度事業実績

【健康増進課】

1 健康づくり関係事業

(1) 健康づくり事業

市民の健康の維持・増進を目指し、「健康寿命の延伸」及び「早世（65歳未満の死亡）の予防」を全体目標に掲げ、平成28年度より「健康なは21（第2次）」の推進に取組み、令和6年度は次期計画策定に向けて、第2次計画の目標項目の評価・分析の検証を実施した。

第2次計画の検証では、働き盛り世代の肥満や健診受診率の低迷等の健康課題が浮き彫りとなり、その改善が急務となっている。そのため、子どもの頃からの適切な生活習慣の習得やライフステージに応じた健康課題への取組、健康づくりを支える環境の整備が求められている。

これらの状況を踏まえ、令和7年3月に「一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康長寿を実現する」を基本的理念とする「健康なは21（第3次）」計画を策定した。第3次計画がより実効性をもつよう新推進体制として、市民・関係機関・団体等で構成する「なは健康づくりパートナーズ」を発足し、協働による健康づくりの実践を図る。

ア 「健康なは21（第2次）」推進各会議の開催(令和6年度実績)

- | | |
|----------------------|--------|
| ・那覇市保健医療審議会 | 2回 |
| ・健康増進歯科口腔保健分科会 | 1回 |
| ・「健康なは21」推進幹事会 | 4回（府内） |
| ・「健康なは21」推進本部 | 2回（府内） |
| ・「健康なは21（第3次）」策定作業部会 | 9回 |

イ 「なは健康フェア」（年2回）

(ア) 目的：「健康なは21（第2次）」において、健康課題の多い働き盛り世代、特に男性の生活習慣の改善が重点課題となっていることから、働き盛り世代の男性とその家族が、自分の生活習慣や健康を見直す機会とする。

(イ) 対象：一般市民

(ウ) 実施方法：那覇市のボランティア団体（食生活改善推進員等）や健康づくり市民会議団体と連携
参加団体を中心に、企画・調整を行った。

(エ) 開催日・場所・参加人数

a 第12回なは健康フェア（ひやみかちなはウォーク同日開催）

日 時：令和6年11月10日（日） 10:00～15:00

場 所：沖縄セルラースタジアム那覇 エントランス広場

参加人数：各ブース利用者合計（延1,368人）

b 第13回なは健康フェア

日 時：令和7年3月20日（木・祝） 11:00～16:00

場 所：サンエーメインプレイス2F オープンモール（映画館前広場）

参加人数：664人

(オ) 参加団体

那覇市食生活改善推進員協議会、那覇市健康づくり推進員協議会、那覇市母子保健推進員協議会、那覇地区薬剤師会、全国健康保険協会沖縄支部、沖縄県看護協会、那覇市立病院、株式会社ロッテ、大塚製薬株式会社、明治安田生命保険相互会社、スポーツパレスジスティス那覇、株式会社アドテック、沖縄県腎臓病協議会、食の健康づくり応援団・なはベジ協力店（4店舗）

(カ) 実施内容：健康づくり協力店、食の健康づくり応援団の紹介、パネル展、体重・体脂肪測定と健康相談、栄養・運動相談、血管年齢測定、ベジチェック、咀嚼力チェック、塩分味覚チェック等

ウ 普及啓発活動

「健康なは21(第2次)」推進のため、市民が生活習慣病について理解を深める機会をつくる目的として実施。

(ア) 健康に関連する各月間・週間にあわせてパネル展の実施。

(イ) 若い世代を対象とした情報発信ツールとして、SNS（LINE、健康増進課 Instagram）を活用した情報発信

エ 食の環境づくり事業

外食等の利用機会の多い市民が、自然と健康になれる食事を選択する環境づくりを目指し、食を通じた健康づくりに取り組む飲食店等を「那覇市食の健康づくり応援団」、野菜を100g以上使用したメニューがある又は販売している飲食店等を「なはベジ協力店」として登録を行う。

特に働き盛り世代へ向けた周知・啓発を行い、食環境を整えることで食生活の改善を図る。

＜令和6年度 実績＞

(ア) 食の環境づくり事業検討委員会

1回

(イ) 広報・周知

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ヘルシーガイドブックの作成 | 3,500部 |
| ・「なは市民の友」折込紙作成 | 156,500部 |
| ・「なは市民の友」連載コーナー掲載 | 令和6年5月号から令和7年4月号まで |

(ウ) 食の健康づくり応援団登録店舗数

計24店舗（令和6年度末時点）

(エ) なはベジ協力店登録店舗数

計65店舗（令和6年度末時点）

オ 地域保健ボランティア活動

食生活改善推進員養成・育成事業

食生活改善推進員とは、「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域において幼児から高齢者まで、食を通じて市民の健康づくりを支援するボランティア。

会員数 令和6年度末現在:33人(新規養成者:3人)

- a 健康料理教室
参加者へ食事を作る楽しみや大切さを伝えるとともに、野菜たっぷり、油控えめ、時短レシピ等の普及を行う。
- b エプロンシアター
エプロンシアターを通して、食事をバランスよく食べることや、朝ごはんを食べることの大切さを幼児や高齢者にわかりやすく伝える。
- c 食生活展
市役所や保健所のロビーにおいて、望ましい食生活について意識を高めることを目的に、野菜の1日あたりの必要量の実測体験、フードモデル展示やチラシを用いた食に関する情報提供を実施する。

＜令和6年度活動実績＞

定例会（養成講座同時開催）	8回
食生活展	10回
健康料理教室	4回
エプロンシアター	5回
参加人数	909人
参加人数	81人
参加人数	223人

カ 生活習慣病予防健診・保健指導事業

(ア) 目的

40歳未満の健診については、小規模事業所の多い本市では、事業所健診での血液検査の未実施や被扶養者の健診機会がない状況があり、特定健診の年齢に至る前に生活習慣病の発症や重症化が懸念される。また20・30代の健康に対する意識としては、進学・就職・結婚・子育てと生活環境が大きく変化する時期でもあり、自らの生活習慣について学ぶ優先度が低い現状がある。

そのため、40歳前から健診・保健指導による早期発見及び生活改善に取り組む機会を設け、将来の生活習慣病発症・重症化予防及び医療費適正化等に資することを目的に実施する。

(イ) 事業内容

- a 対象者
20～39歳で、地域や職場などで健診の機会のない人
※国民健康保険加入者は、別途健康診査があるため除く。
※妊婦は、妊婦健診の機会があるため除く。
- b 健診内容（国保特定健診と同内容）
基本健診：既往歴の調査、身体計測、理学的検査（身体診察）、血圧測定、尿検査、血液検査
詳細検査：心電図、眼底検査、貧血検査
※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施。
- c 保健指導
健診結果を基に、特定健診と同様の階層化を行い、対象者への情報提供・保健指導を実施。
- d 実施場所
委託医療機関
- e 健診料金
無料（年度内1人1回）

<令和6年度 実績>

受診券発券数：507人

性・年代別受診者の内訳 (令和7年6月現在(速報値)) (単位:人)

	情報提供	積極的支援	動機付け支援	計
男性	58	18	20	96
20代	36	2	7	45
	22	16	13	51
女性	265	9	14	288
20代	61	0	2	63
	204	9	12	225
計	323	27	34	384

*判定結果の判定基準は、「標準的な特定健診・保健指導プログラム」(厚生労働省)に準じる。

キ 地域職域協働による働き盛り世代の健康づくり応援事業

(ア) 目的

本市の健康課題として、壮中年期の内臓肥満の予防、喫煙と多量飲酒とその習慣化の予防、うつ病予防（自殺予防）等、メンタルヘルスの取組が重要課題となっている。

本市は従業員数20人未満の小規模事業所が9割を占めているが、その健康状態の実態把握は困難な現状にある。そのため、関係機関が連携して、地域及び職域での健康課題についての情報を共有し、事業所が自らの健康課題に気づき、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援していく。（地域・職域連携推進事業実施要綱（厚生労働省健康局通知）に基づき実施。）

(イ) 實施内容

a 連携協議の場の設置

「地域・職域連携推進会議」を開催。関係者間での連携協議を行う。（1回）

b 職場の健康づくり情報の周知・啓発事業

・39の事業所に職場内で活用できる健康づくり啓発チラシ・ポスターの配布（年4回）。

c 小規模事業所への支援活動

小規模事業所向けに、職場でできる健康づくり等の情報提供、必要時、関係機関への紹介等を行う。また、職域の健康課題に沿った内容の研修会等を開催し支援を行う。

<実績>

・調整会議 1回

・職場におけるメンタルヘルスケア研修 年4回 （参加事業所：延べ14事業所）

ク 受動喫煙対策促進事業

(ア) 目的

平成 30 年 7 月 25 日に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、受動喫煙対策が強化された。経過措置を取りつつも今後段階的に、施設の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙といった措置を講ずることが義務となり、各施設・場所においてこれに沿った対応が必要となってくる。

また、本事業は本市健康増進計画「健康なは 21(第 2 次)」の受動喫煙防止にも関連するため、市民の命と健康を守るために受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を行い、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備の推進を図ることを目的に実施した。

(イ) 事業概要

- a 普及啓発・周知に関する業務
- b 相談に関する業務
- c 施設の類型に応じた支援に関する業務
- d 情報収集に関する業務
- e 義務違反の対応に関する事業

(ウ) 事業結果

- a 普及啓発・周知に関する業務
 - ・食品衛生講習会参加者へのチラシ等の配布 4,500 枚
 - ・通り会・商工会議所等へのポスター・チラシ配布 25 か所
 - ・ホームページによる周知
- b 相談に関する業務
 - ・喫煙可能室設置施設届出書の受理： 5 件
 - ・市民、管理権原者等からの相談対応： 51 件
- c 施設の類型に応じた支援に関する業務
 - ・第二種施設における「喫煙専用室」、「喫煙可能室」等の相談、現場確認
- d 情報収集に関する業務
 - ・厚生労働省から情報の収集
 - ・沖縄県健康長寿課、県保健所との意見交換
- e 義務違反の対応に関する事業
 - ・屋外喫煙所の設置についての相談、現場確認
 - ・飲食店における喫煙専用室の技術的基準の測定
 - ・改正健康増進法に関する助言・指導等の件数： 20 件

ケ 口腔保健推進事業

(ア) 目的

口腔機能の低下は心身機能の低下につながり、フレイルや誤嚥性肺炎等の発症にも大きく関わっていることから、乳幼児期の食べる機能の発達から高齢期の食べる機能の維持向上まで継続した取り組みが必要である。

そこで、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第 15 条に規定される口腔保健支援センターを運営し、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して、むし歯予防や歯周病予防、歯の喪失防止、食育の

推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関して取組むことを目的とする。

(イ) 実施内容

a 口腔保健支援センター運営事業

口腔保健支援センターにおいて、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して事業を実施した。また、事業に関わる関係機関・団体を訪問し連携の強化を図った。

b 歯科疾患予防事業

- ・むし歯予防講演の開催：乳幼児をもつ保護者等を対象に、歯科医師による「むし歯予防について」講演した。

令和6年度実績：予防講演会 実施回数3回、受講人数18人

出前講座 実施回数4回、受講人数48人

- ・成人の歯やお口の健康についての出前講座を実施した。 出前講座1回、受講人数22人
- ・歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付：本市で年度年齢20、30、40、50、60、70歳の市民を対象に歯周病検診を実施しており、令和6年8月末時点の未受診者約23,000人に、はがきを送付し、受診勧奨を行った。

受診率：令和3年度：0.55% 令和4年度：3.40% 令和5年度：3.26%

令和6年度：2.70%

- ・市民の歯と口の健康づくりの推進に関する連携協定を本市、公益社団法人南部地区歯科医師会、株式会社ロッテの三者で締結した（締結日：令和7年3月13日）

c 食育推進等口腔機能維持向上事業

○小児の食べる機能の発達に関する取組

- ・かみかみ講演会の開催：妊婦や乳幼児をもつ保護者等を対象に、歯科医師による「乳児期の食べる機能の発達について」講演した。

令和6年度実績：実施回数6回、受講人数89人

- ・乳児のお口についての出前講座を実施した。 出前講座：5回、受講者人数36人

○高齢者の口腔機能維持向上に関する取組

- ・高齢者向け「オーラルフレイル予防講演会」の開催：加齢とともに口腔の機能も衰え、噛む力、飲み込む力などが低下する。この状態を放っておくと気づかぬうちに低栄養となり、さらに要介護につながる可能性があることから、オーラルフレイルの予防について講演した。

令和6年度実績：予防講演会 回数1回、受講人数4人

出前講座実施 回数11回、受講人数163人

2 健康増進事業

生活習慣病の予防とがんの早期発見、早期治療を図るとともに、市民の老後における健康の保持と適正な医療の確保が求められている。本市では平成20年4月1日より健康増進法が施行されたことに伴い、職場等で受診機会のない市民を対象に、20歳以上・偶数年齢の女性に子宮頸がん検診、40歳以上・偶数年齢の女性に乳がん検診、30・36歳の女性に乳がんエコー検診、40歳以上の男女に胃がん検診・大腸がん検診・肺がん結核検診を実施している。

また、40歳以上の生活保護受給者に対して特定健診と同じ検査項目である一般健康診査を実施している。

(1) 健康診査

健康診査は、がん、脳卒中、心臓病など生活習慣病を予防する対象の一環として、疾病の早期発見を図るために、これらの疾病の疑いのある者、又は危険因子を持つ者をスクリーニングするとともに、医療を要するものの発見だけでなく、健康診査の結果、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るものである。

また、女性特有のがん検診の受診を促進するため、子宮頸がん検診対象者で20歳の方、乳がん検診対象者で40歳の方および30・36歳の方に検診料が無料となる「クーポン券」を送付している。さらに40歳以上60歳までの5歳ごとの年齢を対象とした肝炎ウイルス無料検診の個別勧奨事業も実施している。

・一般健康診査 ・・・・・・・・ 40歳以上生活保護受給者(集団・個別健診)

・歯周病検診 ・・・・・・・・ 20・30・40・50・60・70歳

・がん検診: 胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診 ・・・ 40歳以上の男女(集団・個別検診)

子宮頸がん検診 ・・・・ 20歳以上・偶数年齢の女性(集団・個別検診)

※無料クーポン券の対象者は、20歳の女性

乳がん検診 ・・・・ 40歳以上・偶数年齢の女性(集団・個別検診)

※無料クーポン券対象者(マンモグラフィ40歳、エコー30・36歳)女性

・肝炎ウイルス検診 ・・・・・・・・ 40歳以上。40・45・50・55・60歳は個別勧奨。

なお、平成29年度から、国の指針に基づき、乳がん検診の対象を40歳以上の偶数年齢としたため、30歳・36歳の方には「乳がん無料エコー検査受診券」を、また32歳・34歳・38歳の方には「自己触診および乳がん啓発ハガキ」を送付している。

① 一般健康診査

令和6年度(単位:人)

年齢別	受診者数	保健指導区分別実人員			
		保健指導 非対象者	服薬中のため保 健指導対象から 除外したもの	保健指導対象者	
				動機付支援	積極的支援
40～44歳	11	6	1	2	2
45～49歳	43	14	14	3	12
50～54歳	46	20	16	0	10
55～59歳	62	30	17	3	12
60～64歳	76	24	39	2	11
65～69歳	95	44	40	11	0
70歳以上	322	157	136	29	0
計	655	295	263	50	47

② 歯周病検診

令和6年度（単位：人）

	受 診 者 数	異 常 な し	要 指 導	要 精 査
20歳	46	10	21	15
30歳	77	22	26	29
40歳	99	31	29	39
50歳	144	29	44	71
60歳	124	21	39	64
70歳	138	24	37	77
計	628	137	196	295

③ 各種がん検診

令和6年度（単位：人）

胃がん検診	受 診 者	要精密検査
40～44歳	483	14
45～49歳	518	13
50～54歳	725	21
55～59歳	752	29
60～64歳	1,011	46
65～69歳	1,313	49
70～74歳	1,795	87
75歳以上	2,424	143
計	9,021	402

大腸がん検診	受 診 者	要精密検査
40～44歳	832	47
45～49歳	885	51
50～54歳	1,169	58
55～59歳	1,235	74
60～64歳	1,718	98
65～69歳	2,424	168
70～74歳	3,551	281
75歳以上	4,770	455
計	16,584	1,232

肺がん結核検診	受 診 者	要精密検査
40～44歳	718	5
45～49歳	825	10
50～54歳	1,052	19
55～59歳	1,139	11
60～64歳	1,565	39
65～69歳	2,174	54
70～74歳	3,255	89
75歳以上	4,810	182
計	15,538	409

肝炎ウイルス検診	受 診 者	受診勧奨
40～44歳	227	2
45～49歳	242	0
50～54歳	170	0
55～59歳	251	1
60～64歳	209	0
65歳以上	28	0
計	1,127	3

乳がん検診	受 診 者	要精密検査
30歳	213	8
36歳	287	11
40～44歳	632	39
45～49歳	270	27

子宮頸がん検診	受 診 者	要精密検査
20～24歳	229	19
25～29歳	220	8
30～34歳	511	27
35～39歳	380	15

50～54歳	592	39
55～59歳	307	20
60～64歳	625	39
65～69歳	584	25
70～74歳	901	39
75歳以上	827	34
計	5,238	281

40～44歳	501	21
45～49歳	309	11
50～54歳	642	21
55～59歳	349	8
60～64歳	662	15
65～69歳	628	4
70～74歳	927	12
75歳以上	860	6
計	6,218	167

各種がん検診(精密検査の状況)

令和5年度 (単位:人)

胃がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44歳	489	3	0	0	0	1
45～49歳	539	5	1	0	0	3
50～54歳	717	12	1	0	0	7
55～59歳	700	8	2	0	0	2
60～64歳	978	21	3	1	0	12
65～69歳	1,327	29	3	1	0	14
70～74歳	1,780	52	14	3	0	25
75歳以上	2,230	81	25	1	1	32
計	8,760	211	49	6	1	96

大腸がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44歳	815	53	18	1	0	15
45～49歳	912	47	15	1	1	13
50～54歳	1,201	67	13	3	0	30
55～59歳	1,182	61	11	2	1	25
60～64歳	1,652	86	15	3	2	40
65～69歳	2,463	147	26	3	1	73
70～74歳	3,579	232	38	11	2	117
75歳以上	4,499	398	49	10	2	182
計	16,303	1,091	185	34	9	495

肺がん結核検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44歳	728	3	0	0	0	2
45～49歳	829	10	3	0	0	5

50～54歳	1,114	16	4	0	0	8
55～59歳	1,077	18	2	1	1	6
60～64歳	1,527	33	12	1	0	16
65～69歳	2,212	49	9	3	1	21
70～74歳	3,405	91	25	2	1	42
75歳以上	4,634	177	38	2	6	83
計	15,526	397	93	9	9	183

乳がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
30歳	186	16	1	0	0	9
36歳	313	19	2	1	0	8
40～44歳	678	42	16	0	0	18
45～49歳	292	19	5	0	1	10
50～54歳	548	28	10	1	0	13
55～59歳	306	13	7	0	0	5
60～64歳	627	25	7	7	0	10
65～69歳	485	21	5	4	0	8
70～74歳	848	32	12	9	0	9
75歳以上	802	29	5	7	1	9
計	5,085	244	70	29	2	99

子宮頸がん検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
20～24歳	213	12	5	0	2	3
25～29歳	249	19	1	0	4	10
30～34歳	516	24	8	0	4	5
35～39歳	461	19	7	0	3	6
40～44歳	565	17	5	0	0	6
45～49歳	334	11	5	0	1	3
50～54歳	661	15	3	0	3	4
55～59歳	343	7	3	0	1	2
60～64歳	732	11	7	0	2	2
65～69歳	551	6	3	0	1	1
70～74歳	924	13	4	0	1	3
75歳以上	846	15	4	1	0	7
計	6,395	169	55	1	22	52

(2) 健康教育

健康増進法第17条の第1項に基づき、集団健康教育を実施している。令和6年度の実績については、以下のとおりである。

集団健康教育

(令和6年度)

教室及び講演会	実施回数	受講者数	内 容
地 域 健 康 教 室	24回	261人	医療機関と連携を図り、栄養と運動面での集団健康教育を実施している。また、地域(自治会等)・職場の要望に応じて保健師等が地域に出向き、生活習慣病予防や健康づくりに関する講話をを行う。

(3) 健康相談及び栄養相談

保健師、栄養士が那覇市民（40～64歳）を対象とし、健康に関する個別相談に応じ正しい知識や生活習慣病予防など必要な指導、助言を行っている。

担当者：保健師（地域保健課）、栄養士（健康増進課）等

相談状況（令和6年度）

	人員（延）
電話・来所相談	80人
栄養相談（妊婦・幼児除く）	25人
合 計	105人

(4) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し、必要な指導を行ない、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。

担当者：保健師（地域保健課）、栄養士（健康増進課）等（※対象 40～64歳）

訪問指導実施状況（令和6年度）

実人員	延人員
1	1

3 予防接種

医学、医療技術が特段に進歩した今日でも、全ての病原体に有効な薬ではなく、ひとたび流行すると死に至ったり、命は取り留めたとしても後遺症で悩まされる感染症も多く存在するため、ワクチンで防げる病気はワクチンで予防するという考えは依然として重要である。

平成25年度における成人を中心に国内で大流行した風しん患者の大半は、ワクチンを全く接種していない者や接種回数が不足している者だと言われている。

麻しん（はしか）と風しんの両方とも防ぐことができるMRワクチンの重要性について「はしか0プロジェクト」とも連携して広く市民へ周知を行い、より多くの対象の子どもへ接種の機会を与えることが麻しん・風しん対策の重要な課題といえる。

感染症のまん延防止と感染予防のため、予防接種法に基づき以下のとおり予防接種を実施し、対象者には個別に通知を送っている。また、接種の機会をより多く確保し、被接種者の利便性を図ることで接種率を向上させるため、個別に医療機関において予防接種が受けられるようしている。

予防接種に関する法律も度々改正され、平成 25 年度まで任意接種だった水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン接種が平成 26 年 10 月から定期接種化され、平成 28 年 10 月には B 型肝炎ワクチン、令和 2 年 10 月にはロタウイルスワクチンが定期接種化されるなど年々複雑多様化している。平成 31 年 4 月からは予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった世代（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性）に対し、令和 7 年 3 月末までの間、風しんの抗体検査・予防接種を公費で受けられるようになり、令和 7 年 4 月以降は 3 月までに実施された抗体検査の結果、抗体がなく予防接種が必要と診断された方に限り令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間公費で受けられる。この世代の抗体保有率を 90% 以上にすることを目指し実施している。

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和 3 年 2 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日まで新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（特例臨時接種）として、各集団接種会場、各医療機関（個別接種会場）、各広域接種会場、各職域接種会場などで実施した。なお、令和 6 年度からは定期接種へ移行し、同年度秋冬に高齢者インフルエンザワクチンと同じ対象者で接種が行われた。

予 防 接 種 の 受 け 方 及 び 実 施 状 況

(令和 6 年度)

種類	予防接種を受ける年齢	時期と料金	予防接種を受け回数	対象者数(人)	接種者人数(人)	実施率(%)
I PV (不活化ポリオ) * 1	3 カ月～7 歳半未満	通年 無料	1 期初回：3 回 1 期追加：1 回	— 0	延 0	—
4 種混合 (DPT-IPV)	2 カ月～7 歳半未満	通年 無料	1 期初回：3 回 1 期追加：1 回	延 8,313	延 2,497	30.04
5 種混合 (DPT-IPV-Hib) * 2	2 カ月～7 歳半未満	通年 無料	1 期初回：3 回 1 期追加：1 回	延 8,313	延 5,485	65.98
D (ジフテリア) T (破傷風)	11 歳～13 歳未満	通年 無料	1 回	3,203	2,079	64.91
MR1 期 (麻しん・風しん)	1 歳～2 歳未満	通年 無料	1 回	2,204	1,982	89.93
MR2 期 (麻しん・風しん)	小学校就学前の 1 年間	通年 無料	1 回	2,719	2,308	84.88
日本脳炎 * 3	(1 期) 6 カ月～7 歳半未満	通年 無料	1 期初回：2 回 1 期追加：1 回	—	延 8,966	—
	(2 期) 9 歳～13 歳未満		2 期：1 回			

結核 (BCG)	1歳未満	通年 無料	1回	2,071	1,997	96.43
ヒブ	2ヵ月～5歳 未満	通年 無料	原則として 1歳未満：3回 3回目終了後7ヵ月 以上あけて：1回	2,054	13	0.63
小児用 肺炎球菌	2ヵ月～5歳 未満	通年 無料	原則として 1歳未満：3回 1歳以降：1回	2,054	1,949	94.89
ヒトパピローマ ウイルス (子宮頸がん)	12歳になる年度初日 ～16歳になる年度末 の女子	通年 無料	3回	7,631	970	12.71
水痘	1歳～3歳未満	通年 無料	2回	3,882	3,080	79.34
B型肝炎	1歳未満	通年 無料	3回	2,054	1,979	96.35
ロタウイルス ＊4	2ヵ月から 32週まで	無料	2回～3回	2,057	1,906	92.66
高齢者肺炎球菌 ワクチン	①65歳 ②60歳～64歳の障害者 1級に相当する者	通年 1回 4,000 円※生保受給者等は無料	1回	3,943	622	15.77
高齢者インフル エンザ	①65歳以上 ②60～64歳の障害者 1級に相当する者	10月～1月1回 1,000円※生保受給者等は無料	1回	79,906	36,729	45.97
新型コロナ ウイルスワクチ ン＊5	①65歳以上 ②60～64歳の障害者 1級に相当する者	10月～3月1回 3,000円※生保受給者等は無料	1回	79,906	13,021	16.30

* 1 不活化ポリオワクチンは平成24年度の9月から導入。これまでの生ポリオワクチンとは接種回数が相違するため、接種者人数のみの報告とする。

* 2 令和6年度より、4種混合ワクチンにヒブワクチンを追加した5種混合ワクチンが定期接種化した。

* 3 平成17年からの積極的接種勧奨の中断により対象年齢が大幅に拡大（特例対象者）しており、接種対象者多数のため接種者人数のみの報告とする。

* 4 ロタウイルスワクチンは令和2年10月1月から定期接種化

* 5 新型コロナウイルスワクチンは令和6年10月1日から定期接種化

〈成人男性の風しん抗体検査・予防接種〉

令和6年度	抗体検査（人）	予防接種（人）
接種者数	534	99

4 栄養改善事業

（1）給食施設等指導事業

健康増進法に基づき給食施設に対し、栄養管理及び衛生管理について巡回指導を行うとともに、給食施設管理者及び従事者の資質の向上を図るための研修会を実施する。また、食品表示法及び健康増進法に基づき、保健分野に係る栄養成分表示や虚偽誇大広告の禁止についての表示に対し助言、指導を行う。

〈令和6年度実績〉

給食施設指導実施（監査同行）数：5施設

栄養定期報告書結果返し数：178施設

給食施設従事者研修会：1回 計69施設（69人参加）

〈栄養表示指導〉

令和6年度	件数	延べ件数
栄養成分表示	17	17
虚偽誇大表示	0	0
計	17	17

（2）栄養士・管理栄養士免許進達事務

栄養士法に基づき栄養士、管理栄養士免許の交付申請に係る事務を行う。

（申請、名簿訂正・書換え、再交付合計件数）

令和6年度：栄養士免許 計12件、管理栄養士免許 計32件

（3）健康・栄養調査委託事業 令和6年度

a 国民健康・栄養調査（毎年実施、4年に1度拡大調査）

健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的に実施。

〈調査対象〉

調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
首里地区	66世帯	173人	・身体状況調査 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査
高良地区	90世帯	191人	

〈調査内容〉

- ・身体状況調査：身長・体重、腹囲、血圧、歩数、血液検査及び問診等
- ・栄養摂取状況調査：調査日（日曜及び祝日を除く1日間）の食事内容を記載
- ・生活習慣調査：食習慣や生活習慣、健康に関するアンケートへ記入

b 県民健康・栄養調査（令和6年度実施）

県民の栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、沖縄県健康増進計画をはじめとする総合的

な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るために実施する。

調査対象は、国民健康・栄養調査と同一世帯、同一人物に実施。

〈調査内容〉

- ・栄養摂取状況調査：BDHQ（簡易型自記式食事歴法）の実施
- ・生活習慣調査：食習慣や生活習慣、健康に関するアンケート

c 歯科疾患実態調査

国民の歯科保健状況を把握し、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び健康日本21（第2次）において設定した目標の達成度の判定を行い、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に実施。

〈調査対象〉

調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
首里地区	66 世帯	173 人	・問診
高良地区	90 世帯	191 人	・口腔内診査

〈調査内容〉

- ・歯や口の状態
- ・歯をみがく頻度
- ・歯や口の清掃状況
- ・過去1年間における歯科検診受診の有無
- ・過去1年間におけるフッ化物応用の有無
- ・矯正治療の経験の有無
- ・歯・補綴の状況
- ・歯肉の状況

5 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年3月7日施行）に基づき、認定の申請及び救済給付の請求に係る相談・受付を行う。

令和6年度の実績

(1) 石綿健康被害相談

	令和6年度
件数（件）	2

(2) 「石綿による健康被害救済給付」申請手続き受付業務（指定疾病別）

	中皮腫	石綿による 肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚
令和6年度	0	0	0	0

6 特定健診・特定保健指導

(1) 特定健診・特定保健指導

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の発症、重症化予防により、被保険者の健康増進、

及び将来の医療費の適正化を目指すことを目的として、令和5年度に、那覇市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画を策定し、令和8年度に中間評価を実施する予定としている。計画では、令和11年度までの目標値を特定健診受診率60%、保健指導実施率60%としている。

また、医療費適正化に取り組む医療保険者へのインセンティブである、保険者努力支援制度が実施され、特定健診・特定保健指導は主な評価指標の一つとして位置付けられていることから、目標達成に向けて取り組みを強化していく。

市民の受診機会の確保として、県内ほとんどの医療機関で特定健診を受診できるほか、土日の公共施設等での集団健診やナイト健診、庁舎内のまちかど健診を実施し、年に1度無料で、年間を通して受けられ、特定健診受診券とがん検診受診券の一体化など、受診しやすい環境を提供している。健診受診率向上対策としては、「国保特定健診だより」の全戸配布、公共施設や商業施設等へのポスター掲示、チラシ等配布、ホームページやSNS等による広報活動をはじめ、新40歳向けキックオフレターの送付や過去の受診歴に応じた受診勧奨はがきを送付する等、受診率向上に向けて様々な対策を講じている。

保健指導率向上の方策としては、市民の身近な場所での結果説明会の開催や、土日祝日の個別対応、また、集団健診受診者へは手渡しでの結果返し等を行っている。さらに、市民の利便性を考慮し、特定保健指導の一部を医療機関へ委託して実施している。

（1）特定健診

令和6年度 特定健診受診率（令和7年6月現在（速報値））

対象者	受診者	受診率
47,346人	12,138人	25.6%

※対象者とは、当該年度に1年間継続して国保加入者（40～74歳）の者

※受診者とは、当該年度に特定健診を受診した者（年度途中国保加入者、喪失者を除く）

令和6年度 特定健診受診者の内訳 男女別（令和7年6月現在（速報値））

男女別		40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳	合計
男性	対象者	4,800人	5,961人	7,257人	5,827人	23,845人
	受診者	681人	1,001人	1,838人	1,803人	5,323人
	受診率	14.2%	16.8%	25.3%	30.9%	22.3%
女性	対象者	3,912人	5,051人	7,651人	6,887人	23,501人
	受診者	683人	1,097人	2,499人	2,536人	6,815人
	受診率	17.5%	21.7%	32.7%	36.8%	29.0%
合計	対象者	8,712人	11,012人	14,908人	12,714人	47,346人
	受診者	1,364人	2,098人	4,337人	4,339人	12,138人
	受診率	15.7%	19.1%	29.1%	34.1%	25.6%

（2）特定保健指導

特定保健指導実施状況（令和6年度特定健診受診者分）（令和7年6月現在）

保健指導 レベル	対象者	特定保健指導実施	
		初回面談終了者数	初回面談終了率

動機付け支援	1,216	687	56.5%
積極的支援	531	243	45.8%
計	1,747	930	53.2%

(2) その他の保健事業

(1) 国保二次健診事業

糖尿病やメタボリックシンドロームを早期発見し、生活習慣病改善への動機づけ・実践を支援することで、心筋梗塞、脳梗塞等の発症及び重症化の予防を図ることを目的に、二次健診(75g糖負荷検査、頸動脈エコー、アルブミン尿検査、安静心電図検査)を実施する。対象は、特定健診または健康診査を受けた35～74歳で肥満・血圧・血糖値・LDLコレステロール・中性脂肪などの検査値が基準値を上回っている者。

<結果>

令和6年度 国保二次健診受診者 96人

75g糖負荷試験の結果 (HbA1c6.5未満の者)

	正常型	境界型	糖尿病型
人数	45	19	10

頸部エコー検査

	異常なし	軽度動脈硬化 (1.1～5.0mm)	中等度動脈硬化 (5.1～10mm)	高度動脈硬化 (10.1mm～)
人数	18	55	18	5

微量アルブミン尿検査

	正常	微量アルブミン尿	顕性たんぱく尿
人数	87	9	0

安静心電図検査

	所見なし	所見あり	所見ありのうち要精密検査
人数	52	44	10

(2) 健康診査(国保20・30代を対象とした健診)

特定健診の対象となる前の20・30代の国保加入者の方を対象に健診を実施し、健診結果に基づく生活習慣改善に向けた支援を実施する。

令和6年度受診状況(令和7年6月現在)

	令和5年度	令和6年度
受診者数	1,512	1,354

令和6年度健康診査受診者への保健指導実施状況(令和7年6月現在)

	令和5年度	令和6年度
対象者数	314	277

(3) 生活習慣病重症化予防の保健指導

沖縄県は全国一肥満率が高く、健診結果で受診勧奨値以上の要医療者が多いことや症状が悪化してからの受療が多い等の健康課題がある。そのため、特定保健指導の対象者のみでなく要医療者やコントロール不良等も対象にして、病気の発症・重症化を防ぐことを目的に、生活習慣改善指導や受療支援等の保健指導を実施する。

令和6年度生活習慣病重症化予防対象者への保健指導実施状況（令和7年6月現在）

保健指導レベル	令和6年度特定健診受診者数 12,138人（令和7年6月現在）				
	対象者	面接	電話	手紙	対応数合計
要医療者	235	94	62	79	235
コントロール不良者	1,099	271	194	634	1,099
その他	52	14	7	31	52
計	1,386	379	263	744	1,386

(4) 慢性腎臓病（CKD）対策の推進

慢性腎臓病（CKD）の重症化による人工透析の新規患者数の減少と心血管系疾患の患者数の減少を図ることを目標として、関係者、団体、行政等が協働して「那覇市CKD病診連携推進会議」を設置し、①CKD病診連携システムの整備・推進、②早期発見のための健診等受診率の向上、③保健指導体制の確立、④市民への普及啓発を推進する。そのことにより、医療費の適正化を目指す。

＜CKD病診連携に関わる医療機関数＞ 当初の目標数はクリアしている

CKD登録医数 (かかりつけ医)	腎臓診療医 (腎臓専門医など)
65人	35人

※令和6年度末時点

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業

国では「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進」が検討され、令和2年4月から市町村での本格実施に向け取り組むよう各種法整備がされた。本市においても、関係部局が一体となり、後期高齢者医療保険、生活習慣病等の重症化予防、介護予防といった、切れ目のない保健指導、地域支援事業等との連携等、支援体制の構築により、脳心血管疾患や糖尿病等の合併症・重症化の予防、介護の重度化防止を行うことで、健康寿命の延伸を目指し社会保障制度の維持を目的としている。

ア 対 象

那覇市に住む後期高齢者医療被保険者（75歳以上）

イ 事業内容

- ① 沖縄県後期高齢者広域連合との委託契約に基づき実施する
- ② 事業の企画・調整を保健師が行う
- ③ KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握
- ④ 医療関係団体との連絡調整
- ⑤ 高齢者に対する支援として、個別的支援（ハイリスクアプローチ）と健康教室（ポピュ

レーションアプローチ) を実施。(ちゃーがんじゅう課と連携して事業を実施)

ウ 事業実績

18か所の地域包括支援センター（新規5か所、継続13か所）で実施

- ① 地域包括支援センター等と連携し、隨時調整会議実施
- ② 個別的支援（ハイリスクアプローチ）：670件（延）
- ③ 健康教室（ポピュレーションアプローチ）：66回、参加人数780人

II 令和 6 年度事業実績

【地域保健課】

【 地域保健課 】

1 母子保健

(1) 母子保健の概要

地域保健課では、「すべての親と子がいきいきと健やかな生活ができる」という「健やか親子なは2015」(母子保健計画)の基本理念に基づいて、妊婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育、親子健康手帳交付、母子保健地域活動事業等を実施している。(平成27年度からの10年計画を推進するため、附属機関である「母子保健推進協議会」や連携会議を行った。) 最終年度に伴い評価を行った。

「健やか親子なは2015」は、次の4点を基本目標とし、基本目標ごとに具体的目標を掲げ、市民・関係機関・行政等の各取り組みを計画している。

基本目標1 安心、安全な妊娠・出産・育児ができる。

基本目標2 乳幼児から規則正しい生活習慣を身につけ、親も子も健やかに成長し、笑顔で生活できる。

基本目標3 地域に守られながら、こども自らこころとからだの健康を考え行動できる力がつく。

基本目標4 親が心にゆとりを持ち子育てできる。

(2) 母子医療給付

① 未熟児養育医療費事業

法的根拠：母子保健法第20条

目的：身体の発育が未熟のまま出生した乳児（出生体重2,000g以下、または生活能力が特に薄弱等）で医師が入院養育を必要と認めた者が給付対象。給付対象者の医療費の一部を公費負担することにより保護者の経済的負担の軽減を行う。医療費は、住民税額等に応じて一部自己負担があるが、自己負担金はこども医療費助成金の給付対象である。

令和6年度 新規給付決定件数（出生体重別）

出生時の体重	1,000g 以下	1,001g～ 1,500g	1,501g～ 2,000g	2,001g～ 2,500g	2,501g 以上	合計
	6	16	19	6	1	48

令和6年度 出生時の在胎週数（人数）

新規給付							
決定実人員	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～39週	40～44週	不明
48	2	4	12	24	6	0	0

② 自立支援医療（育成医療）事業

法的根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項に基づく自立支援医療

目的：身体に障害のある児童に対し、手術などの治療で比較的短期間にその障害の除去あるいは軽減が期待できる場合に、治療費を公費負担する制度である。指定医療機関において医療を現物給付し、「世帯」の所得に応じ一部自己負担がある。給付期間は概ね3ヶ月以内（90日まで）とする。移送費や治療用装具等の支給もある。

対象者：18歳未満の児童

【給付状況】

	令和6年度
申請件数	64 件
給付件数	62 件
扶助費総額	7,427,733 円

【障害別給付状況】

	令和6年度
視覚障害	2 件
聴覚・平衡機能障害	3 件
音声・言語・そしゃく機能障害	37 件
肢体不自由	13 件
内臓障害	心臓 1 件 腎臓 0 件 小腸 1 件 肝臓 0 件 その他 5 件
免疫機能障害	0 件
計	62 件

③ 小児慢性特定疾病医療費事業

法的根拠：児童福祉法第19条の2

目的：長期にわたり療養を要する児童等の健全な育成のため、国が指定した疾患について医療費の助成を行うことにより患者家族の経済的負担の軽減を図り、適切な医療を受けられるようにする。※医療費は、世帯の住民税額等に応じて、一部自己負担がある。

対象：18歳未満（継続の場合は20歳になる誕生日の前日まで）

【小児慢性特定疾病給付状況】

※各年度末時点の延疾病数

分類名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悪性新生物	58	50	49
慢性腎疾患	40	38	38
慢性呼吸器疾患	40	40	41
慢性心疾患	88	81	80
内分泌疾患	191	171	154
膠原病	12	13	11
糖尿病	27	27	25
先天性代謝異常	17	17	17
血液疾患	13	14	14

免疫疾患	1	1	2
神経・筋疾患	56	53	58
慢性消化器疾患	26	25	32
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	10	10	10
皮膚疾患	2	2	2
骨系統疾患	4	4	4
脈管系疾患	0	2	2
合 計	585	548	539

④ 先進医療不妊治療費助成

法的根拠：少子化社会対策基本法第13条

目的：先進医療不妊治療については、令和4年4月1日以降も保険適用外となっていることから、先進医療不妊治療を受けられた夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、先進医療不妊治療費の一部を助成している。

対象者：法律上婚姻している夫婦で、次の要件すべてに該当する方（事実婚を含む）

- ・夫婦の両方又は一方が那覇市内に住民登録していること
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ・治療期間の初日が令和4年4月1日以降であること
- ・指定医療機関において、先進医療不妊治療を受けたこと

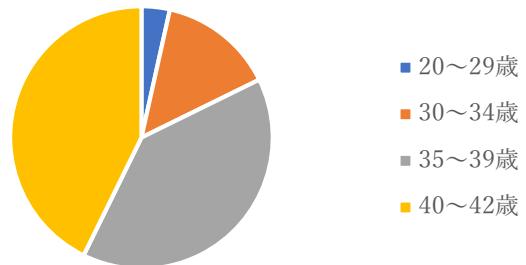
助成内容：1回の治療につき医療機関に支払った先進医療不妊治療に係る額と基準額とを比較し少ない方の7割を助成する。

助成実績：令和6年度 申請件数344組、助成件数344組

申請者(妻)の治療開始時点の年齢別申請件数

妻年齢	申請件数
20～29歳	12
30～34歳	49
35～39歳	136
40～42歳	147
計	344

申請者(妻)の年齢別割合



⑤ 不育症検査費用助成事業

法的根拠：少子化社会対策基本法第13条、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

目的：2回以上の流産・死産の経験がある方に対し不育症検査が実施されているが検査によっては一部保険適用外となっておりその場合自費診療となることから経済的負担が重く、十分な検査・治療を受けることができないためその費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。

対象者：次の要件すべてに該当する方

- ・2回以上の流産・死産の既往があること
- ・那覇市に住民登録していること
- ・先進医療として告示されている不育症検査をその実施機関として承認されている保険医療機関で実施したもの

助成内容：1回の検査につき6万円を上限に助成する。

助成実績：令和6年度 申請件数0件、助成件数0件

承認されている保険医療機関については、県内外問わず対象としているが、令和6年度末現在、県内にはまだない。

(3) 健康診査事業

① 乳児一般健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目的：乳児期は生涯を通じて、発育の最も速やかな時期であり、発育・発達の異常の早期発見及び発達に関連する養育状況、家庭環境にも留意する必要が大きい時期である。疾病及び異常を早期発見し、健全な発育・発達を促すために栄養（母乳・離乳含め）、育児、予防接種、生活に関すること等総合的な指導助言を行い、もって乳児の健康の保持増進を図る。

対象：乳児前期健診：生後3か月～6か月未満

乳児後期健診：生後9か月～1歳未満

内容：① 一般健康診査

- ・乳児前期健診（契約医療機関での個別健診）
身体計測・内科診察・発達観察
- ・乳児後期健診（集団健診）
問診・身体計測・貧血検査・内科診察・発達観察・保健相談・栄養相談・歯みがき相談

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

② 1歳6か月児健康診査

法的根拠：母子保健法 第12条

目的：1歳6か月児は幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる時期である。運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅延等障害をもった小児を早期に発見し、適切な指導や療育の援助を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、食生活及び育児に関する指導、助言を行い育児不安の解消、幼児の健康の保持増進を図る。

対象：1歳8か月～2歳未満

内容：① 一般健康診査

- 問診・身体計測・貧血検査・内科診察・発達観察・歯科診察・歯みがき相談（フッ素塗布含む）・保健相談・栄養相談・子育て相談（心理相談）

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

③ 2歳児歯科健康診査

法的根拠：母子保健法 第13条

目的：2歳児は乳歯が生えそろい、行動範囲が広がり食生活の幅が広がる時期である。この時期に保健相談等も含めた総合的な歯科健康診査を行うことで、異常の早期発見と治療につなげると共に、幼児期における望ましい生活習慣の確立を促し、もって幼児の健康の保持増進を図る。

対象：2歳7か月～3歳未満

内容：歯科診察、歯みがき相談（歯みがき指導、希望者へフッ素塗布）、保健相談、栄養相談

実施状況：受診延べ人員

令和6年度 1,897人

④ 3歳児健康診査

法的根拠：母子保健法 第12条

目的：幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児に対して健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関すること等総合的な指導助言を行い、もって幼児の健康の保持増進を図る。

対象：3歳6か月～4歳未満

内容：① 一般健康診査

問診・身体計測・尿検査（蛋白・糖）・内科診察・発達観察・歯科診察・歯みがき相談（フッ素塗布含む）・保健相談・栄養相談・子育て相談

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

乳幼児健康診査実施状況：令和6年度実績

単位：人・%

	乳幼児健康診査			
	乳児前期健診	乳児後期健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
対象者数	2,085	2,156	2,313	2,526
受診数	1,895	2,011	2,090	2,271
[受診率]	[90.9]	[93.3]	[90.4]	[89.9]
異常なし [率]	1,442 [76.1]	1,371 [68.2]	1,348 [64.5]	1,475 [64.9]
要相談	34	287	468	251
要経過観察	53	55	64	31

現在観察中	42	49	57	70
現在治療中	63	47	31	50
要治療	90	5	6	6
要精密検査	171	197	116	388

⑤ 子育て支援アプリ事業

法的根拠：母子保健法 第12条、第13条、第16条

目的：乳幼児健診の受診票のデジタル化により、手間やヒューマンエラーを回避し、乳幼児健診の円滑化を図る。

対象者：那覇市に住所を有する乳幼児の保護者、乳幼児健診に関わるスタッフ及び医療機関

内容：乳幼児健診の受診票を電子化し、保護者及び乳幼児健診スタッフは、デジタル受診票に問診内容や健診結果を入力する。

デジタル受診票利用状況：令和6年度実績（令和7年3月末現在）（単位：人・%）

	乳児前期健診	乳児後期健診	1歳6か月児健診	2歳児歯科健診	3歳児健診
対象者	484	926	1,639	1,826	1,346
利用者	219	287	368	343	204
利用率	45.2%	31.0%	22.5%	18.8%	15.2%

（4）母子保健相談指導事業

① 電話や来所による相談

法的根拠：母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）

目的：母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

対象者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

内容：子どもの発育や発達、母子保健に関する相談に、電話や来所などで対応し、必要時関係機関の紹介などを行う。

実施状況：令和6年度 相談実績 延べ9,527件

② 妊産婦栄養相談

妊娠中及び授乳期の食生活や離乳食の悩み等、保護者の不安軽減を図ることを目的に、個別相談を行う。

令和6年度実績

来所相談6人 電話相談40人 訪問1人 計47人

③ 乳児健診事後フォロー栄養相談

個別健診である乳児前期健診において第一子又は栄養に関する主訴・所見がある乳児の保護者に対し、栄養士が電話相談を実施し、乳幼児の健康の保持増進と保護者の不安軽減を図る。

令和6年度実績 電話相談 437件

④ 助産師による妊産婦・新生児等の訪問指導

妊産婦及び生後3か月未満の乳児を対象に、助産師が母子の健康の保持及び増進を図ることを目的に訪問指導を行っている。

令和6年度実績

訪問世帯数	妊産婦訪問件数(延べ)	新生児・乳児訪問件数(延べ)
634	634 (636)	641 (643)

⑤ 訪問指導

法的根拠：母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導等）

目的：妊産婦若しくはその配偶者及び乳幼児の保護者に対して、保健師が妊娠・出産又は育児に関する相談に応じ、必要な保健指導や助言を行い、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。

対象者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

実施状況：令和6年度実績

年度	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		合計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
令和6年度	136	217	573	773	117	123	62	71	328	442	216	320	100	154	1,532	2,100

※その他内訳：学童、障がい児、障がいがある養育者など

⑥ 未熟児交流会

法的根拠：母子保健法第18条及び第19条、那覇市母子保健相談訪問指導事業

目的：未熟児の育児は、医療上のリスクをはじめ長期の親子の分離により育児不安が大きい傾向があることから、同じ経験をもつ保護者同士が交流し、学習の機会を持つことにより、孤立した育児を防ぎ、育児不安の軽減並びに主体的に育児に取り組むことができるよう支援することを目的とし実施する。

対象：未熟児養育医療受給対象児とその保護者

内容：第1回「栄養士による相談を含む座談会」、第2回「運動指導士によるストレッチ運動、座談会（栄養士相談含む）」

実施状況：未熟児交流会参加状況

年度	回数	参加者数(延べ)
令和6年度	2	第1回 8組 23名 第2回 7組 18名 計 41名

⑦ 地域での健康教育

法的根拠：母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、健やか親子なは推進事業

内容：乳幼児の発育・発達に関する事、子育てに関する事、思春期保健に関する事などを地域や学校と連携し健康教育を行っている。

実施状況：令和6年度実績

子育てに関する出前教室 8回

⑧ 那覇市低体重児届出事務

法的根拠：母子保健法第18条

目的：低体重児は、生活環境や病気の予防等配慮を要するため、必要に応じて保健師等の支援につなげる必要がある。そのため、低体重児の把握後、地区保健師や助産師へスムーズにつなぐために必要な事項を定めることを目的とする。

対象：那覇市に住所を有する体重が2,500グラム未満で出生した乳児

内容：低体重児の届け出で把握後、地区保健師や助産師訪問で養育指導を実施している。

(那覇市の現状)

那覇市	出生数(人)	2,500g未満	2,500g未満の割合	沖縄県 (2,500g未満の割合)	全国 (2,500g未満の割合)
令和5年	2,202	269	12.2%	12.1%	9.6%

沖縄県：衛生統計年報（人口動態編）より（最新情報）

(5) 母子保健地域活動事業（母子保健推進員活動）

目的：那覇市母子保健計画の基本理念である「親と子が地域の中でいきいきと健やかな生活ができる」の実現のために、各種母子保健事業の周知・啓発を通して地域の人々と共に母子保健の向上を図ることを目的とする。

内容：乳幼児、妊産婦のいる世帯へ家庭訪問等を行い、子育て中の親の相談相手となり予防接種・乳幼児健診の勧奨、育児サークル支援等、地域に密着した活動や取組を行う。

令和6年度実績

- ・母子保健推進員数（令和7年3月末現在）18人
- ・子育て応援訪問（乳幼児健診未受診者への訪問など）延べ件数670件

活動内容	回数	母子保健推進員延べ数	参加市民数
保健所事業でのボランティア	3	7	60
出前講座	8	15	158
子育て支援センター等ボランティア	8	15	101
親子ふれあいフェア・地域まつり等	2	22	515

(6) 発達支援強化事業

法的根拠：発達障害者支援法 第3条、第5条、第6条

目的：乳幼児健康診査及び健診事後事業等において、発達障害の疑いのある児や、子どもとの関わり方に不安をもつ保護者等の早期発見及び早期支援を行い、乳幼児期から就学までの発達支援体制の構築及び充実を図る。

事業対象：下記の乳幼児とその保護者

- ① 言語発達、情緒発達、生活習慣の自立や社会性の発達が気になる子どもと保護者
- ② 保護者の関わり方等が発達の遅れに関与していると思われる子どもと保護者
- ③ 育児のしづらさや子どもとの接し方に不安等を訴える保護者と子ども

実施状況：令和6年度実績

事業名	回数	相談・来所者数
のびのび相談	181回	181人
すくすく教室	24回	延べ204組（実94）
健診会場(1.6歳児・3歳児健診) における保育観察	1.6歳児：20回 3歳児：24回	62人 93人
出前教室	8回	67組

(7) 「健やか親子なは」推進事業

法的根拠：「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）・「那覇市母子保健推進協議会」那覇市附属機関の設置に関する条例 平成27年度からの10年計画である母子保健計画「健やか親子なは2015」を平成26年度に策定し、その基本理念に基づいて、母子保健事業を実施するとともに、関係課・関係機関及び市民自らの取り組みを周知広報し、一丸となった地域づくりに取り組んでいる。令和6年度には、「健やか親子なは2015」最終年度にあたり、最終評価報告書をまとめた。

令和6年度実績

那覇市母子保健推進協議会開催：2回

産婦人科連絡会議： 1回

思春期連携会議： 1回

(8) 思春期健康教育事業

思春期に対し、命の大切さや心身の健康について正しい知識を身につけ、将来、親となり次世代を育むことができるよう発達段階に応じた健康教育を実施することで、思春期にあるこどもたちの健康の保持増進と母子保健の向上、母子保健計画（健やか親子なは）の推進を図る。

年度	実施回数	受講人数
令和6年度	74回	12,711人

(9) 健康づくり推進員養成育成事業

法的根拠：健康増進法第3条

目的：地域の健康づくりのリーダーとして、健康づくり推進員（以下推進員という）を養成・育成し、推進員が行政や関係機関と一体となり、市民（地域）ぐるみの健康づくり活動を主体的・継続的に行えるよう活動の支援を行う。

内容：①毎月の理事会・定例会への企画・調整・実施・報告等に関わること。
②個人活動・地区活動・全体活動による活動の支援。
③推進員の養成に関する事。

④その他、推進員活動・健康づくり推進員協議会活動に関する事。

推進員数：14名（令和7年3月末現在）

実施状況：○理事会（毎月第1水曜日14時～16時）、定例会（毎月第3水曜日14時～16時）

○市民向け健康講座の企画実施

講師：きなクリニック院長 喜納美津男医師

講話内容：「生活習慣病と認知症」

参加者：28名

○イベント等への参加

- ・那覇市開催の健康フェアにて、血管年齢測定と生活習慣病についてのミニ健康パネル展を2回実施（令和6年11月テント来場者192名、令和7年3月テント来場者143名）

(10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

法的根拠：児童福祉法第19条の22、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目的：慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、対象児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、その他の事業を行う。

内容：○相談支援事業・・・実人員198人（延べ840人）訪問実施 実人数41人（延べ72人）

○小慢児童等自立支援員による支援事業・・・相談実人員3人

○療養生活支援事業・・・利用実人員 19人（延べ121人）、委託事業所 16か所

○関係機関との情報交換、連絡会議等・・・14回

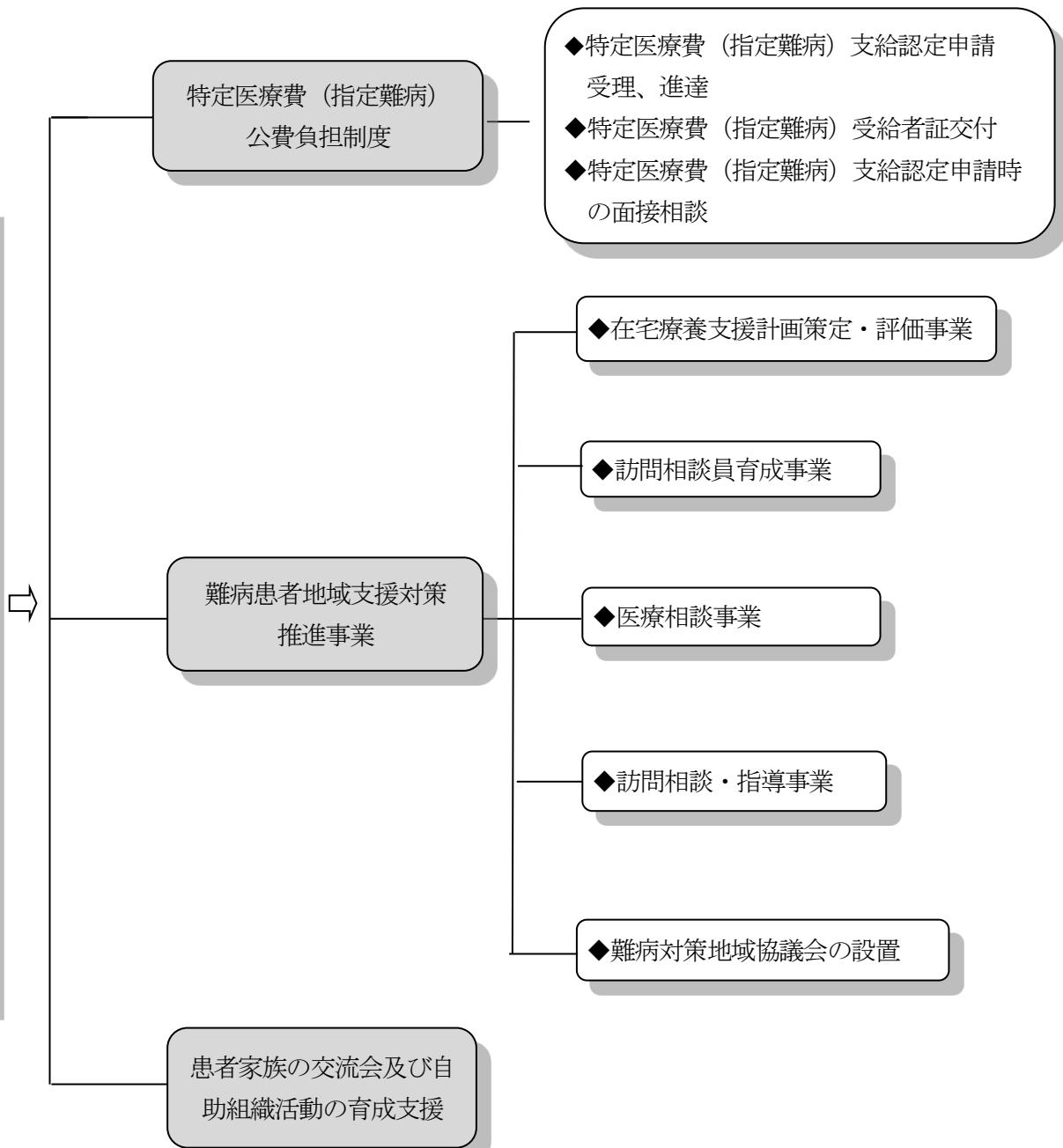
2 難病対策

(1) 難病とは

- ・発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病
- ・長期にわたり療養を必要とする疾病

(根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条)

那 霸 市 の 難 病 対 策



(2) 特定医療費（指定難病）公費負担制度

① 事業の概要

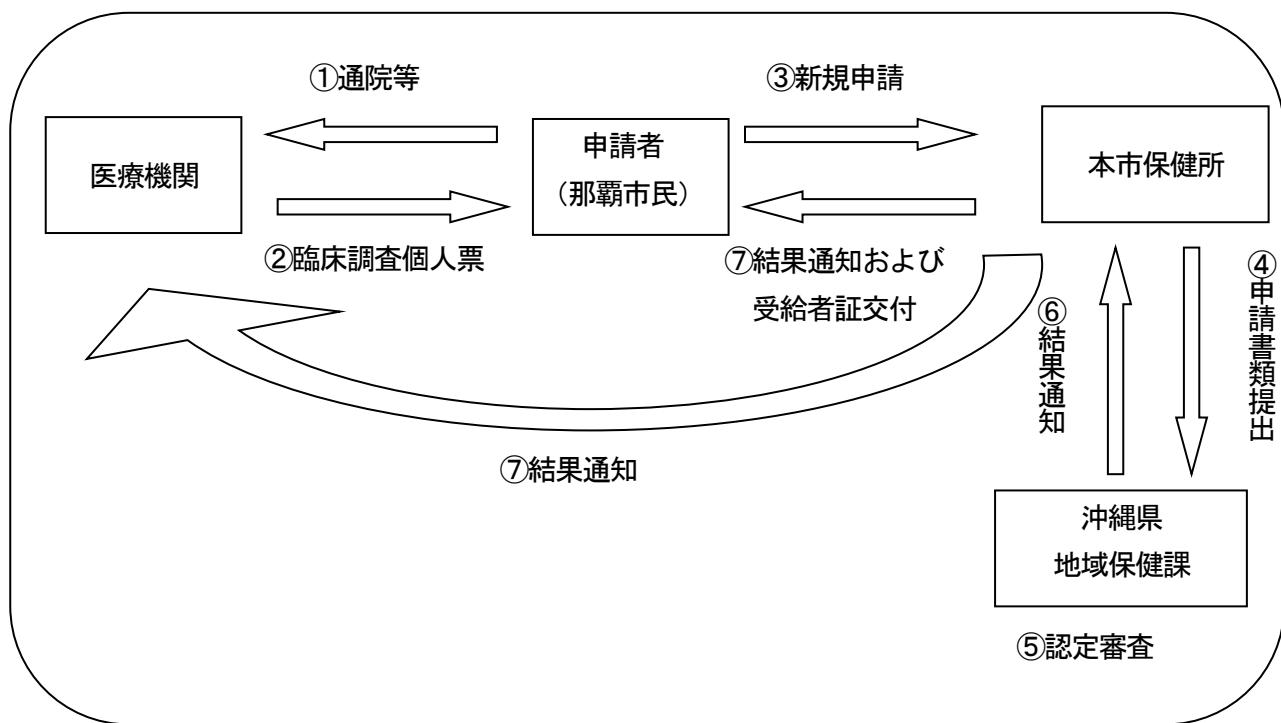
目的：原因が不明であって、治療法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が「指定難病」と定めた対象疾病について、その治療にかかった費用（医療保険適用後の医療費の自己負担分）の一部を公費により負担する。

対象疾病：厚生労働省が「指定難病」と定めた348疾患（令和7年4月現在）

対象患者：那覇市に住所を有する者

医療費の自己負担：住民税額等に応じて、自己負担限度額が決定される。

特定医療費（指定難病）医療費助成を受けるための手続き



② 受給者の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和7年3月31日現在で受給者実人数2,929人、延疾病件数は、2,983件である。

※令和6年度 特定医療費（指定難病）疾病別受給者数

告示番号	疾病名	男	女	総計
1	球脊髄性筋萎縮症	6		6
2	筋萎縮性側索硬化症	9	8	17
3	脊髄性筋萎縮症	4	8	12
5	進行性核上性麻痺	27	19	46
6	パーキンソン病	159	223	382
7	大脳皮質基底核変性症	3	5	8

8	ハンチントン病		3	3
10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	7	10
11	重症筋無力症	39	44	83
13	多発性硬化症／視神經脊髄炎	11	40	51
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー	11	6	17
15	封入体筋炎	1		1
17	多系統萎縮症	6	9	15
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	14	10	24
19	ライソゾーム病	2	4	6
20	副腎白質ジストロフィー	2		2
21	ミトコンドリア病	1	4	5
22	もやもや病	9	20	29
23	プリオൺ病	1	1	2
24	亜急性硬化性全脳炎	3	2	5
26	HTLV-1 関連脊髄症	8	16	24
27	特発性基底核石灰化症	1		1
28	全身性アミロイドーシス	8	1	9
33	シュワルツ・ヤンペル症候群		1	1
34	神経線維腫症		5	5
35	天疱瘡	2	7	9
37	膿瘍性乾癥（汎発型）	7	3	10
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1		1
39	中毒性表皮壊死症		1	1
40	高安動脈炎		13	13
41	巨細胞性動脈炎	3	10	13
42	結節性多発動脈炎	2	2	4
43	顕微鏡的多発血管炎	9	14	23
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	4	7
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	21	29
46	悪性関節リウマチ	3	7	10
47	バージャー病	4		4
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	4	6	10
49	全身性エリテマトーデス	38	239	277
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	16	65	81
51	全身性強皮症	4	37	41
52	混合性結合組織病	2	27	29
53	シェーグレン症候群	5	114	119
54	成人発症スチル病	3	8	11

55	再発性多発軟骨炎		4	4
56	ベーチェット病	7	14	21
57	特発性拡張型心筋症	23	10	33
58	肥大型心筋症	5	6	11
60	再生不良性貧血	7	19	26
61	自己免疫性溶血性貧血		1	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	3	4
63	免疫性血小板減少症	6	22	28
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	2
65	原発性免疫不全症候群	5	7	12
66	IgA 腎症	32	32	64
67	多発性囊胞腎	12	10	22
68	黄色靭帯骨化症	19	9	28
69	後縫靭帯骨化症	58	39	97
70	広範脊柱管狭窄症	10		10
71	特発性大腿骨頭壊死症	38	20	58
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	6	3	9
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2	3	5
75	クッシング病	1	3	4
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	1	5
78	下垂体前葉機能低下症	36	32	68
79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	1	2	3
84	サルコイドーシス	12	25	37
85	特発性間質性肺炎	33	16	49
86	肺動脈性肺高血圧症	7	12	19
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	7	11	18
89	リンパ脈管筋腫症		1	1
90	網膜色素変性症	39	70	109
91	バッド・キアリ症候群		2	2
92	特発性門脈圧亢進症		1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	9	54	63
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	2
95	自己免疫性肝炎	1	21	22
96	クローン病	103	50	153
97	潰瘍性大腸炎	143	114	257
98	好酸球性消化管疾患	3	1	4
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群		1	1
107	若年性特発性関節炎		4	4
111	先天性ミオパチー	1		1

113	筋ジストロフィー	16	11	27
116	アトピー性脊髄炎		1	1
117	脊髄空洞症	1	1	2
120	遺伝性ジストニア	2		2
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2	2	4
127	前頭側頭葉変性症	3	1	4
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	2	1	3
138	神経細胞移動異常症	1		1
145	ウエスト症候群	1	1	2
151	ラスムッセン脳炎	1		1
157	スタージ・ウェーバー症候群		1	1
158	結節性硬化症	2	6	8
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	9	8	17
163	特発性後天性全身性無汗症	1		1
164	眼皮膚白皮症		1	1
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	3		3
171	ウィルソン病	2	1	3
188	多脾症候群		2	2
201	アンジェルマン症候群	1		1
203	22q11.2欠失症候群	1		1
205	脆弱X症候群関連疾患	1		1
208	修正大血管転位症	2	2	4
209	完全大血管転位症	2	1	3
210	単心室症	2	1	3
212	三尖弁閉鎖症		1	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	1	2
215	ファロー四徴症	5	3	8
216	両大血管右室起始症	1	2	3
220	急速進行性糸球体腎炎		1	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	4	5
222	一次性ネフローゼ症候群	15	24	39
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	1	3
224	紫斑病性腎炎	4		4
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）		1	1
227	オスラー病	1		1
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1		1
230	肺胞低換気症候群	1	1	2
235	副甲状腺機能低下症	1	1	2
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2		2

245	プロピオニン酸血症	1		1
263	脳膜黄色腫症		3	3
266	家族性地中海熱		2	2
271	強直性脊椎炎	2	5	7
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1		1
274	骨形成不全症		1	1
283	後天性赤芽球癆	2	2	4
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	2
289	クロンカイト・カナダ症候群	1		1
296	胆道閉鎖症		1	1
299	囊胞性線維症		1	1
300	IgG4関連疾患	3	1	4
301	黄斑ジストロフィー	1	1	2
303	アッシャー症候群		1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	31	32	63
326	大理石骨病		1	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	2	3
合 計		1,209	1,774	2,983

③ 各種届出件数

令和6年度 特定医療費（指定難病）受給者各種届出件数（令和6年4月～令和7年3月申請分）

	内容	合計（件）
1	事項変更届	359
2	返納届	26
3	再交付届	44
4	療養費請求書	58
	計	487

（3）難病患者地域支援対策推進事業

◆ 在宅療養支援計画策定・評価事業

① 支援方針会議

訪問相談事業を実施している要支援難病患者に対し、支援方針会議を定期的に開催し個別の在宅療養支援計画を策定している。医療機関や関係機関の協力の下、各種サービスの適切な提供、支援計画の円滑な推進、適宜評価を行いその改善を図っている。

令和6年度

会議回数	件数
21回	27件

②ケア会議等の開催及び参加

要支援難病患者の個別支援において、検討する必要性がある場合には、関連する関係機関を招集しケアマネージャーもしくは本市保健所がケア会議を開催している。また退院前調整会議等の連絡があった場合にも積極的に参加し、難病患者が地域で安心して生活ができるケアシステムを検討している。

令和6年度 ケア会議参加件数

件数
7 件

③特定医療費受給者証交付申請時の面接相談

特定医療費（指定難病）支給認定申請時（新規・更新）等に、保健師による面談をとおして、患者及び家族のニーズを把握し、療養の不安の軽減を図るとともに必要なサービス等の情報提供を行っている。

申請以外の相談には、新規・更新申請以外の個別相談（来所・電話相談）が含まれ、その他継続相談には、支援が必要な訪問ケースの相談や訪問ケース以外の個別継続相談が含まれる。

申請時面接以外にも、あらゆる相談に対応しており、相談内容は多岐にわたっている。

令和6年度

○保健師の相談実施状況

内容	件数
来所相談実人数	355
来所相談延人数	369
電話相談延人数	372

○相談内容(新規申請時の相談、申請時以外の相談)

相談内容（複数回答有）	延件数
申請に関すること	275
症状や医療機関に関すること	98
医療機関に関すること	12
福祉サービスに関すること	94
経済面に関すること	8
介護に関すること	94
退院に関すること	1
就労に関すること	7
就学に関すること	0
食事・栄養に関すること	0
歯科保健に関すること	0
患者会に関すること	17
その他	105
計	711

◆ 訪問相談員育成事業

難病支援関係者研修会

要支援難病患者及び家族が安心して暮らせるために、保健・医療・福祉の支援関係者の不安の軽減及び支援関係者の質の向上のために実施している。

令和6年度 実施内容

回数	対象、参加者数	スタッフ	内容
1	難病支援に係る那覇市内の訪問看護師、ケア	臨床倫理士1名	難病患者の受容・意思決定について

	マネージャー、保健師 参加者57名		
--	----------------------	--	--

◆ 医療相談事業

同じ病気を持つ者同士を一同に会し、専門家による医療及び日常生活に係る相談や指導助言を行うことで、疾患についての正しい知識をもち、不安の解消及び日常生活上生じる問題や障害の軽減を図ることを目的に実施している。

令和6年度 実施内容

回数	対象疾患、参加者数	スタッフ	内容
1	HTLV-1関連脊髄症 18名	医師1名、理学療法士1名	病気と上手につきあう方法、よりよい療養生活にむけたリハビリテーション

◆ 訪問相談・指導事業

① 訪問相談事業

面接相談等で把握した要支援難病患者やその家族に対して、保健師が家庭訪問し、療養上の相談や福祉サービスの利用等の助言を行うとともに、QOLの向上を目指して関係機関と連携を図り支援を行っている。(長期入院・入所者は除く)

令和6年度

実件数	延べ件数	新規件数(再掲)
37	56	10

対象疾患

疾患名	実件数	延件数
筋萎縮性側索硬化症	8	13
多系統萎縮症	5	5
脊髄小脳変性症	7	12
脊髄性筋萎縮症	1	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	2	5
進行性核上性麻痺	2	4
骨形成不全症	2	4
筋ジストロフィー	4	6
球脊髄性筋萎縮症	2	2
パーキンソン病	1	1
亜急性硬化性全脳炎	3	3
計	37	56

② 訪問指導(診療)事業

療養上の不安解消、QOLの向上を図ることを目的に、きめ細やかな支援が必要な在宅難病患者に対し、専門の医師・理学療法士・作業療法士等と連携し訪問指導(診療)を実施している。

那覇市内は医療機関・支援事業所が充実しているが、在宅リハビリは充分に普及していないこと等から、本事業を通して、在宅リハビリの導入や発症早期からの切れ目ない支援導入のきっかけづくりとして活用している。

令和6年度 実施内容

回数	対象疾患	スタッフ	実件数
1	脊髄小脳変性症	作業療法士・保健師	1

◆ 難病対策地域協議会の設置

難病患者及び家族が住みなれた地域で安全かつ安定した療養生活を確保するため、保健・医療・介護・福祉などの関係者が連携・協働し、支援体制を構築することができるよう実施している。

令和6年度は在宅難病患者への災害対策支援の取り組みについて関係機関と共有を目的に実施。

実施日：令和7年1月27日

参加機関：沖縄病院、琉球大学病院、南部医療センター、介護支援専門員、訪問看護事業所、医療機器メーカー、沖縄県難病相談支援センター、防災危機管理課、福祉政策課、障がい福祉課、地域保健課。計16名参加。

(4) 患者家族の交流会及び自助組織活動の育成・支援

① 患者家族交流会

患者・家族同士の交流や情報交換を実施することにより、孤立からの脱却を図ると共に社会参加を促進し、地域における在宅療養者のQOLの向上を図る。医療相談事業に併せて実施している。

② 自助組織活動の育成・支援

新規申請の面接時は、自助組織を紹介し同病者との交流をすすめている。また、医療相談会には会員による自助組織活動の紹介時間を設定し、積極的に会活動を紹介している。

自助組織一覧

	名称	発足年
1	沖縄クローン病・潰瘍性大腸炎 友の会	平成元年
2	全国膠原病友の会 沖縄県支部	平成10年
3	全国パーキンソン病友の会 沖縄県支部	平成14年2月
4	もやの会沖縄県ブロック	平成17年6月
5	日本ALS協会 沖縄県支部	平成20年6月
6	MS友の会 (多発性硬化症・視神経脊髄炎)	平成24年
7	沖縄県網膜色素変性症協会	平成24年11月
8	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 那覇南部地区患者の会	平成27年6月
9	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 中部患者・家族会	平成28年

10	リンパ浮腫 ゆんたく会	平成 30 年 11 月
11	ギラン・バレー症候群 交流会	令和元年 8 月
12	PSP・CBD のぞみの会 九州・沖縄地区 (進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症)	令和 5 年
13	四つ葉の会 (宮古膠原病友の会)	平成 12 年
14	神経難病友の会 八重山	平成 22 年 12 月
15	八重山クローン病・潰瘍性大腸炎 患者・家族の集い	平成 24 年
16	とうんがらの会 (宮古神経難病・患者家族の集い)	平成 28 年
17	沖縄型神経原性筋萎縮症 希の会	平成 26 年 10 月
18	H A Mとも (HTLV-1 関連脊髄症)	令和 7 年 3 月

(5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：先天性血液凝固因子障害等患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の医療費の負担軽減を図り、精神的、身体的不安を解消すること。

対象疾患：先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症を含む全12種類。

No.	疾患名
1	第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
2	第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
3	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
4	第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
5	第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
6	第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
7	第Ⅹ因子(スチュアートプラウア)欠乏症
8	第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
9	第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
10	第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
11	ファン・ヴィルブランド(Von Willebrand)病
12	血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

対象患者：那覇市に住所を有する 20 歳以上の者

(20 歳未満の方については小児慢性特定疾病医療費助成の対象)

医療費の自己負担：なし

令和 6 年度 先天性血液凝固因子障害等医療受給者数：14 件（令和 7 年 3 月 31 日現在）

3 原爆障害対策事業

県は、原爆被爆者について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当等の支給を行っている。

県内各保健所では健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

本市保健所では那覇市に住所を有する被爆者の健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

(1) 事業内容

- ① 健康診断（実施日は南部保健所と同日）
 - ア) 前期健康診断（7月下旬までに実施）
 - イ) 後期健康診断（12月中旬までに実施）
 - ウ) 希望者健診（2月～3月上旬までに実施）
…委託医療機関（県立南部医療センター・こども医療センター、那覇市立病院）にて実施。

- ② 健康相談

健康診断時、受診者全員に保健師による保健指導を実施している。また、要検査と診断された受診者に対して、必要時受診勧奨や受診状況の確認等を行っている。

(2) 被爆者健康診断の状況

令和6年度末、被爆者の本市保健所管内在住者は24名（第二種健康診断受診者証所持者0名）となっている。同被爆者の平均年齢は、86.8歳。

令和6年度健康診断及びがん検診受診者数（人数）

健康診断				がん検診								
健診数		前期	後期	希望	検診数		胃	肺	乳	子宮	大腸	多 髄発 腫性 骨
実 人 数	延 人 数				実 人 数	延 人 数						
6	14	4	5	5	5	8	1	2	0	0	1	4

健康診断受診結果（人数）

	前期	後期	希望
健診受診者数	4	5	5
異常なし	4	3	4
要検査	0	2	1

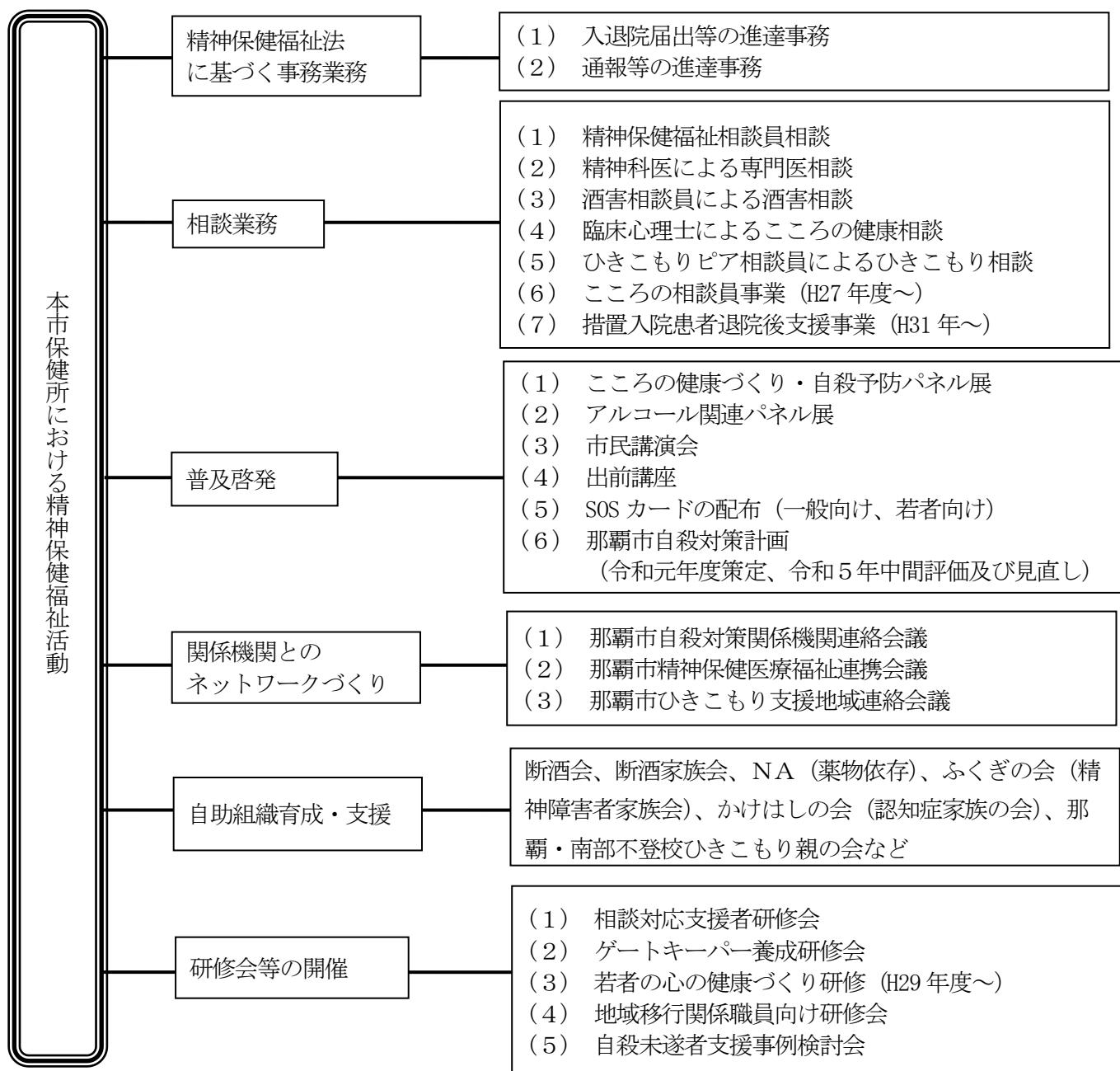
4 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉活動

本市保健所の精神保健福祉の概要

平成25年度中核市移行に伴い、本市保健所に精神保健福祉業務が一元化され、以下の業務を実施している。

ひきこもり支援では、令和元年度に所管裁定の結果、当課が全体的な所管となり、相談内容に応じ、対応している。



(2) 精神保健福祉相談事業

①精神保健福祉法に基づく事務業務

ア 入退院届出等の進達事務（医療保護入院・応急入院等）

本市保健所は法第29条の5・第33条第7項・第33条の2・第33条の7・第38条の2第1項・第2項に基づき、那覇市内の精神科病院から各届出を受理し、県知事へ進達を実施している。

＜令和6年度＞ 管内医療機関のICDカテゴリー別医療保護入院・応急入院届出の県への進達件数

ICD-10	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F99	その他コード	総計		
分類名	器質性精神障害 症状性を含む	精神作用物質使用による 精神および行動の障害	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	気分（感情）障害	神経症性障害、ストレス関連障害 および身体表現性障害	生理的障害および身体的要因に 関連した行動症候群	成人のパーソナリティおよび行動の障害	精神遲滞「知的障害」	心理的発達の障害	小児期および青春期に 通常発症する行動および情緒の障害	特定不能の精神障害				
認知症	アルコール使用	その他	その他												
医療保護入院	161	29	12	7	230	77	19	0	3	13	6	8	2	0	567
応急入院	4	2	2	0	8	6	2	0	0	1	0	0	0	0	25

イ 通報等の進達事務

本市保健所は、法第22条（診察及び保護の申請）の受理、法第23条（警察官の通報）の受理、法第26条の2（精神科病院の管理者の届出）、法第26条の3（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報）の受理をし、県知事へ進達を実施している。

診察及び保護申請、通報状況（件数）

		令和6年度
法第22条(診察及び保護の申請)		0
法第23条(警察官の通報)		24

②精神保健福祉相談

精神保健福祉法第47条に基づき、精神障がい者や家族が、精神障がいを持ちながら安心して地域で生活できるように支援していくことを目指して、以下の事業を実施している。

ア 精神保健福祉相談員相談（受付時間は平日9:00～11:30、13:00～16:30）

地域住民の精神的健康の保持増進や精神疾患の早期発見及び適正医療の推進を図るとともに、精神障がい者の社会復帰の促進を図り、関係者及び関係機関との連携を取りながら相談を実施することを目的に、電話相談や来所相談、必要に応じて訪問指導等を実施している。

相談件数（那覇市居住者のみ）

	実件数	延べ件数	再掲			
			来所延べ件数	電話延べ件数	訪問延べ件数	会議・その他
令和6年度	730	5,887	434	5,009	202	242

※令和6年度の相談室における相談実績は延6,177件であった（市外住民含む）

令和6年度相談状況

実人員 (人)	延人員 (人)											計		
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コール	薬物	ギャンブル	ゲー ム	思春期	心の 健康 づくり	うつ ・うつ 状態	摂食 障害	てん かん			
来所	246	12	22	66	6	15	3	17	82	12	3	1	195	434
訪問	84	2	19	39	0	2	0	1	32	10	1	0	96	202
電話		207	309	719	13	102	21	170	722	173	10	5	2,558	5,009

イ 精神科医による専門医相談（月1回：予約制）

精神障がい者及びその家族等が、精神科専門医による精神医学的な判断や対応の助言を得る事によって、適正な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。

精神科医による専門医相談件数

	実施回数	延べ件数
令和6年度	12回	31件

ウ 酒害相談員による酒害相談（月1回：予約制）

アルコール問題で悩んでいる本人及び家族等が、酒害相談員による相談を受ける事で、アルコール問題の理解と家族の対応方法を得て、適切な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。

酒害相談員による相談件数

	実施回数	延べ件数
令和6年度	5回	5件

エ 臨床心理士によるこころの健康相談（月1回：予約制）

家庭や職場等において、様々な不適応症状を抱える者が臨床心理士の相談を受けることによって、自らこころの問題に気づき、自己解決できるよう援助することを目的に実施している。

こころの健康相談件数

	実施回数	延べ件数
令和6年度	7	9件

才 措置入院患者退院後支援事業

措置入院となった方が、退院後に地域で生活するために社会復帰の促進、必要な医療等継続的な支援を実施する。

支援実人員：1人

カ ひきこもりの相談件数

ひきこもりの相談は、令和3年度から精神保健福祉相談員相談で対応。令和3年度に市のHPで窓口周知。

令和5年度相談件数 実43件 延べ689件

キ 那覇市ひきこもり支援会議

ひきこもり状態にある本人及び家族を孤立させることなく、住み慣れた地域で相談内容に応じた適切な支援が行えるよう、保健・医療、福祉、労働、教育など各関係機関との連携、支援体制の構築、必要な情報の共有、情報交換を行う。

実施日	内容	参加人数
令和7年1月21日	ひきこもり支援の事例共有（良い変化があった事例）と、「ひきこもり地域資源ガイド」の作成について意見交換を実施。	参加者：31人（府内13名、関係機関18名）

ク ひきこもりピア相談員によるピア相談（年2回：予約制）

ひきこもり状態に悩む本人及び家族等が、ひきこもりピア相談員による相談を受けることで、ひきこもりに対する理解や対応、本人が望む社会とのつながりができる目的に実施。

令和6年度相談件数 1回 2件

(3) 自殺予防対策事業

① こころの相談員事業（臨床心理士等による）

自殺に関する悩みを抱えた者や相談員等支援者への支援を実施。

延人員 264人

② ゲートキーパー養成研修会

地域の関係者等がゲートキーパーの役割やこころの健康について学ぶことによって自殺対策に関する知識について理解を深め、適切な対応ができ、早めに相談機関につなぐことができるようとする。

	実施日	対象	内容	参加人員
1	令和6年 7月10日	那覇市民等	・那覇市の自殺の現状 ・自殺を考える人の心情 ・ゲートキーパーの役割 ・気づきや声掛けの仕方 等	47人
2	令和6年 8月20日	那覇市職員等	同上	20人

3	令和6年 10月15日	那覇市民等	同上	28人
4	令和6年 11月22日	専修学校インターナショナルリゾートカレッジ学生等	・若者のこころの健康 ・ゲートキーパーの役割 等	43人
5	令和6年 12月6日	県営赤嶺市街地住宅住民、民生委員、社協職員等	・ストレスとセルフケア ・ゲートキーパーの役割 等	17人

③ 若者的心の健康づくり研修会

若い世代やその支援者を対象に、こころの健康について研修を行い、自身や周囲の変化に気づき、対処方法を学ぶことにより、こころの健康づくりや自殺予防の一助とする。

内容：ストレスとの上手なおつきあい、思春期の自傷行為の理解や対応方法等

令和6年度

	実施日	内容・対象	参加人員
1	令和6年 6月25日	那覇市内小中学校教諭、市学校教育課 「子どもたちのSOSに気づきどのように対処するのか？」 講師：早田真吾氏（医療法人天仁会 天久台病院 臨床心理士）	54名
2	令和6年 10月4日	那覇市内小中学校教諭、市学校教育課 「思春期好発の疾患について」 講師：森園修一郎氏（医療法人陽和会 南山病院 医師）	63名
3	令和6年 10月16日	泊高校夜間部生徒、教員 「こころの健康づくり」 講師：早田真吾氏（医療法人天仁会 天久台病院 臨床心理士）	55名
4	令和6年 11月11日	沖縄ラフ&ピース専門学校 「こころの健康づくり」 講師：早田真吾氏（医療法人天仁会 天久台病院 臨床心理士）	51名

④ 相談対応支援者研修会

相談対応支援者が正しい知識を持ち、適切に対応できることで自殺予防の一助にすると共に、精神保健福祉相談の資質向上を図る。

回数	実施日	内容	参加人員
1回目	令和6年8月19日	学校における自殺対策～自殺関連行動のある生徒対応について 考える～	18名
2回目	令和6年9月24日	自殺志向の方の理解と対応	41名
3回目	令和6年10月18日	パーソナリティ障害の方の理解と対応	44名

⑤ 自殺未遂者支援事例検討会

那覇市関係課や本市保健所等で把握した、自殺未遂者及び既遂者について、事例検討を行うことにより、対象者の状態に合わせた個別支援ができるよう、疾患の理解や支援の在り方、関係機関の連携の在り方について学ぶ。

実施日	内容	参加機関	参加人員
令和6年 11月18日	希死念慮等のある児童生徒への対応について	市内小中学校、那覇市教育委員会、浦添市教育委員会	24名
令和7年 2月26日	希死念慮等のある対象者への対応について	那覇市こどもえがお相談課、相談事業所ひかり、地域保健課母子保健グループ、地域保健課精神保健グループ	15名

⑥ 市民講演会

自殺の原因や動機として、健康問題が最も多く、その中でもうつ病が多い状況にある。そのため、市民がうつ病について正しい知識を持ち、正しく理解し、適切に対応できるようにすることで自殺予防の一助とする。

対象：那覇市民、市在勤者

実施日	内 容	参加人員
令和6年9月6日	働く世代のこころの健康 うつ病の理解と対応	58名

⑦ 那覇市自殺対策関係機関連絡会議

自殺の現状と自殺予防対策の課題を把握し、関係機関との連携を図り、協働して自殺対策の体制を構築することを目的に、医療機関等を含めた外部関係機関で行う外部会議と、府内関係課で行う府内会議に分けて会議を実施する。

令和6年度は自殺対策計画の中間評価及び改訂版の重点施策の追加したことなども・若者対策について自殺予防対策関係機関連絡会議を府内会議と外部会議を合わせて実施した。

令和6年11月25日（月）：14：00～15：30

(内容)

- ・那覇市の自殺の現状と分析
- ・那覇市自殺対策計画の中間評価及び改訂版について
- ・第2次沖縄県自殺総合対策高度計画中間評価見直し概要について

沖縄県こども・若者危機対応チーム事業（案）について

沖縄県保健医療介護部 地域保健課 主任技師にて講話

参加機関：外部 16 機関、府内関係課 7 課

（4）地域生活支援促進事業

① 精神障害者の地域移行関係職員研修会

支援者の資質向上を図ることで、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進する目的で実施。

<令和6年度実績>

回 数	実施日	内 容	参加人員
1回目	令和6年8月26日	統合失調症患者の支援方法とかかわりについて（事例検討）	19人
2回目	令和6年9月11日	アルコール依存症の理解と対応について（精神科病院相談員の講話）	38人
3回目	令和7年1月28日	精神障がいのある方の理解と対応（精神科医の講話）	18人

② こころの健康出前講話

目的：近年、精神疾患は5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）にあげられている。精神疾患・障がいについての知識や対応について伝えることで、理解につながることを目的に実施する。

対象：那覇市民、在勤者

内容：精神科看護師による講話

<令和6年度実績>

実施日	団体名	内 容	参加人員
令和6年 8月29日	那覇社協ふれあいデイサービス	認知症/老年期うつについて	29人
令和6年 11月26日	ミネコヤ、石嶺町民	認知症について コミュニケーションのコツ 家族と介護者の対応	35人
令和6年 11月28日	那覇社協 ふれあい福祉相談室職員	こころの病気の理解と接し方について	10人
令和7年 2月15日	那覇保護区保護司会	統合失調症、うつ病などこころの病気について	18人
令和7年 3月28日	那覇保護区保護司会	薬物依存症について	12人

③ 那覇市精神保健医療福祉連携会議

関係機関と情報交換を行いながら、精神に障がいのある人を支援するため、必要なネットワークを構築することを目的に実施。

実施日：令和6年10月30日（水）

場 所：本市保健所 3階 大会議室

参加者：8機関（精神科医師、沖縄県南部圏域コーディネーター、精神科病院相談員、訪問看護ステーション職員、那覇市社会福祉協議会職員、委託相談支援事業所相談員）

内容：報告（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の概要について、沖縄県、那覇市の精神保健福祉の現状について）

講話（医療機関と地域サポーターとの実践的な連携について）

意見交換（地域連携等について）

（5）その他

① 普及啓発に関する事業

精神保健福祉について、広く市民へ周知・情報提供することを目的に実施。

- ア 自殺予防週間（令和6年9月）那覇市保健所1階ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催
- イ アルコール関連問題啓発週間（令和6年12月）那覇市役所ロビーにて「アルコール関連問題に関するパネル展」の開催
- ウ 自殺対策強化月間（令和7年3月）那覇市役所ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催
- エ レスキューカード・リーフレットの作成、配布：自殺対策の取り組みとして、こころの相談窓口や経済面等の相談先を掲載したレスキューカードと、リーフレット「いのちを支える相談窓口」を作成し、各相談窓口や庁内関係課・関係機関に配布
- オ その他：通年でホームページによる普及啓発

令和7年3月 なは市民の友3月号に自殺対策強化月間で啓発記事掲載

② 自助組織活動支援

断酒会等の自助グループの定例会開催の場所を提供し、チラシやホームページにおいて広報を行っている。また、相談窓口等で自助グループの情報提供を行い、市民と自助グループがつながるよう支援している。

※本市保健所内の開催状況 ※令和7年3月時点

《アルコール依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	那覇断酒会	毎週水曜日 19:00～21:00	本市保健所 健康増進室	
	沖縄アメシストの会	毎月第1土曜日 14:00～16:00	本市保健所 健康増進室	女性のみ
	AAヤングミーティング	土曜 (不定期) 18時15分～20時 45分	本市保健所 健康増進室	令和4年11月よりオンラインと並行、保健所では不定期開催となった。
家族	那覇断酒家族会 いじゅの花	毎月第2火曜日 19:00～21:00	本市保健所 健康増進室	

《薬物依存》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	NAイマココグループ	毎週月曜日 19:00～20:00	本市保健所 健康増進室	

《精神障がい者》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	那覇市精神障害者家族会 ふくぎの会	毎月第2木曜日 14:00～16:00 毎月第3土曜日 14:00～16:00	本市保健所 健康増進室	

《認知症》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	かけはしの会	毎月第3木曜日 14:00～16:00-	本市保健所 健康増進室	参加希望の場合、事前に本市保健所に連絡必要

《ひきこもり》

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	那覇・南部不登校 ひきこもり親の会	毎月第4土曜日 14:00～16:00-	本市保健所 健康増進室	

II 令和6年度事業実績

【生活衛生課】

【生活衛生課】

1 食品衛生

(1) 食品衛生関係営業施設数及び監視指導状況

食品衛生法施行令第35条に基づく飲食店等公衆衛生に著しい影響を与える32業種を営業する場合には、保健所長の許可が必要である。

令和6年度の営業許可施設数及び監視指導状況は表1のとおりである。

表1 令和6年度業態別食品衛生関係営業許可施設数

業種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	調査・監視 指導施設数 (年度中)
		新規	継続		
飲食店	8,530	1,565	0	1,163	1,374
調理機能を有する自販機	0	0	0	0	0
菓子(パンを含む。)製造業	528	88	0	78	52
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0
乳製品製造業	1	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0
魚介類販売業	301	18	0	38	20
魚介類せり売り営業	2	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	6	0	0	1	0
水産製品製造業	6	2	0	0	4
食品の冷凍または冷蔵業	11	0	0	1	0
冷凍食品製造業	6	1	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
喫茶店営業	168	0	0	94	0
アイスクリーム類製造業	33	3	0	36	3
食肉処理業	1	0	0	0	0
食肉販売業	314	13	0	29	17
食肉製品製造業	6	2	0	0	2
食用油脂製造業	5	1	0	0	1
みそ製造業	5	0	0	1	0
しょうゆ製造業	1	0	0	1	0
みそ又はしょうゆ製造業	5	1	0	0	2
漬物製造業	23	7	0	0	8
ソース類製造業	7	0	0	2	0
密封包装食品製造業	17	7	0	0	6
食品の小分け業	11	1	0	0	1
酒類製造業	15	1	0	0	1

液卵製造業	2	0	0	0	1
豆腐製造業	19	6	0	4	6
納豆製造業	2	0	0	0	1
麵類製造業	17	4	0	2	3
そうざい製造業	378	48	0	24	42
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
添加物製造業	1	0	0	1	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	24	4	0	2	4
氷雪製造業	2	0	0	0	0
計	10,447	1,772	0	1,477	1,548

(2) 許可を要しない食品衛生関係施設数及び監視指導状況

保健所長の許可が必要でない32業種以外の食品取扱い施設(集団給食施設を含む)の令和6年度施設数と監視指導状況は表2のとおりである。

表2 令和6年度許可を要しない施設に対する調査、監視指導

種類	営業施設数 (年度末現在)	監視指導施設数 (年度中)
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみ)	44	0
食肉販売業(包装済みの食肉のみ)	74	5
乳類販売業	132	1
氷雪販売業	0	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	66	0
販売業	815	17
製造・加工業	131	16
上記以外のもの(集団給食施設を含む)	225	22
計	1,487	61

(3) 重点監視施設等の監視状況

「那覇市食品衛生監視指導計画」に基づき、標準入り回数毎に食品関係施設を3つのランクに分類し監視指導を行った(表3)。令和6年度の「行政処分(廃棄命令、改善命令、営業停止命令等)」について、食中毒の原因施設2施設(飲食店及び集団給食施設)のうち、飲食店に対して営業停止命令、集団給食施設に対して業務停止命令を行った。「告発」を行った事例はなかった。

注) 令和6年度は、食中毒調査や苦情調査の対応に時間を要し、小規模飲食店や広域流通施設等の監視に十分な時間を確保することが困難であったため、監視件数は当初目標を下回っている。

表3 令和6年度重点監視施設等監視実績

重要度ランク分けによる監視件数			
ランク	標準監視回数	該当業種等	監視施設数
S	1回以上／年	過去1年間に食中毒等の食品衛生法違反により行政処分または文書による行政指導をうけた営業施設	78
		過去1年間に苦情が発生した施設及び収去検査（※）で不合格となった施設	
		生牛肉を提供する施設	
A	0.5回以上／年	広域に食品を流通する、または大量に食品を製造する等、特に高度な衛生管理が必要な施設	65
		集団給食施設（学校給食・病院等）	
		海外に食品を輸出する認定施設	
B	随時	上記以外の営業許可施設（小規模な飲食店や製造施設）や食品の特性に応じて適宜監視指導が必要な施設	1,466
合計			1,609

※収去検査…健康被害の発生防止及び違反食品の流通防止を図る目的で、市内で製造・加工・流通する食品等の安全性を確認する検査

(4) 食中毒の発生状況（令和6年度）

令和6年度の食中毒発生状況を表4に示す。

令和6年度は食中毒が6件発生しており、内訳はカンピロバクター属菌による食中毒が3件、ノロウイルスが2件、アニサキスが1件であった。

表4 市内食中毒発生状況（令和6年度）

	発生年月	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設分類
1	6月	自宅	不明	1名	不明	カンピロバクター属菌	不明
2	7月	不明	不明	1名	不明	カンピロバクター属菌	不明
3	8月	不明	2名	1名	不明	アニサキス	不明
4	11月	不明	不明	1名	不明	カンピロバクター属菌	不明
5	2月	自宅	不明	9名	不明	ノロウイルスGII	飲食店
6	3月	寮	55名	11名	令和7年3月21日（金）から3月24日（月）に当該集団給食施設で提供された食事	ノロウイルスGII	集団給食施設

(5) 苦情受付状況

令和6年度の食品に関する苦情受付状況は表5のとおりである。

異物混入の内訳について、飲食店等（その他に分類）および弁当・そうざいにおいて、虫、金属、ビニール・プラスチック等の混入（その他に分類）事例が報告されている（表6）。

表5 令和6年度要因別苦情受付状況

	異物 混入	有症 苦情	異味 異臭	カビ 発生	表示	食品 取扱い	腐敗 変敗	無許可	その 他	合計
件数	14	11	3	3	2	18	1	13	15	80

表6 令和6年度異物混入苦情内訳

	パン・ 菓子類	瓶詰・ 缶詰	弁当・ そうざい	清涼 飲料水	乳関係	その他※	合計
昆虫	1	0	2	0	0	2	5
金属	1	0	0	0	0	1	2
毛髪	0	0	1	0	0	0	1
その他 (ビニール・プラス チック含む)	2	0	1	0	0	3	6
合計	4	0	4	0	0	6	14

※飲食店等で提供された食事を含む

(6) 食品の収去検査等

市内で生産、製造、加工及び販売される食品等が、成分規格・衛生規範などの基準に適合していることを確認するため収去を行い、微生物及び理化学検査を実施して食品衛生上の危害発生防止に努めている。

令和6年度の検査件数及び違反件数は表7のとおりである。なお、不適のあった食品については、製造工程等の改善指導を行っている。

表7 令和6年度食品の収去検査実績

食品分類	令和6年度 収去予定 検体数	収去検体数 (実績)	検査項目	項目別検査数	食品分類別 検査数
魚介類及びその加工品	8	8	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	8	14
			理化学検査 (食品添加物等)	6	
肉・卵類及びその加工品	4	5	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	8	11
			理化学検査 (食品添加物等)	3	
乳・乳類等	4	4	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	8	8
農産物及びその加工品	14	11	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	30	33
			理化学検査 (食品添加物等)	3	

飲料・氷雪等	4	4	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	4	4
その他の食品 (そうざい等の複合調理食品を含む)	146	150	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	412	448
			理化学検査 (食品添加物等)	36	
計	180	182	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	470	518
			理化学検査 (食品添加物等)	48	

(7) 衛生教育実施状況

食品関係営業者等に対して各種の食品衛生講習会を開催し、食中毒予防啓発および令和3年度に制度化されたHACCPに沿った衛生管理についての講習会を行った（表8）。

表8 令和6年度衛生講習会の実施状況

講習会名	開催数（回）	参加人数（人）
新規・継続営業施設の食品衛生講習会（定期）	51	1,209
食品衛生講習会（外部）	9	381
食品衛生責任者養成講習会	6	637
食品衛生責任者実務講習会	3	111
合計	69	2,338

2 生活衛生

(1) 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況

日常生活に関わりの深い理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、旅館業、住宅宿泊事業及び温泉利用施設については、関係法令に基づき保健所長の検査確認又は許可を受けなければならぬ。これらの施設について、監視指導等により施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図っている。

令和6年度の生活衛生関係営業施設数及び調査・監視指導状況については表1のとおりである。

表1 令和6年度生活衛生関係営業施設数及び調査・監視指導件数

業種	施設数	調査・監視指導件数
理容所	282	36
美容所	1,027	106
クリーニング所	洗濯・仕上げ	34
	受け渡しのみ	357
興行場	11	5
公衆浴場	普通公衆浴場	0
	個室付公衆浴場	91
	第1号（サウナ室等）	17
	第2号（個室付公衆浴場）	0
	第3号（療養）	0
	第4号（保養・休養）	18
		55

旅館業	旅館・ホテル	545	269
	簡易宿所	193	
	下宿	0	
住宅宿泊事業		369	300
温泉利用施設		4	4
合 計		2,948	793

(2) 公衆浴場、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症感染防止対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の入浴施設で度々発生しており、死亡事例に至ることもあることから、入浴施設でのレジオネラ属菌の発生は致命的なリスクになる。入浴施設における衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場及び旅館業の入浴施設等に立ち入り調査を行い、衛生指導を行うとともに、浴槽水を採水し行政検査を行った。

検査の結果、水質について不適のあった施設に対し、原因の究明、浴槽及び配管の洗浄等に関する改善指導を実施した。なお、改善指導後の事業者による自主検査において、全ての施設で基準値内となっていることを確認している。

表2 令和6年度公衆浴場及び旅館業の入浴施設等水質検査結果

業種	検査施設数	検体数	不適検体数	項目別不適検体延べ数※			
				濁度 〔5度以下〕	全有機炭素の量 〔8.0mg/L以下〕	大腸菌群 〔1個/mL以下〕	レジオネラ属菌 〔10CFU/100mL未満〕
公衆浴場	12	25	4	-	2	1	1
旅館業	14	28	5	-	4	-	2

※括弧内は基準

(3) 特定建築物施設数及び監視指導状況

多数の者が利用する店舗、事務所、旅館などの延べ面積が3,000 m²以上の建築物（学校は8,000 m²以上）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により、特定建築物と定義され、届出と衛生管理基準が定められており、その維持管理に関して、正しい知識の普及や衛生上必要な監視指導を実施している。（本項目の表は、次項目にまとめて掲載）

(4) 建築物環境衛生事業登録営業所数及び監視指導状況

建築物の衛生的な環境を確保するためには、建築物の環境衛生上の維持管理を専門に行う事業者が、適切にその業務を行うよう、資質の向上を図ることが重要である。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」においては、事業者に対する登録制度が設けられており、建築物の環境衛生上の維持管理を行う業種を8事業に分類している。事業の登録を行うための、事業に従事する者の資格に関する基準、機械器具その他の設備に関する基準が定められている。

平成 28 年度より、事業登録に関する事務が沖縄県より権限委譲された。これに基づき上記事業者に対する監視指導を実施している。

表3 令和6年度特定建築物
用途別施設数

用 途	施設数
興行場	3
百貨店	2
店 舗	18
事務所	85
学 校	9
旅 館	78
その他	4
合 計	199

表4 令和6年度建築物環境衛生事業登録業種別
施設数

登録業種	施設数
建築物清掃業	19
建築物空気環境測定業	5
建築物空気調和用ダクト清掃業	0
建築物飲料水水質検査業	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	17
建築物排水管清掃業	1
建築物ねずみ昆虫等防除業	16
建築物環境衛生総合管理業	12
合 計	70

(5) 簡易専用水道等設置数及び監視指導状況

簡易専用水道とは、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、有効容量が 10 m³を超える受水槽を有する水道施設を指す。簡易専用水道の設置者は、届出の義務、毎年1回以上の清掃や登録検査機関による法定検査の他、自主管理が義務づけられている。

給水栓における遊離残留塩素濃度が 0.1mg/L 未満のもの、貯水槽清掃が定期に実施されていない等、管理が不十分な施設について、適切な維持管理を行い、飲料水を衛生的に供給できるよう監視指導を行っている。

また、一定の要件に該当する寄宿舎、社宅、団地、学校、レジャー施設等の自家用の水道、その他水道事業の用に供する以外の水道を専用水道といい、これらの施設についても、定期水質検査の実施状況の調査や適正管理の指導を行っている。

市内の簡易専用水道及び専用水道の設置数は、簡易専用水道 1,358 件、専用水道 3 件である。

3 医事薬事

(1) 業務内容

病院・診療所等の医療提供施設、薬局等の営業を行う事業所及び毒物劇物取扱営業者へ対し、良質な医療の提供、医薬品の品質・有効性及び安全性の確保、無承認無許可医薬品の指導取締り、医薬分業の推進を図ること、地域住民への安全な医療の確保を行うため、監視指導業務を行っている。

そのほか、病院、診療所及び薬局等の開設許可等に関する業務や、医師等医療従事者の免許申請、指定薬物乱用防止のための啓発等を実施している。

(2) 病院、診療所及び助産所

市内の病院、診療所及び助産所の施設数は、令和7年3月末現在、病院 18 件、診療所 274、歯科診療所 181 件、助産所 8 件（うち、出張のみの業務を行う助産師が 5 名）である。

表1 病院、診療所及び助産所施設数

令和7年3月末現在

病院	診療所			歯科診療所			助産所	総数
	個人	法人	小計	個人	法人	小計		
18	115	159	274	139	42	181	8	481

(3) 病院立入検査指導状況

令和6年度の病院立入検査において文書による指摘を受けた施設は18施設中3施設で、指摘事項は、消火訓練・避難訓練の実施が確認できること等であった。指摘事項については、改善状況(改善結果、改善計画)について報告書の提出を求め、指導を行っている。

表2 令和6年度病院立入検査

	検査実施 施設数	文書指摘 施設数	指摘事項(複数指摘を含む)				
			医療従事者	管理	業務委託	帳票・記録	その他
立入検査	18	3	0	2	0	1	1

(4) 衛生検査所、歯科技工所

令和7年3月末現在、市内の衛生検査所は2件、歯科技工所は34件である。

(5) 施術所

令和7年3月末現在、市内のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所は153件、柔道整復師の施術所は98件、また、施術所を設げず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく出張専業の届出をした者は84名となっている。

(6) 医療従事者の免許申請等件数

令和6年度の医療従事者の免許申請等は総数473件で、最も多いのが看護師(252件)、次いで医師(60件)、保健師(44件)となっている。上位の三職種で全体の約7割を占めている。

表3 令和6年度医療従事者の免許申請等件数

職種	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	総数
件数	60	8	15	44	21	252	11	6	13	0	31	12	0	473

(7) 薬局、医薬品販売業の施設数

令和7年3月末現在、薬局及び医薬品販売業は265件あり、その内薬局が158件で、全体の60%を占めている。

表4 令和6年度薬局、医薬品販売業の施設数

業態	薬局	医薬品販売業			合計
		店舗販売業	卸売販売業	特例販売業	
施設数	158	77	30	0	265

(8) 医療機器販売業・貸与業許可、届出施設数

令和7年3月末現在、高度管理医療機器等販売業・貸与業施設数は205件、管理医療機器販売業・貸与業施設数は636件、総数で841件となっている。

表5 令和6年度医療機器販売業・貸与業営業所数

業態	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	管理医療機器 販売業・貸与業	合計
営業所数	205	636	841

(9) 薬局(薬局医薬品製造業含む)及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

令和6年度における許可施設数は288件。立入検査を行った施設数は85件で、29.5%の実施率となっている。そのうち違反発見件数は16件であった。

表6 令和6年度薬局、薬局医薬品製造業及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

許可届出施設数	立入検査実施数	違反発見施設数	違反発見件数									処分件数				告発件数		
			無許可・無届業	無許可品	不正表示品	違反広告	毒劇薬の譲渡	毒劇薬の貯蔵陳列	要指示薬の取扱	制限品目の販売	構造設備等の不備	その他	許可取消・業務停止	構造設備改善命令	検査命令	廃業		
288	85	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	16	0

(10) 毒物劇物販売業施設数

令和7年3月末現在、販売業施設の総数は74件となっている。

表7 令和6年度毒物劇物販売業施設数

業態	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業
施設数	70	2	2

(11) 毒物劇物に係る監視状況

令和7年3月末現在、登録数は74件、立入検査を行った施設数は3件で4.0%の実施率であり、違反発見件数は1件であった。

表8 令和6年度毒物劇物販売業監視施設数

登録施設数	立入検査実施数	違反発見施設数	違反発見件数									処分件数				その他	告発件数
			無登録	混同保管	施錠設備	設備変更無届	表示	譲渡証記載	責任者義務	責任者変更無届	不良品	その他	登録取消・業務停止	構造設備改善命令	始末書等	その他	
74	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0

III 人口統計

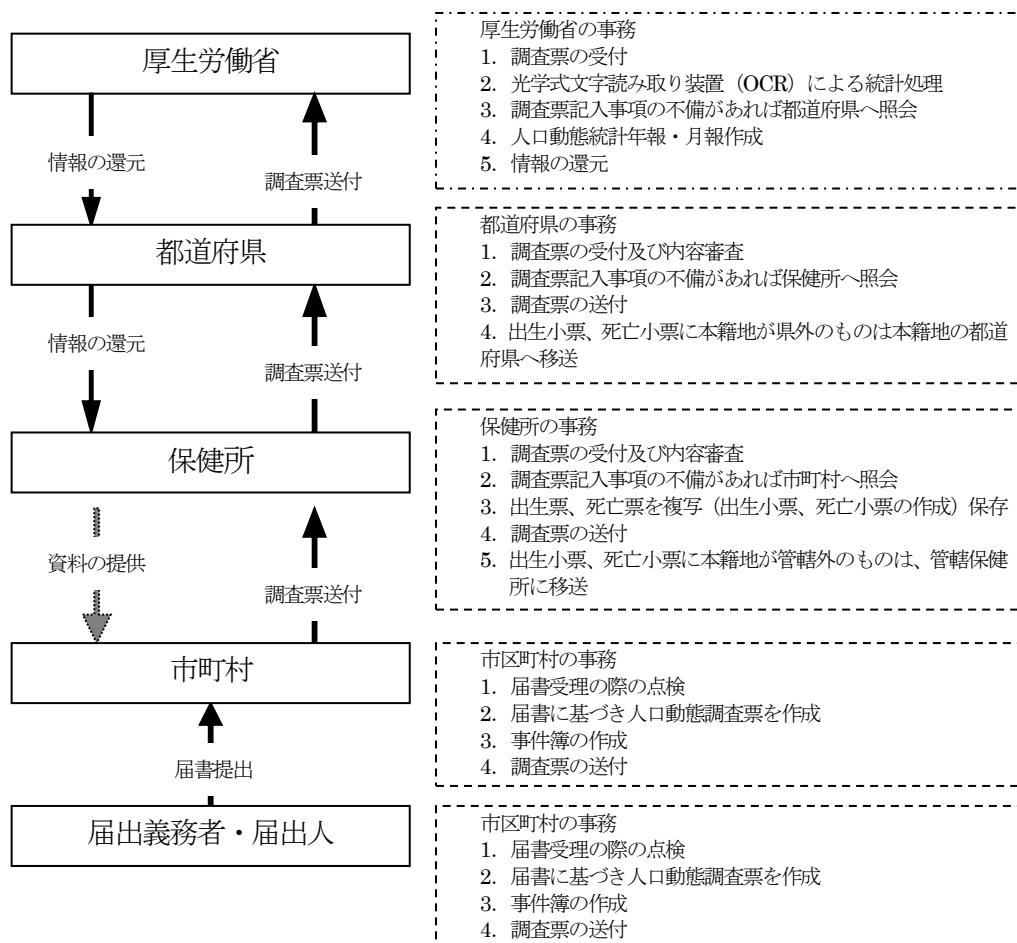
III 人口統計

1 人口動態統計

(1) 人口動態調査の概略

人口動態統計は、明治4年（1871年）の「戸籍法三十三則」により戸籍簿が完成されたことから、翌明治5年にはじまった。当初は出生と死亡についてのみ調査していたが、明治17年から婚姻と離婚が、明治19年からは死産が加わった。明治32年には、それまでの市町村が年報によってそれぞれの発生数を報告する方法から、1事件1枚の個別票を作成して内閣統計局で中央集計する方法をとることになった。昭和22年には、人口動態事象の中でも特に出生、死亡、死産が公衆衛生施策の中心的資料になるとという観点から、調査が総理府統計局から厚生省に移管されたのを期に、保健所が調査票の収集・利用機関となった。このことが死亡率の急速な低下等、公衆衛生の発展に大きな影響を与えたといわれる。

図1 人口動態調査体系図



(2) 調査の方法

人口動態統計調査は、出生、死亡、死産、婚姻、及び離婚について、その届出を受けた市町村長が1事件につき1枚の調査票を作成する。出生、死亡、婚姻及び離婚の各調査票は戸籍法による届書から、死産の調査票は死産の届出に関する規程による届書、その他の関係書類に基づいて作成される。作成された調査票は、保健所長、都道府県知事を経由して厚生労働省に提出される。厚生労働省ではこれらの調査票を集計して人口動態統計を作成し結果を公表している。

(3) 用語の説明

- 自然増加 : 出生数から死亡数を減じたもの
低体重児出生 : 出生時の体重が2,500g未満のもの
乳児死亡 : 生後1年未満の死亡
新生児死亡 : 生後4週未満の死亡
早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡
死産 : 妊娠満12週以後の死児の出産
周産期死亡 : 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

(4) 比率・指標の解説

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚} = \frac{\text{年間件数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000 \text{ (又は } 100,000\text{)}$$

[分母に用いた人口]

$$\text{自然増加率} = \frac{(年間出生数 - 年間死亡数)}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

[分母に用いた人口]

$$\text{死産率 (総数・自然・人口)} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出産数 (年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡・早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出生数+年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

2 那覇市人口

(1) 年齢（5歳階級）別人口

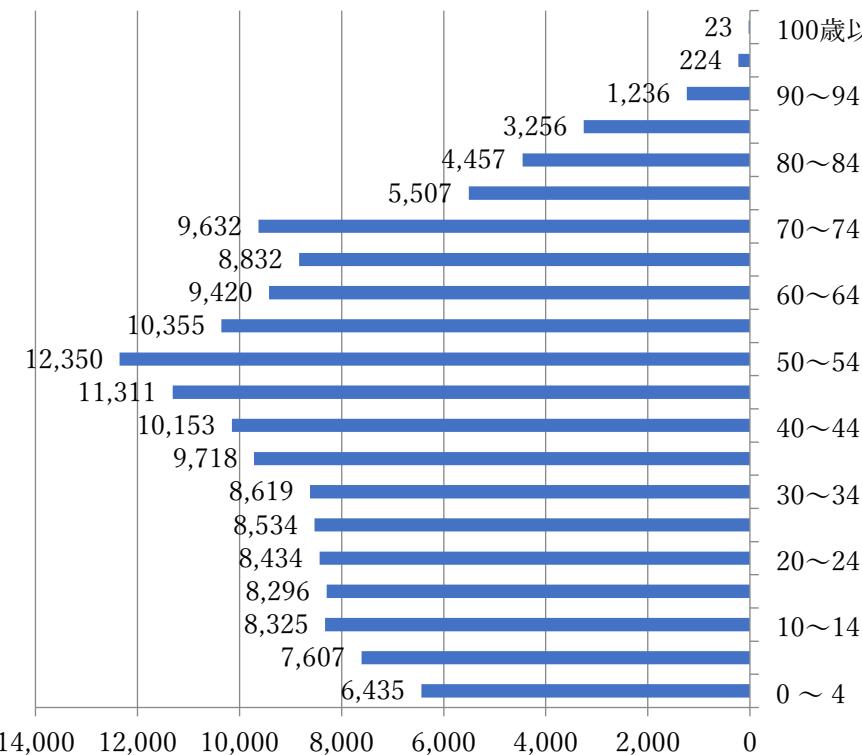
令和5年12月31日現在（令和4年は令和4年12月31日現在。）単位は人。

各歳別（齢）	男（R4年）	女（R4年）	男（R5年）	女（R5年）	男女合計（R4年）	男女合計（R5年）
0～4	6,834	6,401	6,435	6,123	13,235	12,558
5～9	7,824	7,632	7,607	7,285	15,456	14,892
10～14	8,383	8,093	8,325	8,076	16,476	16,401
15～19	8,242	7,992	8,296	8,104	16,234	16,400
20～24	8,504	8,134	8,434	8,282	16,638	16,716
25～29	8,640	8,152	8,534	7,992	16,792	16,526
30～34	8,909	8,500	8,619	8,357	17,409	16,976
35～39	9,835	9,791	9,718	9,550	19,626	19,268
40～44	10,185	10,402	10,153	10,350	20,587	20,503
45～49	11,936	12,041	11,311	11,561	23,977	22,872
50～54	12,096	12,024	12,350	12,160	24,120	24,510
55～59	10,017	10,372	10,355	10,609	20,389	20,964
60～64	9,418	9,701	9,420	9,747	19,119	19,167
65～69	9,072	9,755	8,832	9,640	18,827	18,472
70～74	9,587	10,819	9,632	10,705	20,406	20,337
75～79	5,017	6,717	5,507	7,166	11,734	12,673
80～84	4,550	6,952	4,457	6,883	11,502	11,340
85～89	3,217	5,642	3,256	5,701	8,859	8,957
90～94	1,169	3,031	1,236	3,183	4,200	4,419
95～99	202	1,004	224	1,083	1,206	1,327
100歳以上	29	209	23	184	238	207
合計	153,666	163,364	152,744	162,741	317,030	315,485

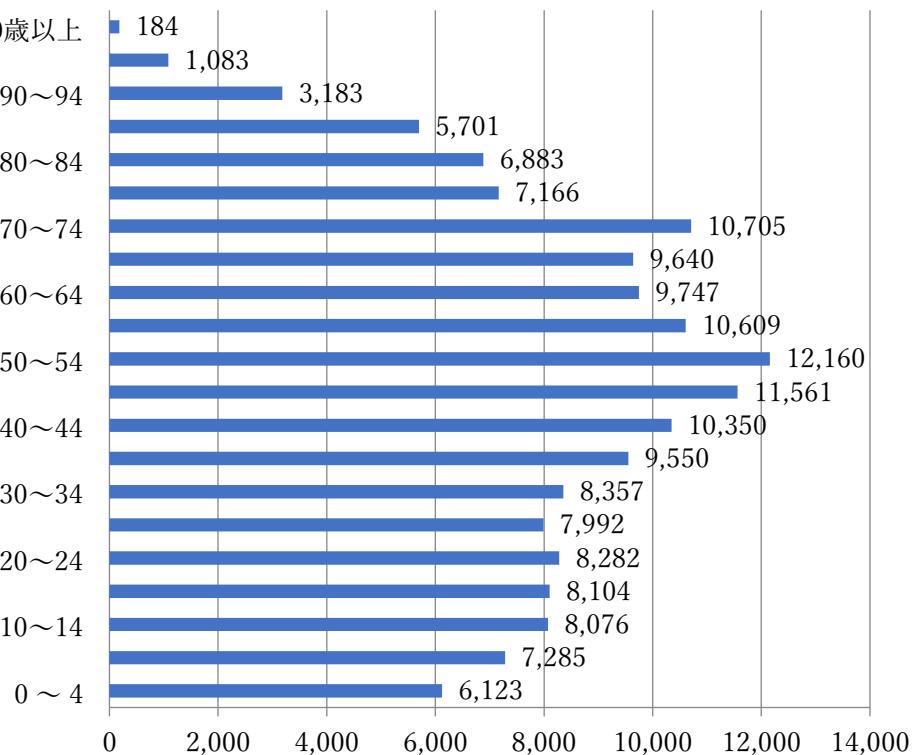
那覇市統計書 令和4年度版、令和5年度版

(2) 令和5年 年齢（5歳階級）別 人口ピラミッド

男性（R5年）



女性（R5年）



(3) 市・県・国の人口動態の推移

	出生数 (出生率・人 口千対)	死亡数 (死亡率・ 人口千対)	乳児死 亡数 (乳児死 亡率・出生 千対)	新生児死 亡数 (新生児死 亡率・出生 千対)	死産数			周産期死亡			婚姻件数 (婚姻率・ 人口千対)	離婚件数 (離婚率・ 人口千対)	人口 (千人)	
					総数 (死産率・ 出産千対)	自然死産 (自然死産 率・出産千 対)	人工死産 (人口死産 率・出産千 対)	総数 (周産期死 亡率・出產 千対)	22周以後の 死産数 (22周以後 の死産率・ 出産千対)	早期新生児 死亡数 (早期新生 児 死亡率・出 産 千対)				
令和3年	那覇市	2,570 (8.3)	3,043 (9.8)	2 (0.8)	- (-)	73 (27.6)	39 (14.8)	34 (12.9)	13 (5.0)	13 (5.0)	- (-)	1,395 (4.5)	610 (2.0)	311
	沖縄県	14,535 (10.0)	13,582 (9.4)	23 (1.6)	12 (0.8)	367 (24.6)	200 (13.4)	167 (11.2)	46 (3.2)	41 (2.8)	5 (0.3)	7,020 (4.8)	3,187 (2.2)	1,449
	全国	811,622 (6.6)	1,439,856 (11.7)	1,399 (1.7)	658 (0.8)	16,277 (19.7)	8,082 (9.8)	8,195 (9.9)	2,741 (3.4)	2,235 (2.7)	506 (0.6)	501,138 (4.1)	184,384 (1.5)	122,780
	那覇市	2,401 (7.8)	3,532 (11.4)	8 (3.3)	5 (2.1)	46 (18.8)	24 (9.8)	22 (9.0)	9 (3.7)	4 (1.6)	5 (2.0)	1,375 (4.4)	575 (1.86)	309
	沖縄県	13,594 (9.4)	15,054 (10.4)	23 (1.7)	7 (0.5)	299 (21.5)	157 (11.3)	142 (10.2)	42 (3.1)	35 (2.5)	7 (0.5)	6,546 (4.5)	3,087 (2.13)	1,446
	全国	770,759 (6.3)	1,569,050 (12.9)	1,356 (1.8)	609 (0.8)	15,179 (19.3)	7,391 (9.4)	7,788 (9.9)	2,527 (3.3)	2,061 (2.7)	466 (0.6)	504,930 (4.1)	179,099 (1.47)	122,030
	那覇市	2,202 (7.2)	3,443 (11.2)	1 (0.5)	- (-)	59 (26.1)	31 (13.7)	28 (12.4)	3 (1.4)	3 (1.4)	- (-)	1300 (4.2)	640 (2.09)	307
	沖縄県	12,549 (8.7)	15,110 (10.5)	22 (1.8)	9 (0.7)	312 (24.3)	165 (12.8)	147 (11.4)	29 (2.3)	22 (1.8)	7 (0.6)	6,316 (4.4)	3,170 (2.20)	1,443
	全国	727,288 (6.0)	1,576,016 (13.0)	1,326 (1.8)	600 (0.8)	15,534 (20.9)	7,152 (9.6)	8,382 (11.3)	2,404 (3.3)	1,943 (2.7)	461 (0.6)	474,741 (3.9)	183,814 (1.52)	121,193

出典：「人口動態調査確定数」（厚生労働省）、「沖縄県人口動態統計」、「沖縄県統計課推計人口」（那覇市人口）。

出生・死亡・婚姻・離婚率は、人口千対、乳児・新生児死亡率は、出生千対。

死産率は、出産（出生+死産）千対、周産期死亡率は出産（出生+22週以後の死産）千対である。

3 死因別分類表

本書の死因、疾患統計に使用されている統計分類表は、WHO より定められた「疾患および関連保険問題の国際統計分類」(International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 「ICD」と略)に基づいており、最新の分類は、平成 28 年 1 月より「ICD-10 (2013 年版) 準拠」が適用されました。以下の死因分類表は市内の死因原因について、死亡票を基に死因簡単分類表として保健所で集計したものです。

死因分類表の用語解説

疾病、傷害及び死因分類基本分類表（基本分類）

「ICD-10 (2013 年版) 準拠」の 3 衡及び 4 衡の基本となる分類項目で、この基本分類は約 14,600 項目からなっており保健・衛生行政、医学研究等の基礎となる分類です。

死因簡単分類表

基本分類の分類項目を集約し、死亡構造を概観できるものとされている分類表です。項目は、死亡数が一定数以上認められるもの、国民、研究者等に关心の高いものが選ばれています。項目数は約 130 あります。

「ICD の ABC (厚生労働省)」より

(1) 性別にみた死因順位(第10位まで)別、死亡数・構成割合

令和3年				令和4年				令和5年			
順位	死因	死亡数 (人)	死亡総数 に占める 割合(%)	順位	死因	死亡数 (人)	死亡総数 に占める 割合(%)	順位	死因	死亡数 (人)	死亡総数 に占める 割合(%)
総 数											
	全死因合計	3,043	100.0		全死因合計	3,532	100.0		全死因合計	3,443	100.0
1	悪性新生物	781	25.7	1	悪性新生物	807	22.8	1	悪性新生物	760	22.1
2	心疾患	438	14.4	2	心疾患	472	13.4	2	心疾患	487	14.1
3	老衰	279	9.2	3	老衰	378	10.7	3	老衰	466	13.5
4	脳血管疾患	203	6.7	4	その他の呼吸器系の疾患	231	6.5	4	その他の呼吸器系の疾患	250	7.3
5	その他の呼吸系疾患	202	6.6	5	脳血管疾患	213	6.0	5	脳血管疾患	189	5.5
6	肺炎	130	4.3	6	その他の特殊目的用コード	152	4.3	6	肺炎	154	4.5
7	肝疾患	79	2.6	7	肺炎	149	4.2	7	肝疾患	82	2.4
8	その他の特殊目的用コード	71	2.3	8	肝疾患	91	2.6	8	不慮の事故	80	2.3
9	その他の消化器系疾患	69	2.3	9	その他の消化器系の疾患	88	2.5	9	その他の特殊目的用コード	72	2.1
10	腎不全	62	2.0	10	不慮の事故	69	2.0	10	その他の消化器系の疾患	71	2.1
男											
	全死因合計	1,625	100.0		全死因合計	1,819	100.0		全死因合計	1,785	100.0
1	悪性新生物	454	27.9	1	悪性新生物	460	25.3	1	悪性新生物	435	24.4
2	心疾患	234	14.4	2	心疾患	246	13.5	2	心疾患	251	14.1
3	脳血管疾患	122	7.5	3	その他の呼吸器系の疾患	141	7.8	3	その他の呼吸器系の疾患	161	9.0
4	その他の呼吸系疾患	119	7.3	4	老衰	107	5.9	4	老衰	130	7.3
5	老衰	86	5.3	5	脳血管疾患	101	5.6	5	脳血管疾患	104	5.8
6	肺炎	86	5.3	6	肺炎	87	4.8	6	肺炎	87	4.9
7	肝疾患	52	3.2	7	その他の特殊目的用コード	70	3.8	7	肝疾患	58	3.2
8	自殺	39	2.4	8	肝疾患	57	3.1	8	不慮の事故	45	2.5
9	その他の消化器系疾患	38	2.3	9	不慮の事故	47	2.6	9	自殺	43	2.4
10	その他の特殊目的用コード	34	2.1	10	自殺	47	2.6	10	腎不全	38	2.1
女											
	全死因合計	1,418	100.0		全死因合計	1,713	100.0		全死因合計	1,658	100.0
1	悪性新生物	337	23.8	1	悪性新生物	347	20.3	1	老衰	336	20.3
2	心疾患	220	15.5	2	老衰	271	15.8	2	悪性新生物	325	19.6
3	老衰	193	13.6	3	心疾患	226	13.2	3	心疾患	236	14.2
4	その他の呼吸系疾患	83	5.9	4	脳血管疾患	112	6.5	4	その他の呼吸器系の疾患	89	5.4
5	脳血管疾患	81	5.7	5	その他の呼吸器系の疾患	90	5.3	5	脳血管疾患	85	5.1
6	肺炎	45	3.2	6	その他の特殊目的用コード	82	4.8	6	肺炎	67	4.0
7	その他の特殊目的用コード	31	2.2	7	肺炎	62	3.6	7	その他の特殊目的用コード	43	2.6
8	腎不全	30	2.1	8	その他の消化器系の疾患	49	2.9	8	その他の消化器系の疾患	41	2.5
9	その他の消化器系疾患	28	2.0	9	アルツハイマー病	41	2.4	9	その他の腎尿路生殖器系の疾患	37	2.2
10	その他の腎尿路生殖器系疾患	27	1.9	10	肝疾患	34	2.0	10	不慮の事故	35	2.1

注：「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」である。

順位について、死亡数同数の場合は、分類コードの上位から順位を付している。

厚生労働省の調査票青報を利用して独自集計。

(2) 悪性新生物の主な部位別及び生活習慣病の死亡数・死亡割合の推移と県・国との比較

	令和3年		令和4年		令和5年		沖縄県(令和5年)		全国(令和5年)	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
全死因合計	3,043	100.0	3,532	100.0	3,443	100.0	15,110	100.0	1,576,016	100.0
悪性新生物	781	25.7	807	22.8	760	22.1	3,404	22.5	382,504	24.3
(食道)	17	0.6	19	0.5	18	0.5	94	0.6	10,750	0.7
(胃)	50	1.6	42	1.2	42	1.2	200	1.3	38,771	2.5
(大腸) *	128	4.2	129	3.7	118	3.4	530	3.5	53,131	3.4
(肝臓)	53	1.7	45	1.3	42	1.2	186	1.2	22,908	1.5
(胆のう)	55	1.8	37	1.0	40	1.2	137	0.9	17,239	1.1
(膵臓)	74	2.4	75	2.1	68	2.0	319	2.1	40,175	2.5
(気管・気管支・肺)	135	4.4	148	4.2	146	4.2	660	4.4	75,762	4.8
(乳房)	43	1.4	41	1.2	41	1.2	169	1.1	15,763	1.0
(子宮)	16	0.5	19	0.5	25	0.7	81	0.5	7,137	0.5
(卵巣)	9	0.3	10	0.3	9	0.3	50	0.3	5,154	0.3
(前立腺)	34	1.1	28	0.8	25	0.7	154	1.0	13,429	0.9
(白血病)	23	0.8	32	0.9	30	0.9	140	0.9	9,869	0.6
(その他)	144	4.7	182	5.2	156	4.5	684	4.5	72,416	4.6
心疾患(高血圧性を除く)	438	14.4	472	13.4	487	14.1	1,977	13.1	231,148	14.7
(急性心筋梗塞)	88	2.9	109	3.1	75	2.2	257	1.7	31,003	2.0
(心不全)	147	4.8	155	4.4	184	5.3	679	4.5	99,233	6.3
(その他)	203	6.7	208	5.9	228	6.6	1,041	6.9	100,912	6.4
脳血管疾患	203	6.7	213	6.0	189	5.5	980	6.5	104,533	6.6
(脳内出血)	80	2.6	79	2.2	72	2.1	335	2.2	32,713	2.1
(脳梗塞)	104	3.4	103	2.9	87	2.5	475	3.1	57,575	3.7
(その他)	19	0.6	31	0.9	30	0.9	170	1.1	14,245	0.9
糖尿病	33	1.1	54	1.5	40	1.2	176	1.2	15,448	1.0

注: * 「結腸」と「直腸S状結腸移行部及び直腸」を示す。

「令和5年(2023) 人口動態統計(確定数)の概況」(厚生労働省)

「令和5年(2023) 沖縄県人口動態統計(確定数)の概況」(沖縄県保健医療総務課) より

(3) 年齢階級別死亡数

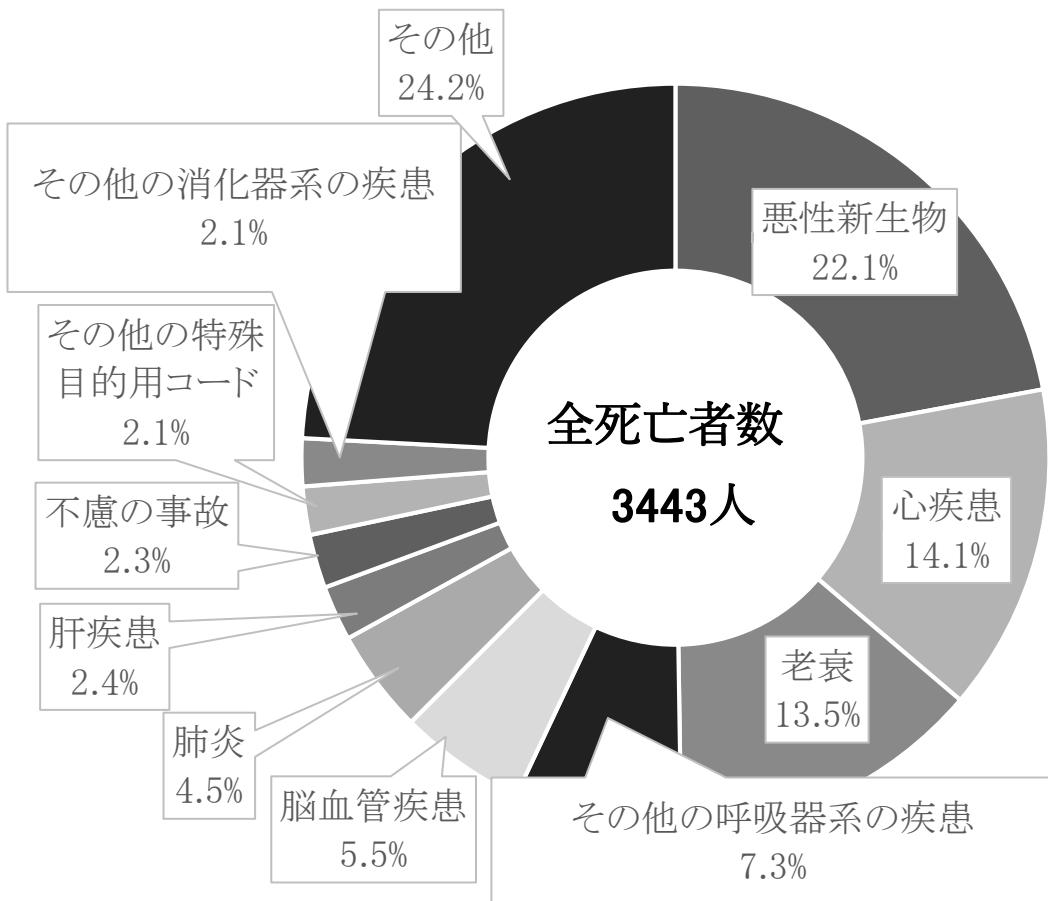
	令和3年			令和4年			令和5年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
年齢	3,043	1,625	1,418	3,532	1,819	1,713	3,443	1,785	1,658
0～4	4	1	3	9	6	3	4	3	1
5～9	3	1	2	1	0	1	2	0	2
10～14	1	1	0	3	1	2	3	1	2
15～19	2	1	1	4	4	0	1	0	1
20～24	8	4	4	3	0	3	6	4	2
25～29	6	2	4	8	6	2	5	4	1
30～34	7	4	3	13	9	4	4	3	1
35～39	11	6	5	11	8	3	24	21	3
40～44	22	13	9	39	29	10	22	17	5
45～49	46	31	15	46	29	17	50	31	19
50～54	67	45	22	95	54	41	68	43	25
55～59	111	76	35	87	58	29	87	55	32
60～64	115	86	29	154	112	42	159	112	47
65～69	218	143	75	232	153	79	195	136	59
70～74	299	212	87	345	232	113	333	236	97
75～79	268	171	97	306	188	118	291	202	89
80～84	436	256	180	503	302	201	462	266	196
85～89	550	284	266	633	324	309	676	343	333
90～94	517	204	313	602	217	385	630	228	402
95～99	272	78	194	334	74	260	311	65	246
100～	80	6	74	104	13	91	110	15	95

「令和3年 人口動態調査（厚生労働省）」、「令和4年 人口動態調査（厚生労働省）」、「令和5年 人口動態調査（厚生労働省）」より

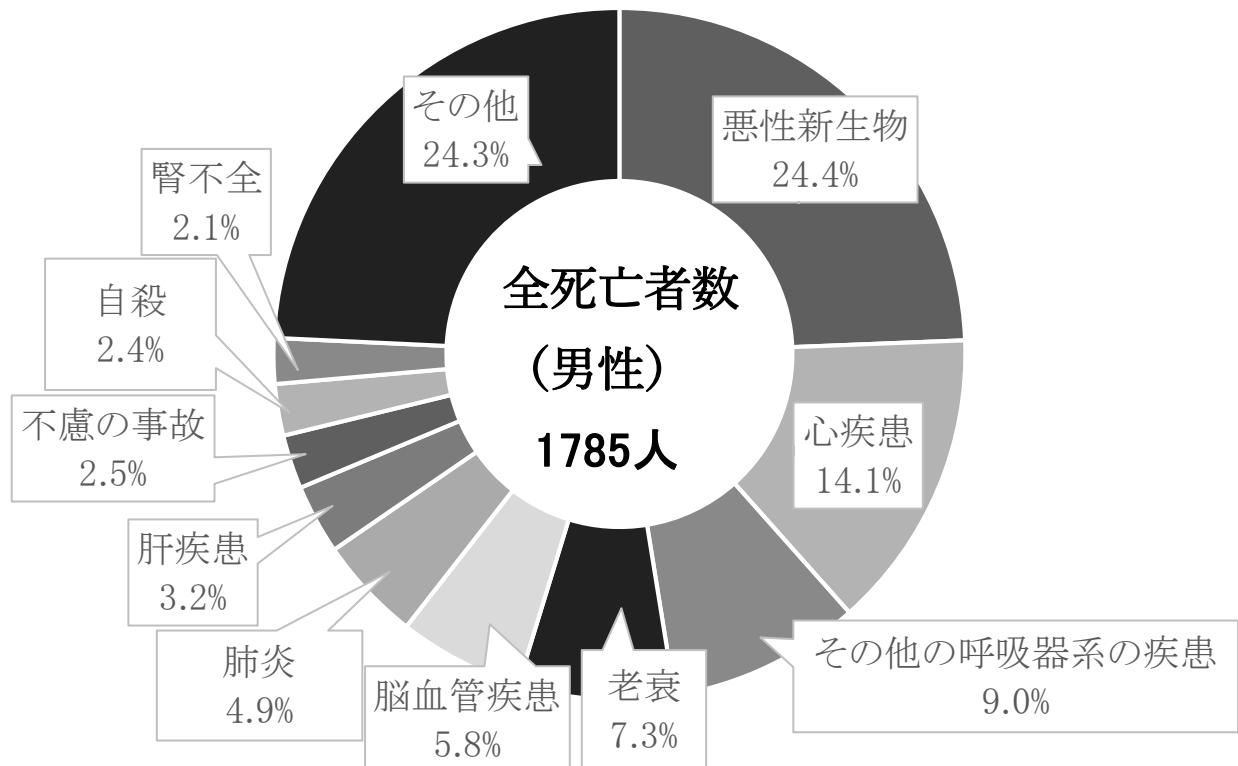
厚生労働省の調査票情報を利用して独自集計。

(4) 主要死因の割合

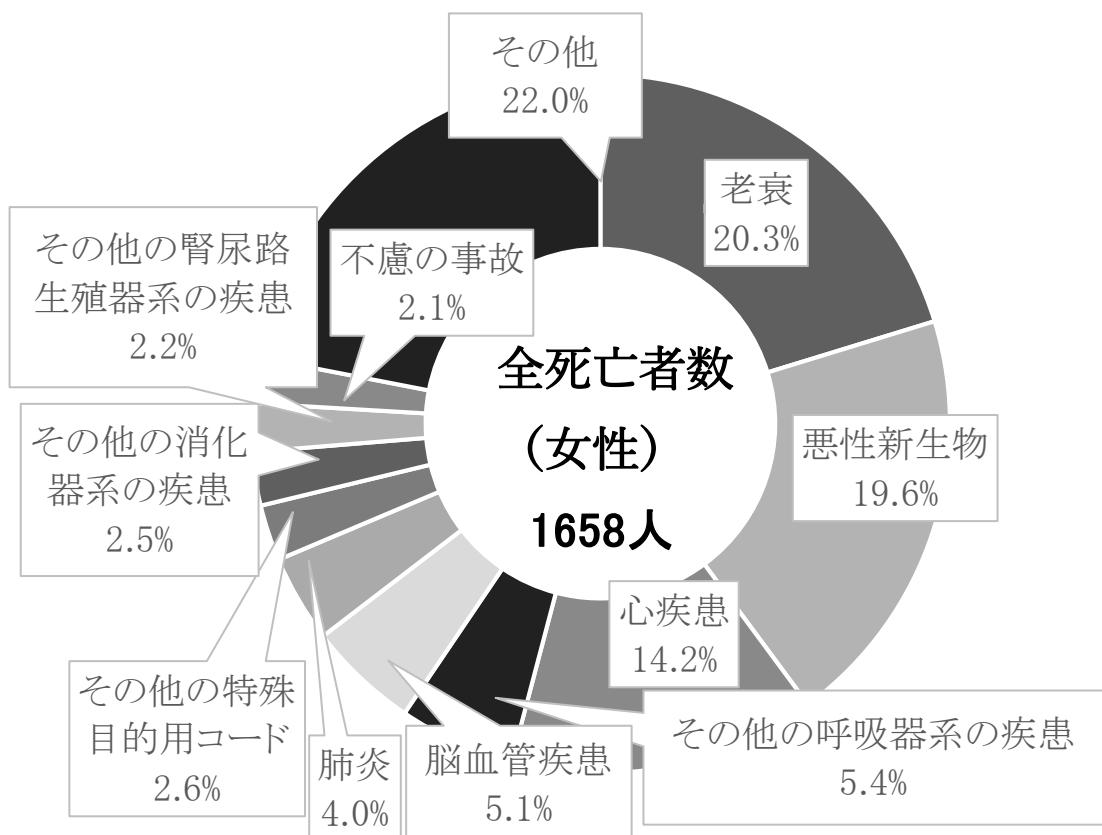
R5年 死亡状況



R5年 死亡状況(全年齢)男性



R5年 死亡状況(全年齢)女性



(5) 令和5年 死亡数、性、死因（死因分類）、年齢(5歳階級)那覇市

死因分類別死亡数（5歳分類別・男女計） 那覇市						死亡総数に占める割合(%)			0歳			1~4歳		
分類コード	死因分類名	総計	男（小計）	女（小計）	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
全死因合計		3443	1785	1658	100.0	100.0	100.0	1	0	1	2	1	3	
01100	腸管感染症	6	2	4	0.1	0.2	0.2							
01201	呼吸器結核	8	6	2	0.3	0.1	0.2							
01202	その他の結核	2	1	1	0.1	0.1	0.1							
01300	敗血症	49	29	20	1.6	1.2	1.4							
01401	B型ウイルス性肝炎	2	1	1	0.1	0.1	0.1							
01402	C型ウイルス性肝炎	2	1	1	0.1	0.1	0.1							
01600	その他の感染症及び寄生虫症	10	8	2	0.4	0.1	0.3							
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	28	21	7	1.2	0.4	0.8							
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	18	16	2	0.9	0.1	0.5							
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	42	26	16	1.5	1.0	1.2							
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	84	48	36	2.7	2.2	2.4							
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	34	22	12	1.2	0.7	1.0							
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	42	32	10	1.8	0.6	1.2							
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	40	22	18	1.2	1.1	1.2							
02108	脾の悪性新生物<腫瘍>	68	32	36	1.8	2.2	2.0							
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	1	1		0.1	0.0	0.0							
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	146	104	42	5.8	2.5	4.2							
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	5	4	1	0.2	0.1	0.1							
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	41		41	0.0	2.5	1.2							
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	25		25	0.0	1.5	0.7							
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	9		9	0.0	0.5	0.3							
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	25	25		1.4	0.0	0.7							
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	11	7	4	0.4	0.2	0.3							
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	8	3	5	0.2	0.3	0.2							
02118	悪性リンパ腫	31	17	14	1.0	0.8	0.9							
02119	白血病	30	19	11	1.1	0.7	0.9							
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	7	4	3	0.2	0.2	0.2							
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	65	32	33	1.8	2.0	1.9							
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	1	1		0.1	0.0	0.0							
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	23	12	11	0.7	0.7	0.7							
03100	貧血	6	4	2	0.2	0.1	0.2							
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	2	1	1	0.1	0.1	0.1							
04100	糖尿病	40	23	17	1.3	1.0	1.2							
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	44	25	19	1.4	1.1	1.3							
05100	血管性及び詳細不明の認知症	30	12	18	0.7	1.1	0.9							
05200	その他の精神及び行動の障害	8	5	3	0.3	0.2	0.2							
06100	髄膜炎	1	1		0.1	0.0	0.0							
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	5	3	2	0.2	0.1	0.1							
06300	パーキンソン病	19	15	4	0.8	0.2	0.6							
06400	アルツハイマー病	34	9	25	0.5	1.5	1.0							
06500	その他の神経系の疾患	38	20	18	1.1	1.1	1.1							
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	25	18	7	1.0	0.4	0.7							
09102	その他の高血圧性疾患	12	6	6	0.3	0.4	0.3							
09201	慢性リウマチ性心疾患	6	1	5	0.1	0.3	0.2							

死因分類別死亡数（5歳分類別・男女計） 那覇市			50～54歳			55～59歳			60～64歳			65～69歳		
分類コード	死因分類名		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全 死 因 合 計			43	25	68	55	32	87	112	47	159	136	59	195
01100	腸管感染症													
01201	呼吸器結核													
01202	その他の結核													
01300	敗血症					1	1	2		2	2	2	4	
01401	B型ウイルス性肝炎													
01402	C型ウイルス性肝炎					1	1							
01600	その他の感染症及び寄生虫症											1	1	
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>							4		4	1		1	
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>		1	1	1		1	3		3	2		2	
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>		1	1			3	1	4	1	3	4		
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	2	1	3	3	3	6	6	2	8	4	2	6	
02105	直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	1	1	2	4		4	2	3	5	5	2	7	
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>						4			4		1	1	
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>					1	1				1	1	2	
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>					2	2	7	2	9	3	4	7	
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>											1	1	
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	1	3	4	1	2	3	12	4	16	15	2	17	
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>					1	1					1	1	
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>		2	2		5	5		2	2		7	7	
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>		2	2		1	1		3	3		2	2	
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>		1	1		1	1		3	3				
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>											1	1	
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	1		1					1	1	1		1	
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>		1	1					2	2	1		1	
02118	悪性リンパ腫		1	1	1		1	4		4	1	2	3	
02119	白血病								1	1	2	1	1	2
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>													
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>		1	1	1		1	2	2	4	2	2	4	
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>													
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>						1	1				1	1	
03100	貧血											1	1	
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害													
04100	糖尿病	1	1	2	1		1	1		1	3	2	5	
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患						1	1	2	1		1	2	3
05100	血管性及び詳細不明の認知症													
05200	その他の精神及び行動の障害					2		2				1	1	
06100	髄膜炎													
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群											1	1	
06300	パーキンソン病													
06400	アルツハイマー病													
06500	その他の神経系の疾患						1	1	2	2	2	4	2	1
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	2		2	1		1							
09102	その他の高血圧性疾患											2	2	
09201	慢性リウマチ性心疾患													

70～74歳			75～79歳			80～84歳			85～89歳			90～94歳			95～99歳			100歳以上			不詳
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
236	97	333	202	89	291	266	196	462	343	333	676	228	402	630	65	246	311	15	95	110	0
1		1	1	1								2	2	1	1	2					
1	1	1		1	2		2	1		1	1		1		2	2					
			1		1				1	1											
2	1	3	4	4		8	5	1	6	7	5	12	6	3	9	1	1	2		2	2
									1	1						1	1				
1		1	1		1	2	1	3	1	1	2	1			1	1		1			
3	2	5	3		3	6		6	3	2	5		1	1					1	1	
3		3	1		1	2		2	3	1	4										
3	1	4	6		6	4	2	6	4	5	9	3	2	5	1	1	2				
9	3	12	10	2	12	7	6	13	4	10	14	1	4	5	2	1	3				
1	2	3	1	1	2	3	2	5	3	1	4	2			2						
5	1	6	5	1	6	7	1	8	7	2	9	3	3	6							
4	5	9	2	1	3	7	2	9	4	4	8	2	2	4		1	1		2	2	
5	5	10	6	4	10	5	9	14	4	5	9		6	6		1	1				
19	4	23	21	3	24	14	4	18	16	13	29	5	6	11		1	1				
1		1	1		1							1	1								
5	5		3	3		3	3		7	7		2	2		1	1		1	1		
3	3		4	4		3	3		2	2		2	2								
			1	1		2	2														
5		5	3		3	2		2	11		11	3		3							
		1		1		1	1	1	1	2	2		2	1	1	2					
1	1					1	1					1		1							
2	2	4		4	2		2	1	5	6	2	6	8								
4	4	3	2	5	4	4	8	3	2	5	2		2								
2	2	4	1		1				1		1		1	1							
3	6	9	4	3	7	6	1	7	8	11	19	4	3	7	1	2	3				
						1		1													
4	1	5	3		3	2	1	3	1	4	5		4	4	1		1				
						2		2	1	2	3										
1	1		1	1																	
4	1	5	2	2	4	5	3	8	3	4	7	1	3	4		1	1				
2	1	3	3		3	5	2	7	3	4	7	3	3	6	1	3	4		4	4	
			2	1	3	3	3	6	5	1	6		5	5	1	5	6	1	3	4	
		1	1	2	1		1					1	1		1	1					
2	1	3							1		1										
3	3	1	1	2	5	1	6	5	2	7	1		1								
2	2	1	1	2	2	4	6		6	6	1	8	9	3	5	8		1	1		
3	2	5	2	3	5	4	4	8	2	2	4	2	2	4		1	1				
6	6	3		3	1	1	2	3		3	2	2	4		2	2		2	2		
2	2								1	3	4	1		1		3	3				
1	1					1	1	1		1		3	3								

死因分類別死亡数（5歳分類別・男女計） 那覇市						死亡総数に占める割合(%)			0歳		1~4歳		
分類コード	死因分類名	総計	男（小計）	女（小計）	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	全死因合計	3443	1785	1658	100.0	100.0	100.0	1	0	1	2	1	3
09202	急性心筋梗塞	75	45	30	2.5	1.8	2.2						
09203	その他の虚血性心疾患	57	40	17	2.2	1.0	1.7						
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	36	15	21	0.8	1.3	1.0						
09205	心筋症	13	9	4	0.5	0.2	0.4						
09206	不整脈及び伝導障害	56	23	33	1.3	2.0	1.6						
09207	心不全	184	80	104	4.5	6.3	5.3						
09208	その他の心疾患	60	38	22	2.1	1.3	1.7						
09301	くも膜下出血	22	10	12	0.6	0.7	0.6						
09302	脳内出血	72	42	30	2.4	1.8	2.1				1	1	
09303	脳梗塞	87	48	39	2.7	2.4	2.5						
09304	その他の脳血管疾患	8	4	4	0.2	0.2	0.2						
09400	大動脈瘤及び解離	54	25	29	1.4	1.7	1.6						
09500	その他の循環器系の疾患	19	10	9	0.6	0.5	0.6						
10100	インフルエンザ	8	2	6	0.1	0.4	0.2						
10200	肺炎	154	87	67	4.9	4.0	4.5				1	1	
10300	急性気管支炎	1	1		0.1	0.0	0.0						
10400	慢性閉塞性肺疾患	32	26	6	1.5	0.4	0.9						
10500	喘息	5	3	2	0.2	0.1	0.1				1	1	
10601	誤嚥性肺炎	127	87	40	4.9	2.4	3.7						
10602	間質性肺疾患	71	46	25	2.6	1.5	2.1						
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	52	28	24	1.6	1.4	1.5						
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	8	5	3	0.3	0.2	0.2						
11200	ヘルニア及び腸閉塞	15	6	9	0.3	0.5	0.4						
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	24	10	14	0.6	0.8	0.7						
11302	その他の肝疾患	58	48	10	2.7	0.6	1.7						
11400	その他の消化器系の疾患	71	30	41	1.7	2.5	2.1						
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	18	8	10	0.4	0.6	0.5						
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	24	13	11	0.7	0.7	0.7						
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	15	6	9	0.3	0.5	0.4						
14201	急性腎不全	1		1	0.0	0.1	0.0						
14202	慢性腎臓病	59	33	26	1.8	1.6	1.7						
14203	慢性腎臓病	11	5	6	0.3	0.4	0.3						
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	53	16	37	0.9	2.2	1.5						
17201	心臓の先天奇形	2		2	0.0	0.1	0.1						
17400	その他の先天奇形及び変形	1	1		0.1	0.0	0.0						
18100	老衰	466	130	336	7.3	20.3	13.5						
18300	その他の症状、微候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	41	27	14	1.5	0.8	1.2	1	1				
20101	交通事故	12	9	3	0.5	0.2	0.3						
20102	転倒・転落・墜落	23	13	10	0.7	0.6	0.7						
20103	不慮の溺死及び溺水	8	4	4	0.2	0.2	0.2						
20104	不慮の窒息	17	6	11	0.3	0.7	0.5						
20105	煙、火及び火炎への曝露	1	1		0.1	0.0	0.0						
20107	その他の不慮の事故	19	12	7	0.7	0.4	0.6						
20200	自殺	58	43	15	2.4	0.9	1.7						
20300	他殺	1	1		0.1	0.0	0.0						
20400	その他の外因	39	21	18	1.2	1.1	1.1						
22201	新型コロナウイルス感染症	72	29	43	1.6	2.6	2.1						

死因分類別死亡数（5歳分類別・男女計） 那覇市				50～54歳			55～59歳			60～64歳			65～69歳		
分類コード	死因分類名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
全死因合計		43	25	68	55	32	87	112	47	159	136	59	195		
09202	急性心筋梗塞				2	3	5	1			1	8	1	9	
09203	その他の虚血性心疾患	2		2	2		2	1		1	3		3		
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患														
09205	心筋症										3		3		
09206	不整脈及び伝導障害	1		1	1	1	1	1	1	2					
09207	心不全	1		1	1		1	2	1	3	4		4		
09208	その他の心疾患	2		2	1	3	3			3	1	1	2		
09301	くも膜下出血				1	1	2	3	2	5					
09302	脳内出血	2		2	1		1	3		3	4	1	5		
09303	脳梗塞				1		1	2		2	5	1	6		
09304	その他の脳血管疾患										1		1		
09400	大動脈瘤及び解離				1	1	1		1	3	1	4	3		3
09500	その他の循環器系の疾患				1	1									
10100	インフルエンザ														
10200	肺炎	1		2			2	2	2	4	4	1	5		
10300	急性気管支炎														
10400	慢性閉塞性肺疾患								1		1	2		2	
10500	喘息								1		1				
10601	誤嚥性肺炎				1	1			1		1	2		2	
10602	間質性肺疾患	2		2	1		1	1	1	2	8		8		
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	2	1	3	1		1	1	2	3	1	4	5		
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍								2		2		1	1	
11200	ヘルニア及び腸閉塞												1	1	
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	3		3		2	2	2	1	3	1	1	2		
11302	その他の肝疾患	6	1	7	8	1	9	11	1	12	5	1	6		
11400	その他の消化器系の疾患					1	1	2	3		3	2	1	3	
12000	皮膚及び皮下組織の疾患											1		1	
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患								1		1	1	1	2	
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患									1	1	1		1	
14201	急性腎不全														
14202	慢性腎臓病						1	1				1		1	
14203	慢性腎臓病											1		1	
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患									1	1	2	1	3	
17201	心臓の先天奇形														
17400	その他の先天奇形及び変形														
18100	老衰								1		1				
18300	その他の症状、微候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2		2	2	2	4	2		2	5	2	7		
20101	交通事故	1		1				2		2	1		1		
20102	転倒・転落・墜落	1		1							1		1		
20103	不慮の溺死及び溺水						1	1			2	1	3		
20104	不慮の窒息	1		1							1	1	2		
20105	煙、火及び火炎への曝露														
20107	その他の不慮の事故						1	1				2	2		
20200	自殺	5	2	7	6		6	3	3	6	3	1	4		
20300	他殺					1		1							
20400	その他の外因	2	1	3		1	1	3	2	5	1		1		
22201	新型コロナウイルス感染症	1	1	2				2		2	2		2		

70~74歳			75~79歳			80~84歳			85~89歳			90~94歳			95~99歳			100歳以上			不詳
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
236	97	333	202	89	291	266	196	462	343	333	676	228	402	630	65	246	311	15	95	110	0
10	4	14	6	1	7	7	2	9	5	10	15	4	4	8	1	4	5		1	1	
4	1	5	4	2	6	6	2	8	9	3	12	5	5	10		2	2		1	1	
2		2			2		2	6	7	13	3	9	12	1	3	4		2	2		
2	1	3						4		4		1	1		1	1					
3	1	4	3	2	5	3	5	8	9	6	15	2	9	11	1	7	8		1	1	
8	4	12	10	9	19	10	14	24	19	21	40	18	27	45	6	16	22	1	12	13	
9	2	11	3	1	4	9	3	12	4	7	11	3	5	8		1	1		1	1	
2	2	4			2	2	1	1	2		3	3	1		1						
11	3	14	6	4	10	3	4	7	5	8	13	3	5	8	1	2	3		1	1	
6	1	7	6	3	9	7	7	14	9	7	16	9	10	19	3	9	12		1	1	
1		1	2		2		2	2						2	2						
1	2	3	2	1	3	3	6	9	6	8	14	3	7	10		2	2		1	1	
		2	1	3	3	1	4	1	2	3	2	2	4	1	1	2		1	1		
1		1							1	1	2		1	1		1	1		1	1	
7	4	11	15	1	16	13	9	22	19	16	35	17	27	44	2	4	6	3	2	5	
		1			1																
3		3	3		3	9		9	6	1	7	1	1	2	1	4	5				
										1	1				1	1	1		1	1	
3		3	7	1	8	13	2	15	28	9	37	26	17	43	5	6	11	2	4	6	
6	1	7	3	1	4	10	6	16	9	9	18	6	6	12		1	1				
6	1	7	4		4	4	5	9	6	5	11	1	3	4		2	2		1	1	
1	1	2	1		1							1	1	2							
2	1	3	2		2	1	1	2		2	2	1	3	4		1	1				
2		2		1	1	1	2	3		3	3		3	3							
4		4		2	2	1		1	1	1	2		1	1							
3	4	7	4	1	5	4	9	13	3	6	9	7	10	17	2	6	8		3	3	
3		3				2	2	4				1	7	8	1	1	2				
4	1	5				2	2	4	2	2	4	2	4	6					1	1	
1		1				2	2	2	1	3	1	3	4	1	2	3					
													1	1							
4		4	2	1	3	7	3	10	9	7	16	9	9	18	1	4	5		1	1	
1		1				1	1	1	3	4	1	1	2	1	1	2					
1	1	2	1	1	2	4	6	10	6	7	13	1	13	14	1	4	5		3	3	
						1	1								1	1					
												1	1								
2	2	4	6	5	11	18	18	36	40	58	98	37	112	149	19	105	124	7	36	43	
4	4	8	1	1	2	2	1	3	2	1	3	1	2	3		1	1				
2		2	1	1	2								1	1							
1		1	2	2	3	1	4	2	2	4	3	2	5	1	2	3	1	1	2		
						2	2														
1		1	1	1	1	3	4	2	2	4		1	1		2	2		1	1		
						1	1														
1	1	2	2	1	3	1		1	4	1	5	1		1	1	1	2		1	1	
6		6	3	1	4	1		1	2		2	1	1	2							
1	3	4	4		4	4	2	6	1	2	3		2	2		2	2				
4	4	8	1	2	3	1	8	9	11	5	16	7	9	16		12	12		1	1	

厚生労働省の調査票情報を利用して独自集計。

IV 資 料

(資料1)

本市保健所学生等実習

職種	実習生所属学校等	実習期間	実習人数
看護師・ 保健師学生	沖縄県立看護大学4年次 (A グループ)	令和6年8月27日オリエンテーション 令和6年9月2日～9月18日	7人
	沖縄県立看護大学4年次 (B グループ)	令和6年8月27日オリエンテーション 令和6年9月24日～10月10日	7人
	名桜大学4年次	令和6年7月1日～7月4日	3人
	琉球大学医学部 保健学科 3年次 地域アセスメント	令和6年5月30日・6月6日・13日	2人
管理栄養士養成校 学生	沖縄大学4年次	令和6年9月17日～9月24日	4人
医学生	琉球大学医学部4年次	令和6年5月21日	26人
	獨協医科大学5年次	令和6年9月24日～9月27日	1人
研修医	自衛隊那覇病院	令和7年3月17日～3月21日	1人

令和6年度 那覇市保健医療審議会委員名簿

	氏名(フリガナ)	所属・役職名	発令年月日	保健所運営 分科会	健康増進歯科口 腔保健分科会	感染症分科会 地域保健	福祉分科会 精神保健
1	トモリ ヒロアキ 友利 博朗	那覇市医師会 会長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○	○	○	○
2	アラカキ ヒトシ 新垣 均	地方独立行政法人 那覇市立病院 副院長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○	○		○
3	クニヨシ サトシ 國吉 聰	沖縄県保健医療部 地域保健課 課長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○			○
4	イノウエ ヒロフミ 井上 博文	南部地区歯科医師会 会長	令和6年8月15日から 令和8年1月31日まで	○	○	○	
5	ナガミネ ミサコ 長嶺 美佐子	那覇市社会福祉協議会 副会長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○	○	○	○
6	テルヤ ケンジ 照屋 謙二	那覇地区学校保健会 会長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○	○		○
7	アラキ ナオヒコ 荒木 直彦	全国健康保険協会 沖縄支部 企画総務部長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○	○		○
8	タジマ シゲル 田島 繁	那覇市自治会長会連合会 会長	令和6年8月15日から 令和8年1月31日まで	○	○	○	○
9	サクガワ マサヨシ 佐久川 政吉	沖縄県立看護大学 教授	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○	○	○	○
10	ヨシダ ヨウコ 吉田 陽子	沖縄県栄養士会 理事	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○	○		
11	アカミネ ツヨシ 赤嶺 剛	沖縄県中小企業家同友会 副代表理事	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで		○		○
12	ナガスマ トシユキ 長沼 利幸	日本健康運動指導士会 沖縄県支部 理事	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで		○		
13	サクモト タケシ 佐久本 武	沖縄県食品衛生協会 会長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで	○			
14	イノハ カズコ 伊野波 和子	沖縄県保健医療部 健康長寿課 課長	令和6年8月15日から 令和8年1月31日まで		○		
15	タイラ カツヤ 平良 勝也	沖縄県保健医療部 感染症対策課 課長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで			○	
16	オオノ シンジ 大野 真治	琉球大学大学院医学研究科 ウイルス学講座 教授	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで			○	
17	ヤマモト カズコ 山本 和子	琉球大学大学院医学研究科 感染症・呼吸器・消化器内科 講座 教授	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで			○	
18	ヨシダ チエミ 吉田 智枝美	沖縄県看護協会 常任理事	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで			○	

19	アベ ヨシノリ 阿部 義則	沖縄県薬剤師会 専務理事	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで			○	
20	ササキ ヒデアキ 佐々木 秀章	日本赤十字社沖縄赤十字病院 第一救急集中治療部長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで			○	
21	シマブクロ モリヒロ 島袋 盛洋	田崎病院 病院長	令和6年2月1日から 令和8年1月31日まで				○

(令和6年8月15日 那霸市保健医療審議会全体会議開催日時点)

那覇市保健所事業概要 - 令和6年度 -

令和7年（2025年）11月発行

発行：那覇市健康部保健所保健総務課

〒902-0076

那覇市与儀1丁目3番21号

電話：098-853-7964

FAX：098-853-7965
